天然記念物及び名勝
青野山保存活用計画

令和６年(2024) ３月

津和野町教育委員会

序

青野山は、津和野町の南西部にそびえ立ち、国道９号線をはじめとして町内各所で目にすることができます。その様子は津和野百景図にも特徴的な崩れとともに多く描かれており、昔から津和野のシンボルであったことが伺えます。

この青野山は、地形・地質学上の学術的価値と観賞上の価値が認められ、令和元年10月に国の天然記念物及び名勝に指定されました。

このたび、青野山保存活用計画策定委員会を設け、この貴重な文化財の価値を明らかにするとともに、保存管理の基本的な考え方や整備活用の方針を示した「天然記念物及び名勝青野山保存活用計画」を策定いたしました。策定にあたっては、学識経験者や地元住民代表らで構成される委員の皆様に様々な見地からご意見をいただき、ようやくその成果をここにまとめて刊行するに至りました。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご助言、ご指導をいただきました文化庁、島根県教育庁文化財課、島根県自然環境課、策定委員会委員の皆様、並びにご協力をいただきました多くの関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

令和６年３月

津和野町長　**下　森　博　之**

目　次

序

第１章　計画策定の沿革・目的 ----------1
第１節　計画策定の沿革 …… 1
第２節　計画の目的 …… 3
第３節　計画策定の範囲（対象） …… 4
第４節　委員会の設置・経緯 …… 6
１　委員会の設置 …… 6
２　委員会開催の経緯 …… 7
第５節　他の計画との関係 …… 9
１　本計画の位置づけ …… 9
２　上位計画・関連計画 …… 10
第６節　計画期間 …… 20

第２章　青野山の天然記念物及び名勝指定の概要 ----------21
第１節　指定に至る経緯 …… 21
第２節　指定の状況 …… 22
１　指定等の告示 …… 22
２　指定説明文とその範囲 …… 24
３　指定地の状況 …… 27

第３章　青野山の価値に関わる背景 ----------30
第１節　自然的調査 …… 30
１　青野山に関する自然環境の概要 …… 30
２　青野山の地質 …… 31
３　青野山一帯の植物・動物 …… 39
４　青野山の景観条件（青野山の可視可能な範囲等） …… 42
第２節　人文的調査 …… 46
１　歴史的な位置づけ …… 46
２　名勝としての位置づけ …… 48
３　眺望の対象としての青野山 …… 50
４　宗教的な対象としての青野山 …… 51
５　青野火山岩の石材利用 …… 51
６　青野山に関連する生業 …… 52
７　近代以降の活用 …… 54

第４章　青野山の本質的価値と構成要素 ----------56
第１節　青野山の天然記念物及び名勝としての本質的価値 56
第２節　構成要素 57
１　構成要素の特定の考え方 57
２　構成要素 58

第５章　青野山の現状・課題 ----------75
第１節　保存（保存管理） 75
１　保存（保存管理）の現状 75
２　保存（保存管理）の課題 75
第２節　活用 77
１　活用の現状 77
２　活用の課題 78
第３節　整備 80
１　整備の現状 80
２　整備の課題 80
第４節　運営・体制の整備 81
１　運営・体制の現状 81
２　運営・体制の課題 81

第６章　青野山の保存・活用の理念と基本方針 ----------84
第１節　天然記念物及び名勝の保存・活用の理念 84
第２節　取組の基本方針 85
１　保存（保存管理）の基本方針 85
２　活用の基本方針 85
３　整備の基本方針 86
４　運営・体制の整備の基本方針 86

第７章　青野山の保存（保存管理） ----------88
第１節　保存（保存管理）の方向性 88
第２節　保存（保存管理）の方法 89
１　調査研究 89
２　青野山の価値の周知と景観の維持･保全 89
３　定期的な点検や維持管理 90
４　安全管理 91
５　現状変更等への適切な対処 91
６　追加指定への対応 91
７　土地の公有化の検討 91
８　その他関係法令への対応 91
第３節　現状変更等の取扱 92
１　現状変更等の考え方 92
２　現状変更等の区分と対象 93
３　現状変更等の取扱基準 96

４　届出手続きの弾力化（事後届出とする行為）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
５　現状変更等の手続き・・98

第８章　青野山の活用----------**101**
第１節　活用の方向性・・・101
第２節　活用の方法・・101
１　調査研究における青野山の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
２　教育における青野山の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
３　登山・健康づくり、自然観察等の場としての青野山の利用促進・・・・・・・・・・102
４　地域資源活用のネットワークづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
５　青野山に関する情報発信及びガイダンス機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
６　青野山を生かした観光交流や地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

第９章　青野山の整備----------**106**
第１節　整備の方向性・・・106
第２節　整備の方法・・106
１　保存のための整備・・・106
２　活用のための整備・・・107

第 10 章　青野山の運営・体制の整備----------**111**
第１節　運営・体制の整備の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
第２節　運営・体制の整備の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
１　管理団体としての体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
２　幅広い連携・協力と地域社会総がかりの体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112

第 11 章　施策の実施計画----------**114**
第１節　実施計画の策定・・・114
１　実施計画の計画期間・・・114
２　施策のプログラム・・114
第２節　施策・事業の実施への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118

第 12 章　経過観察----------**119**
第１節　経過観察の方向性・・・119
第２節　経過観察の方法・・120
１　経過観察の基本的な内容と手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
２　経過観察の内容・・・121

第１章　計画策定の沿革・目的

第１節　計画策定の沿革

青野山は島根県南西端の津和野町笹山・耕田・直地に所在し、主峰である標高 907m の青野山（旧字名「青野山」「青野」）と、その東側約１㎞にある標高 684mの小青野山（旧字名「首山」）で構成されている。

津和野町歴史文化基本構想（平成 23 年(2011）３月策定）において、青野山を関連文化財群※1「山と森に関する関連文化財群」及び歴史文化保存活用区域※2「青野山一帯の自然と農と暮らしの文化」を構成する主要な要素として位置づけ、文化財として指定等を目指すこととしており、この構想に基づいて津和野町教育委員会では平成 24 年度(2012)・25 年度(2013)に青野山の地質的・歴史的な調査を実施し、平成 26 年(2014) 3 月に青野山調査報告書を刊行している。

この調査をもとにして津和野町では、青野山の天然記念物及び名勝としての文化財指定を目指すこととし、土地所有者の調査や同意取得を進めた結果、指定の条件が整った範囲を対象にして平成 31 年度(2019)に天然記念物及び名勝としての文化財指定の意見具申を行うに至った。

その結果、青野山は、地形・地質上の学術的価値に加え、中世までは信仰の対象として、近世以降はそこに景勝地としての価値を加えつつ現在に至っており、その観賞上の価値が高いことが認められ、令和元年(2019)10 月 16 日、天然記念物及び名勝に指定された。

その後、令和３年(2021) 7 月、国に認定された津和野町文化財保存活用地域計画は、津和野町歴史文化基本構想を発展的に再構成した文化財のマスタープランかつアクションプランであり、事業として保存活用計画の策定、登山道や案内板・説明板の整備、各種の調査等を位置づけるとともに、重点プロジェクトとして「青野山保存・整備・活用プロジェクト」を設定している。

本計画の策定は、上記の津和野町文化財保存活用地域計画に基づくものであり、天然記念物及び名勝「青野山」を確実に保存し、有効に活用するため、その基本となる指針等を明らかにする計画の策定が必要となった。

※1　関連文化財群

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組み。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、総合に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。

※2　歴史文化保存活用区域（文化財保存活用区域）

文化財が特定の範囲に集中している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される。

なお、文化財保存活用地域計画（文化庁の指針）では「文化財保存活用区域」と名称変更がなされているが、津和野町文化財保存活用地域計画では歴史文化基本構想の名称を継承している。



図 1-1　天然記念物青野山の位置



写真 1-1　青野山の全景、左は小青野山（北側より）

第２節　計画の目的

本計画の目的は、天然記念物及び名勝青野山を将来にわたって確実に保存し、有効かつ適切に活用していくことにあり、そのための最も基本となる計画である。

こうしたことから本計画は、天然記念物及び名勝としての青野山の現状や本質的価値、現状の課題を明らかにし、それらを踏まえた望ましい将来像（基本理念）を描き出すとともに、その実現に向けた保存、活用、整備及び運営・体制等のあり方や内容を明示するものである。

なお、本計画を策定することによる意義・期待される効果については次のようになる。

【本計画の意義及び期待される効果】

○青野山を次世代へ継承するために必要な措置を明らかにし、日常的な維持管理や必要な復旧、利用に資する整備、防災・防犯対策、情報発信、普及啓発等を計画的に推進することができる。

○青野山の現状や特色、保存・活用のための措置等を、土地所有者等（占有者、管理者を含む）や住民・地域団体をはじめ広く公開・周知することで、管理者だけでは対応が難しい維持管理や活用等に対して幅広い協力・支援が期待される。また、本計画の運営・体制の整備等において「地域社会総がかりの体制」とそれに関する措置を明記することで、関係する措置の実施につながり、「地域社会総がかりの体制」の具体化が期待できる。

○行政における青野山の保存活用や、大学等の外部機関における研究活動をベースにして、地域団体や民間団体等の産業界において活用を進めることで、産官学が連携して青野山の魅力を高めることができる。

○現状変更等の行為を行う場合に、必要な許可や届出、法に基づく手続き等が分かりやすくなる。

～文化庁長官の認定後～　※（改正）文化財保護法第 129 条の４（下記の枠内）

○現状変更等を行う際に通常必要となる文化庁長官の許可又は事前の届出に関して、認定保存活用計画に記載された行為については、事後の届出で足りることとする手続の弾力化が図られる。

（改正）文化財保護法第 129 条の４

第 129 条の２第３項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第４項の認定を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第 129 条第１項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

第３節　計画策定の範囲（対象）

本計画の中心的な対象（計画区域）は、天然記念物及び名勝の指定地（指定面積1,144,031.91㎡）と今後保護すべき範囲（追加指定候補地）である。

また、次の区域も青野山の保存・活用に密接に関係する「関連計画区域」として、本計画の対象とする。（図1-2を参照）

〇天然記念物との景観的な調和や関連する文化財等の一体的な保存・活用が望まれる区域（指定地・追加指定候補地の周辺）…関連計画区域内の資源の例示：地倉沼、鍋山、白糸の滝、雲井峯、北側の国道９号沿いにおける青野山の眺望エリア（麓耕景観形成地区、青野山眺望景観形成地区…景観計画）

さらに、計画の策定においては、上記の範囲以外における関連する文化財、文化施設等の活用も考慮する。

つまり、本計画は天然記念物及び名勝の指定地や追加指定候補地の保存・活用はもとより、その周辺をバッファーゾーンとして関連する文化財の保存・活用、環境・景観の保全・形成（調和）、更には町域レベル（必要に応じて町外…広域レベル）を含めて、当該天然記念物及び名勝との一体的又はネットワーク的な地域資源の活用等を目指すものである。

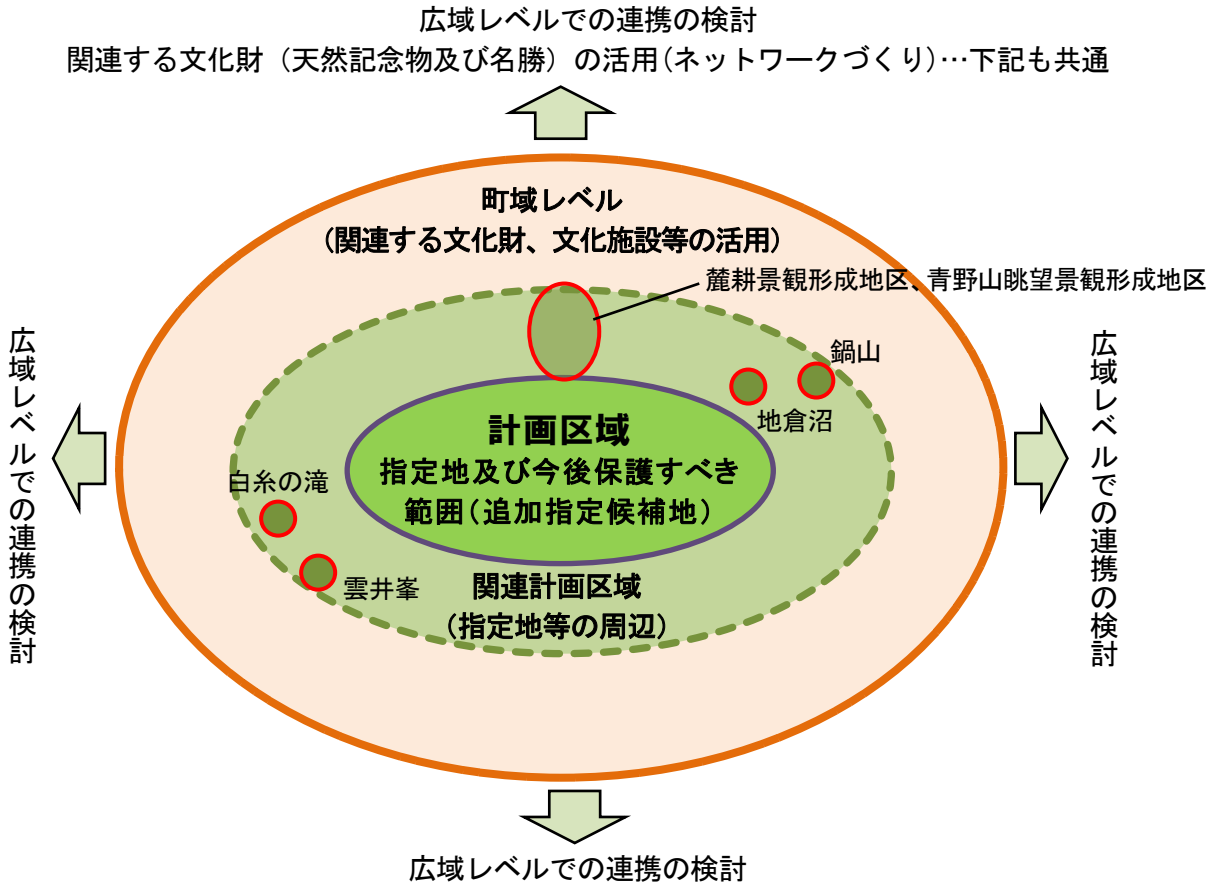

図1-2　計画策定の範囲（概念図）

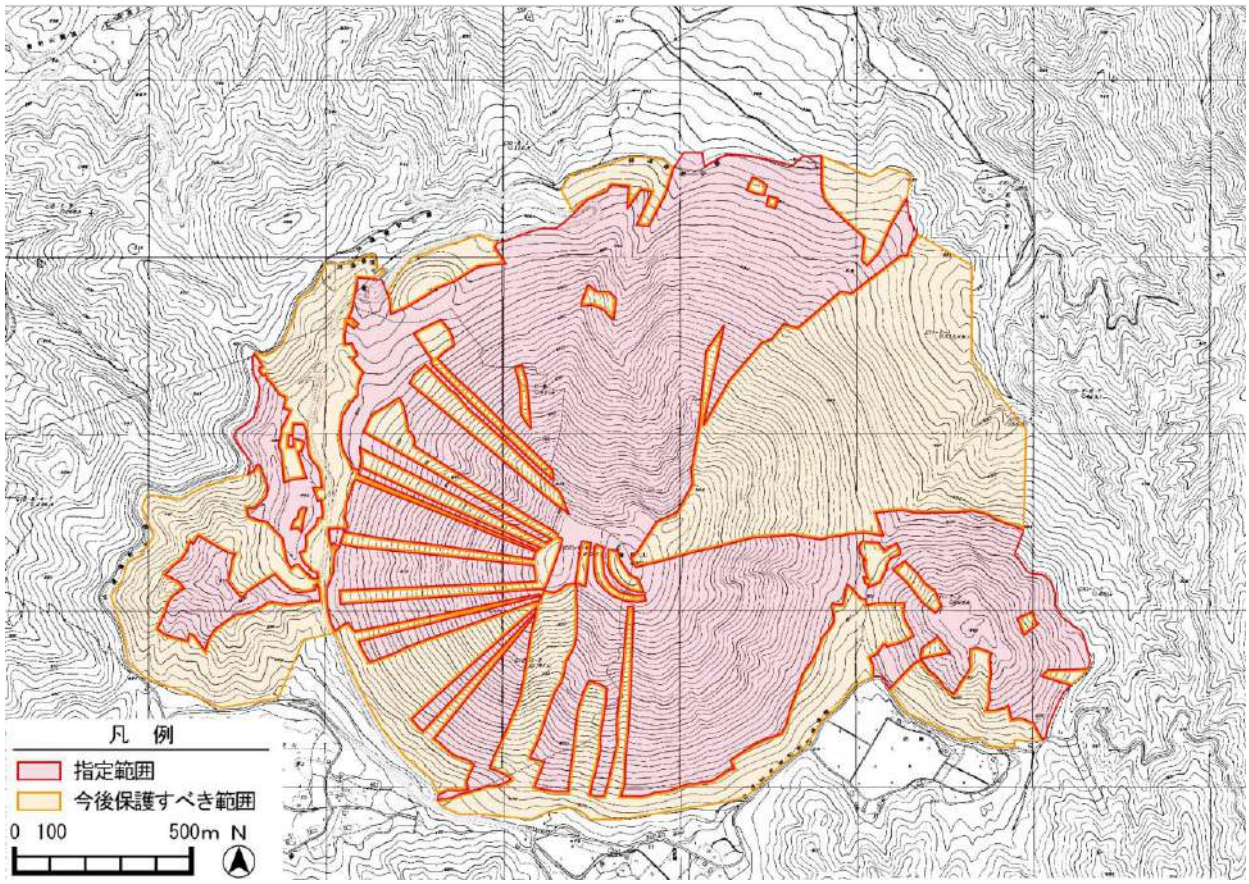

図 1-3　天然記念物の指定の範囲及び周辺の状況：計画区域（指定地及び今後保護すべき範囲）

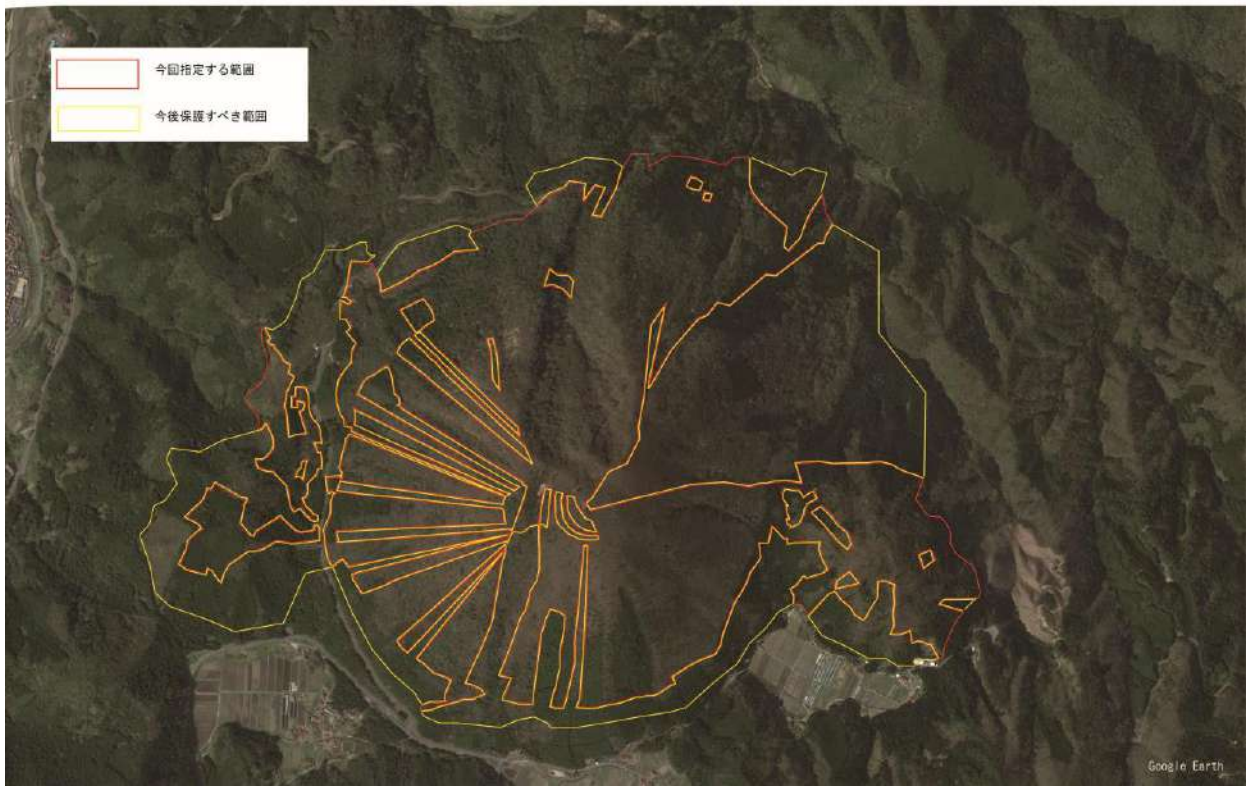

写真 1-2　天然記念物青野山の指定地等の状況（空中写真：撮影 2016 年４月 11 日）

©Google Earth

第４節　委員会の設置・経緯

１　委員会の設置

本計画を策定するにあたっては、学識経験者、地域代表者、地権者等によって構成する「青野山保存活用計画策定委員会」（以下、本文中では「策定委員会」という。）を、当該設置要綱に基づき設置する。

本計画は、策定委員会の協議・意見を踏まえるとともに、文化庁及び島根県教育庁の指導・助言を得ながら、令和３年度(2021)から令和５年度(2023)の３か年で策定する。

青野山保存活用計画策定委員会 名簿

【委員】　（敬称略・順不同）

役職	名　前	所　属	備考
委員長	脇田　浩二	山口大学教授（特命）	地質学
委員	福井　　亘	京都府立大学教授	景観生態学
副委員長	柳井　良仁	津和野町文化財保護審議会委員	
委員	池田　和哉	津和野町観光協会会長	
委員	長嶺　清見	笹山（ささやま）自治会会長	
委員	伊藤　礼治	麓耕（ろくごう）自治会会長	～令和５年３月 31 日
委員	村上　巖雄	麓耕自治会会長	令和５年９月１日～
委員	大中　留男	直地上（ただち）自治会会長	～令和４年３月 31 日
委員	木村　一広	直地上自治会会長	令和４年 12 月 20 日～
委員	村上　巖雄	小川地区まちづくり委員会会長	令和４年３月 28 日～ 令和４年６月 26 日
委員	藤井　昌幸	小川地区まちづくり委員会会長	令和４年 12 月 20 日～
委員	田中　祐子	青野山活用推進委員会会長	令和４年 12 月 20 日～

※任期：令和３年(2021)12 月 20 日～

【指導・助言】

柴田　伊廣　　文化庁文化財第二課（天然記念物部門）
青木　達司　　文化庁文化財第二課（名勝部門）
田原　淳史　　島根県教育庁文化財課　企画幹（～令和５年３月 31 日）
是田　敦　　島根県教育庁文化財課　課長補佐（令和５年４月１日～）

【オブザーバー】

松浦　香代子　島根県環境生活部自然環境課　企画員（～令和５年３月 31 日）
土屋　浩志　　島根県環境生活部自然環境課　課長補佐（令和５年４月１日～）
大下　弘樹　　島根県環境生活部自然環境課　主任（令和５年４月１日～）

【関係課（津和野町）】

堀　　重樹　　津和野町商工観光課　課長
永田　達哉　　津和野町商工観光課　主任主事
益井　仁志　　津和野町農林課　課長（～令和４年３月 31 日）
小藤　信行　　津和野町農林課　課長（令和４年４月１日～）

岡本　直也　　津和野町農林課　主任主事
桑原　正勝　　津和野町農林課　主任主事 再任用

【津和野町教育委員会（事務局）】

世良　清美　　教育長（～令和４年２月 28 日）
庵野　敏人　　教育長職務代理者（令和４年３月１日～31 日）
岩本　要二　　教育長（令和４年４月１日～）
齋藤　道夫　　教育次長（～令和４年３月 31 日）
　　主任主事（令和４年４月１日～令和５年５月 31 日）再任用
山本　博之　　教育次長（令和４年４月１日～）
宮田　健一　　教育次長補佐
伊藤　悟郎　　社会教育係長
小杉　紗友美　文化財係長
宮下　浩　　主任技師（～令和４年３月４日）
河良　純平　　主任主事

２　委員会開催の経緯

策定委員会は、令和３年度(2021)に２回、令和４年度(2022)に２回、令和５年度(2023)に１回、合計５回開催する予定である。

【第１回策定委員会】

日時：令和３年(2021)12 月 20 日（月）　14：15～17：00
会場：津和野藩校養老館　北棟
＜協議事項等＞
○策定委員会の設置、委員長・副委員長の選任について
○保存活用計画の概要と構成（目次案）について
○スケジュールについて
○保存活用計画　第１章～３章（素案）について
・第１章　計画策定の沿革・目的
・第２章　青野山の概要
・第３章　青野山の本質的価値と構成要素
○その他


写真 1-3　第１回策定委員会

【第２回策定委員会】

日時：令和４年(2022) ３月 29 日（火）
　　9：00～11：30
　　※３月 28 日（月）は現地視察
会場：津和野庁舎大会議室
＜協議事項等＞
○第１～４章（案）の修正について
・第１章　計画策定の沿革・目的


写真 1-4　第２回策定委員会

・第２章　青野山の天然記念物及び名勝指定の概要
・第３章　青野山の価値に関わる背景
・第４章　青野山の本質的価値と構成要素
○第５・６章（素案）について
・第５章　青野山の現状・課題
・第６章　青野山の保存・活用の理念と基本方針
○その他

【第３回策定委員会】

日時：令和４年(2022)12 月 20 日（火）
14：30～16：40
会場：津和野藩校養老館　北棟
＜協議事項等＞
○第１章～第６章（案）の修正について
○第７章（素案）について
・第７章　青野山の保存（保存管理）
○その他



写真 1-5　第３回策定委員会

【第４回策定委員会】

日時：令和５年(2023) ３月 30 日（木）
9：00～11：45
※３月 29 日（水）は現地視察
会場：津和野藩校養老館　北棟
＜協議事項等＞
○第１章～第７章（案）の修正について
○第８章～第 10 章（素案）について
○その他



写真 1-6　第４回策定委員会

【第５回策定委員会】

日時：令和５年(2023)12 月 19 日（火）
9：00～11：40
会場：津和野庁舎増築棟　２階会議室
＜協議事項等＞
○委員長・副委員長の選任について
○第１章～第 10 章（案）の修正について
○第８章・第 12 章（素案）について
○その他



写真 1-7　第５回策定委員会

第５節　他の計画との関係

１　本計画の位置づけ

本計画は、津和野町の最上位計画である第２次津和野町総合振興計画、及び教育・文化関係の上位計画（津和野町教育ビジョン、津和野町文化財保存活用地域計画、津和野町津和野伝統的建造物群保存地区保存計画）等を踏まえるとともに、島根県文化財保存活用大綱（令和２年度策定）を勘案して策定した。

また、策定にあたっては、教育・文化財部門の計画とともに、津和野町歴史的風致維持向上計画、津和野町景観計画等の関連計画と整合・調整を図った。

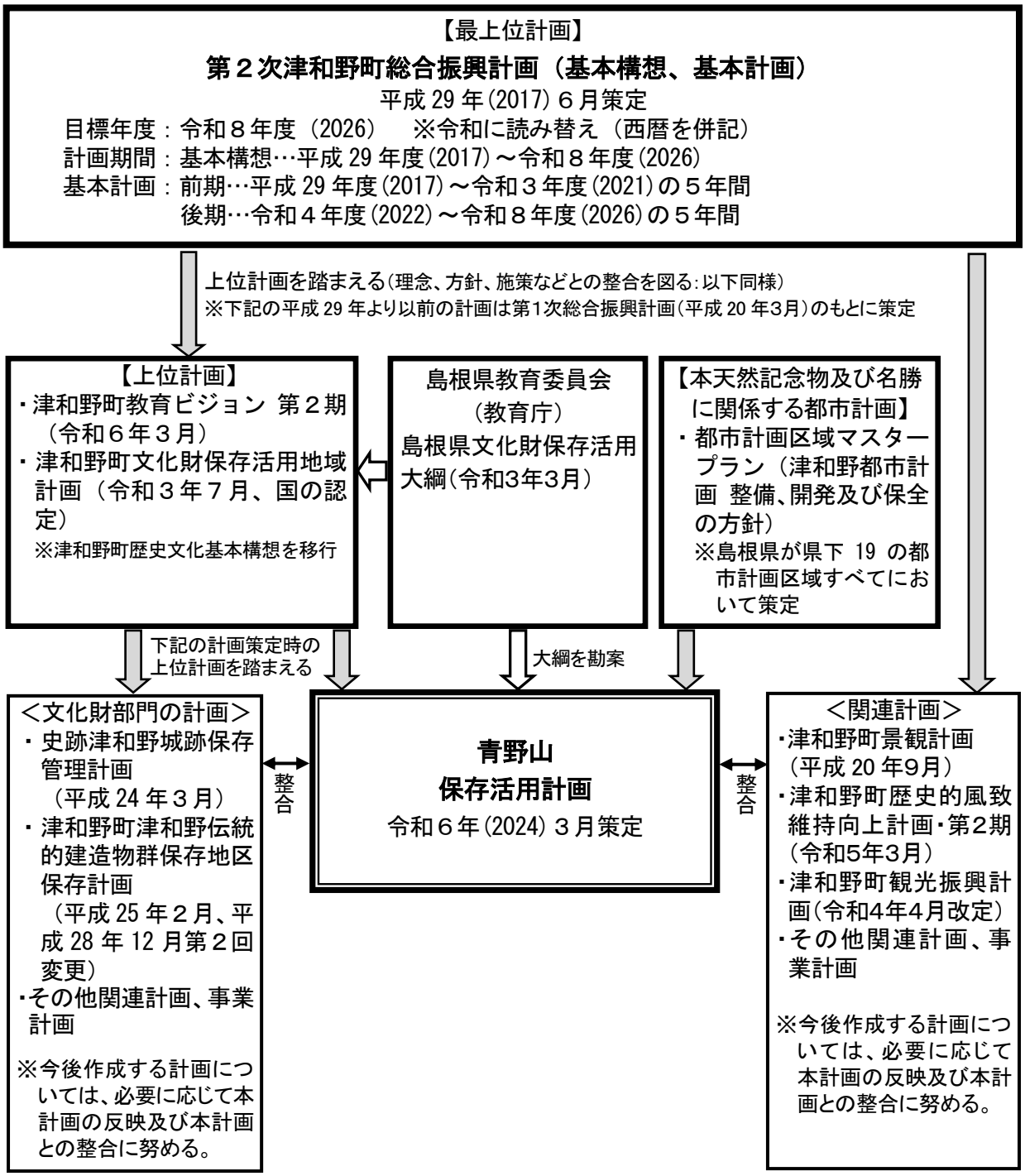

図 1-4　計画の位置づけ（上位計画、関連計画等との関係）

２　上位計画・関連計画

（１）上位計画

ア　第２次津和野町総合振興計画

第２次津和野町総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）は、これらの行政課題に対して本町の特性や地域資源を生かしながら、地域の様々な主体による住民自治と協働のまちづくりをさらに推進するものであり、平成 29 年(2017) ６月に策定した。

総合振興計画は、大きくは基本構想と基本計画からなり、平成 38 年度(2026)を目標年度としている。このうち基本計画は、10 年間を前期と後期に分け、令和４年度(2022)からは、後期基本計画に入っている。

基本構想では、まちづくりの目標として、基本理念と将来像を掲げ、そのもとに５つの基本目標と実現方策及び 10 年後の津和野町（まちづくりの方向）を示している。

基本構想を受けて基本計画では、政策分野別に現況と課題、基本方針、施策の内容、主要指標を明らかにしている。

文化財については、後期基本計画の「第４章　文化・芸術」において、主要事業「文化財の保存・活用」及び「伝統文化の継承」を位置づけている。

青野山を含む文化財の保存･活用については、「基本目標２：学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり」において取り組むこととなる。

基本構想

基本理念

人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり

↓

将来像

ひと（人）と ひと（人）の絆で結ぶ　津和野ブランドによる協働のまちづくり

～好きです津和野　これまでも　そして、これからも～

基本目標

基本目標１：ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり
基本目標２：学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり
基本目標３：働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり
基本目標４：助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくり
基本目標５：多くの人々と交流し開かれたまちづくり

↓

計画実現の方策(協働のまちづくり、男女共同参画、行財政運営、情報化、広域行政の推進)

↓

10 年後の津和野町（まちづくりの方向）…基本目標ごとに体系化

[計画期間：平成 29 年度(2017)～令和８年度(2026)]

⇩

前期基本計画(平成29年度～令和３年度)・後期基本計画(令和４年度～８年度)

基本構想の体系に基づき、政策分野別（38 の分野…一例：生活用水・下水道、ごみ処理、道路整備、学校教育、観光、健康づくり、地域福祉、交流、協働のまちづくりなど）に現況と課題、基本方針、施策の内容、主要指標を明記

イ　津和野町教育ビジョン　第２期

津和野町教育ビジョンは、改正教育基本法の第 17 条第２項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画に位置づけられるものであり、本町の教育の理念や目標、施策を示し、町民の理解と参画を得て「協働」による教育を推進するための指針となるものである。

各小・中学校にとっては、各学校で教育目標、教育方針、各年度の重点目標等の設定や、特色ある学校づくりを進める上での指針となるものである。また、保育所や津和野高校との連携強化の指針となるものである。各公民館・文化施設等にとっては、施設の運営方針や重点目標の設定、各施設間または学校等との連携を図るとともに、文化振興の指針となるものである。

計画期間は、令和６年度から令和 10 年度までの５年間である。

本ビジョンでは、スローガン「学ぶ心を育て文化の薫り高いまちづくり」と基本理念「自立心と公共心に富み、自然とふるさとを愛し、共に生きる力をもって自らの人生と郷土・国家・世界の未来を切り拓く『津和野人』の育成」のもとに、学校教育、社会教育、文化振興の方向と目標、具体的な取組等を明らかにしている。

このうち青野山を含む文化財に関する具体的な取組については、文化振興における「文化財の保存・活用と民俗芸能の継承」の中で設定している。

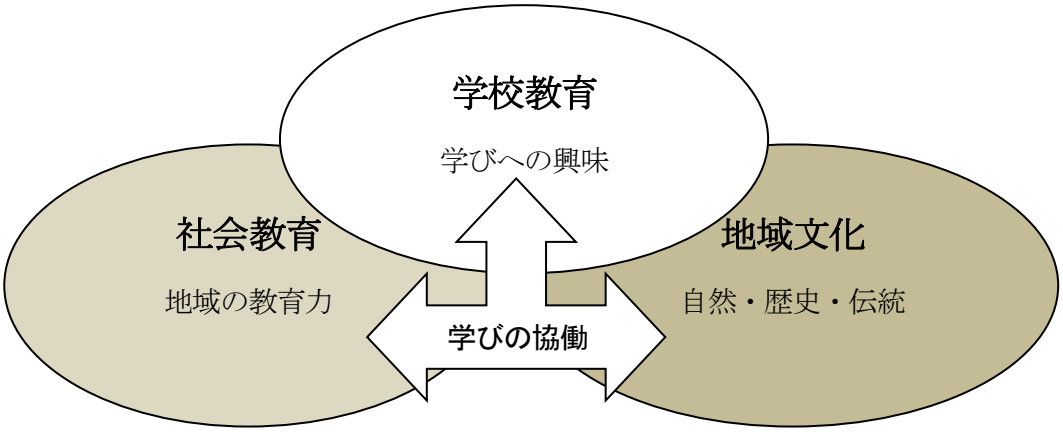

図 1-5　教育連携のイメージ

本計画における「生かす」について

本計画においては、本町の最上位計画である『第２次津和野町総合振興計画』に即して「活かす」ではなく「生かす」を使用する。

また、文化審議会国語分科会より示された**『新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）』**（令和３年３月 12 日）では、漢字使用の原則として「常用漢字表にある字種（漢字）や音訓を用いる」とされ、例が示されている。なお、「固有名詞（地名・人名）には常用漢字表にない漢字も使うことができる」とされている。

例）活かす（表にない訓）→生かす、活(い)かす、絆（表にない漢字）→きずな、絆(きずな)

※文化審議会：文部科学省に設置された審議機関

ウ　津和野町文化財保存活用地域計画

津和野町文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）は、本町の文化財の保存・活用に関するマスタープランかつアクションプランであり、本町が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した計画である。

また、地域計画の主たるねらい（具現化する役割・効果）を次のように掲げている。

〇文化財の調査の推進と価値の共有化

〇文化財の地域活性化や観光振興への活用

〇アクションプランとしての実効性の確保

〇地域社会総がかりでの文化財の保存・活用

こうしたねらいを具体化するため、文化財の概要と特徴及び課題等を踏まえつつ、文化財の保存・活用の基本理念と方針のもとに、文化財の調査と保存・活用及び推進体制づくりの事業（措置）及び下記に示す 10 の重点プロジェクトを設定している。これらのうち青野山に関するのは「青野山保存・整備・活用プロジェクト」である。

（1）文化財の保存・活用の地域社会総がかり体制（態勢）づくりプロジェクト

（2）藩校養老館・津和野町郷土館整備・活用プロジェクト

（3）津和野城跡・城下町遺跡等整備・活用プロジェクト

（4）高津川の文化的景観保存･活用プロジェクト

（5）天領と鉱山の遺産整備・活用プロジェクト

（6）歴史の道整備・活用プロジェクト

（7）民俗芸能伝承・再構築プロジェクト

（8）日本遺産活用プロジェクト

（9）亀井家墓所・永明寺整備・活用プロジェクト

(10) 青野山保存・整備・活用プロジェクト

なお、地域計画の作成過程では、平成 23 年(2011)に策定した津和野町歴史文化基本構想を検証しつつ、その継承・発展を図っており、同構想は地域計画へと移行させることとした。

エ　津和野都市計画区域マスタープラン（島根県）

島根県では、21 の都市計画区域すべてにおいて都市計画区域マスタープランを策定している。

このうち津和野町については、津和野都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）として、都市計画区域の概ね 20 年後の都市の姿を展望し、都市づくりの理念や土地利用や都市施設の整備、自然的環境の整備・保全に関する方針等を定めている。

なお、津和野町において対象となる都市計画区域は津和野地区であり、旧城下町を含む市街地、集落地及びその周辺の山地部の一部となっている。

この都市計画区域のうち、本天然記念物及び名勝が位置するのは「橋北地区」の一部（東側の山地部）であり、災害防止の観点から市街化の抑制を図ることになる。また、青野山に直接関係するものではないが、橋北地区の街並みの景観の維持･保全は青野山の眺望の確保、橋南地区東側斜面の棚田群の保全は、青野山と一体的な景観形成につながるものである。

表 1-1　津和野都市計画区域マスタープランにおける基本理念と市街地像及び土地利用の方針

＜都市づくりの基本理念＞
〇津和野の歴史・伝統・文化を生かした交流のまちづくり
〇優れた自然環境の保全・活用を目指したまちづくり
〇安全で快適な居住環境整備による定住促進のためのまちづくり

地域ごとの市街地像と土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針		
地　区	将来の市街地像	土地利用の方針
橋北地区	本地区は、ＪＲ津和野駅を起点に、観光関連の商業施設や公共施設、住居等都市機能など本町の中心を担ってきた地区である。今後も観光の拠点として歴史的・文化的資源の保全･活用を図るとともに、人と環境にやさしい空間として都市機能の充実と街並みの一体的整備を図る。	住宅や観光関連の商業施設、公共施設など混在しているため、土地利用の純化を図り、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。また歴史的文化施設や街並みが形成されている地区については、その景観の維持・保全を図る。
橋南地区	本地区は、本町の教育機関が集積するなど、良好な居住環境を有している。橋北から連続する観光資源の活用を図るとともに、道路や駐車場などの整備を進め、良好な住環境の維持・保全を図る。	町内の教育機関が集中していること、また比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。東側斜面に広がる棚田群は、地区固有の景観を構成しており、開発行為等の抑制を基本に積極的な保全を図る。
中座・門林地区	本区域唯一の優良農地として保全を図り、居住環境と調和した快適な田園居住地域としての環境整備を図る。	本地区は区域内唯一の貴重な優良農地が分布しており、地区固有の田園風景を構成していることから、優良農地として積極的な保全を図る。
大蔭地区	道の駅「津和野温泉なごみの里」を核として、周辺部にこれに連携する機能誘導を図り、本町中心部への南の玄関口として、交流拠点機能の向上を目指す。	本地区は津和野町の中心部への南の玄関口として機能強化を図る。また道の駅「津和野温泉なごみの里」と連携する機能を導入し、新たな交流拠点の形成を図る。
災害防止の観点から市街化の抑制を図る地区	―	建築基準法第３９条（災害防止区域）、地すべり等防止法第３条（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第６条（土砂災害警戒区域）、第８条（土砂災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則的に市街化の抑制を図る。

オ　島根県文化財保存活用大綱

平成 30 年(2018)の文化財保護法の改正（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律）により、地域に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財の総合的・計画的な保存・活用を推進するため、都道府県では域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「文化財保存活用大綱」の策定ができることとなった。これに基づき島根県教育庁では、令和２年度(2020)に『島根県文化財保存活用大綱』が策定された。

この大綱策定の背景として、過疎化・少子高齢化の進行、人々の価値観の多様化、文化財の担い手や後継者不足から文化財が失われる危機にあることから、地域の文化財の計画的な保存・活用あり方として「文化財を守り、伝える体制づくり」「地域社会総がかりでの文化財の継承」「文化財をまちづくりの核として活用」の必要性が認識されている。

こうした背景を踏まえ、基本理念「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、

郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」及び３つの基本方針と取組が設定されている。

さらに、文化財を未来へつなぎ、地域に生かしていくために、市町村や所有者への必要な支援、地域総がかりで文化財を災害や犯罪被害から守り、未来へつないでいくための取組（文化財のデータベース化、防災・防犯マニュアルの作成、島根県文化財救済ネットワークの構築）が示されている。

津和野町の青野山を含む文化財の保存･活用も、この大綱を踏まえ、県の支援を得ながら進めることになる。

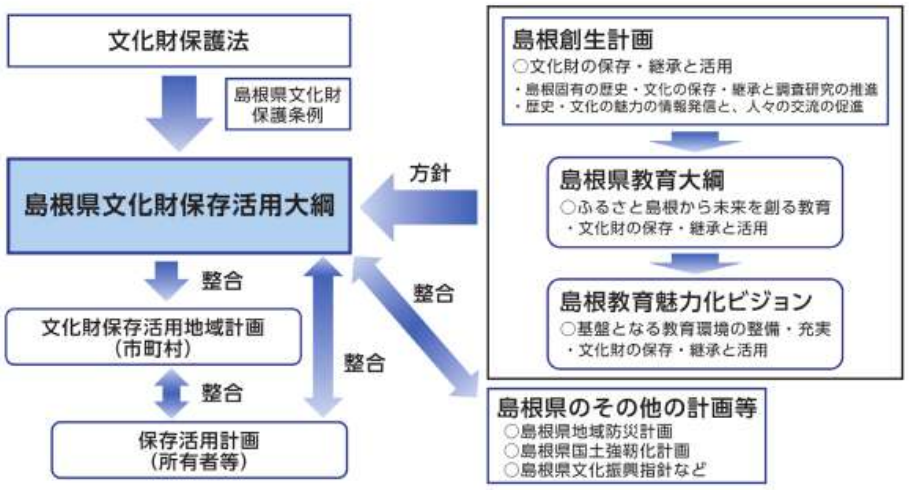

図 1-6　島根県文化財保存活用大綱の位置づけ

（２）関連計画

ア　津和野町景観計画

津和野町では、昭和 48 年(1973)に定めた「津和野町環境保全条例」が、景観づくりにおいても柱となっていた。

平成 16 年(2004)に景観法が定められ、現在の状況や社会的ニーズにあった景観のあり方を考えることが必要となってきたため、理念や方針と合わせてより具体的な内容を定める「津和野町景観計画」を、平成 20 年(2008) 9 月に策定した。同時に、この景観計画に基づく津和野町景観条例を制定、平成 21 年(2009) 4 月から施行し、景観行政に取り組んでいる。

景観計画区域は、津和野町全域とし、大規模な景観行為及び屋外広告物の設置・掲出に際して届出が必要となり、景観形成基準等への配慮が求められる。

さらに、景観計画区域のうち、特に良好な景観を保全し、今後とも良好な景観の形成を図る区域として、12 の景観形成地区を指定している。このうち本天然記念物及び名勝に関わる地区は、麓耕景観形成地区、青野山眺望景観形成地区及び旧城下町に関わる景観形成地区である。

津和野町は、前記のように 12 の景観形成地区を指定しており、そのうち青野山に関しては、次の８地区が関係し、本町の景観における青野山の存在の大きさを示す。

＜青野山の山裾部の景観形成地区＞※青野山の眺望にも関係

○山並景観形成地区：青野山の西側山裾部

○町田・森村景観形成地区：青野山の西側山裾部（上記の下部）

○麓耕景観形成地区：青野山の北側山裾部

＜青野山の眺望に関わる景観形成地区＞

○城山景観形成地区：津和野地域（旧城下町一帯）

○本町界隈景観形成地区：津和野地域（旧城下町一帯）

○中座・大蔭景観形成地区：津和野地域（旧城下町一帯）

○殿町景観形成地区：津和野地域（旧城下町一帯）

○青野山眺望景観形成地区：青野山北側（日原までの直線的・帯状の地区）

それぞれの景観形成地区において、景観づくりのテーマと主要な取組を示し、建築物等の配置・位置、規模・高さ、形態意匠、色彩・素材、外構、その他についての基準等を設定している。

表 1-2　景観形成基準（景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針）

景観形成地区	景観づくりのテーマ	主要な景観づくりの取組
共通事項	「日本のふるさと・津和野」の景観づくり	○固有の景観づくり ○身近な景観づくり ○みんなの景観づくり
1城山景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり	●藩政時代の歴史的景観を保全する。 ●鷲原八幡宮・永明寺等の歴史的資源の保全と、自然や町並み景観とが調和した形態意匠・色彩とする。
2本町界隈景観形成地区	まとまりのある歴史的町並み景観づくり	●本町界隈の町並みと調和した形態意匠・色彩、高さ等を制限し、良好な歴史的景観を保全する。 ●青野山や城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
3町田・森村景観形成地区	田園と一体になった歴史的町並み景観づくり	●歴史的景観に調和した形態意匠・色彩とする。 ●旧主水畑の生活文化景観や野坂山・陶ヶ嶽、城山等の象徴的景観の見通しを保存する。
4中座・大蔭景観形成地区	津和野盆地の田園景観づくり	●各所の歴史的遺産や田園集落景観を保全し、これに調和した形態意匠・色彩とする。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。
5山並景観形成地区	津和野盆地周辺の山麓田園風景づくり	●津和野盆地周辺の借景的景観の保全を図る。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。 ●青野山・城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
6麓耕景観形成地区	青野山を背景にした田園集落景観づくり	●青野山を背景に、山麓に広がる段々畑と果樹園、集落によるまとまりのある景観を保全し、これに調和した建造物の形態意匠・色彩・高さとする。
7青野山眺望景観形成地区	国道9号沿いの、青野山を象徴としたまとまりのある眺望景観づくり	●国道９号やＪＲ山口線からの青野山眺望を妨げないよう建造物等の位置・配置に配慮し、沿道の集落と自然景観とが調和する形態意匠・色彩を用いる。
8左鐙・川筋景観形成地区	高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり	●高津川本支流域の景観に調和する形態意匠とする。 ●石積み棚田や段々畑等の生活文化景観を保全する。 ●渓谷や川筋の四季折々の自然景観を保全する。
9日原・枕瀬景観形成地区	高津川合流点地区の、まとまりのある町並み景観づくり	●高津川合流点の広がりのある河川景観を保全する。 ●まとまりのある町並み景観に配慮した形態意匠・色彩、高さとする。
10高津川筋景観形成地区	高津川流域の、まとまりのある田園集落景観づくり	●高津川中流域の広がりのある河川や山並み景観を保全し、これに調和する集落の建造物の形態意匠・色彩・高さに配慮する。
11堤田景観形成地区	里山に囲まれた田園の集落景観づくり	●照葉樹林の里山に囲まれたまとまりのある農村田園景観と調和する形態意匠・色彩、高さとする。 ●下瀬山や大クスノキ等の象徴的景観を保全する。
12殿町景観形成地区	城下町の歴史的景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承）	●伝統的な町並みと調和した形態意匠・色彩とする。 ●掘割と白壁等の殿町界隈の町並み景観を保全する。 ●野坂山・陶ヶ嶽、津和野川の眺望景観を保全する。

※太枠内は、青野山に関係する景観形成基準

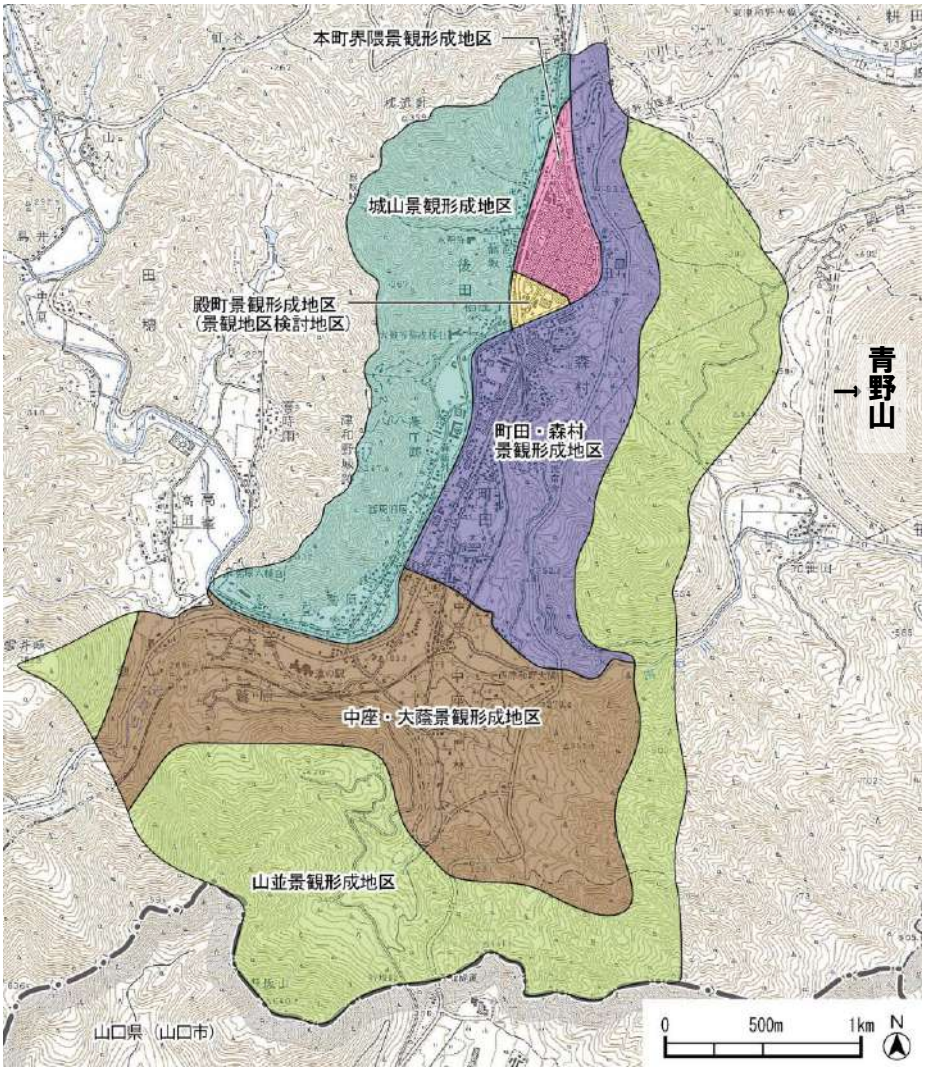

図 1-7　津和野地区の景観形成地区（旧城下町一帯）

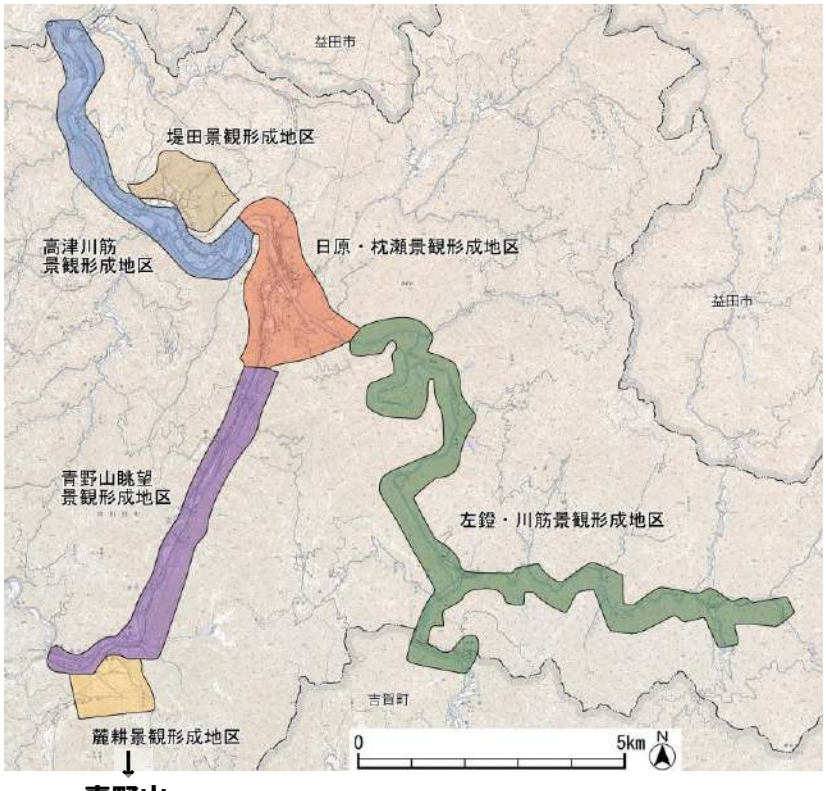

図 1-8　津和野地区以外の景観形成地区

イ　津和野町歴史的風致維持向上計画（第２期）

津和野町歴史的風致維持向上計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、本町の歴史的建造物や伝統行事等、地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している良好な環境（歴史的風致）を維持及び向上させ、まちや暮らしの環境とその魅力を守り、高めるとともに、後世に継承することを目的とするものである。

本計画は、平成 25 年(2013) ４月に国から認定を受けた第 1 期計画の計画期間が令和４年度（2022）末で終了することから、引き続き、本町の歴史的風致の維持及び向上を図るため第２期計画を策定し、令和５年(2023) ３月 29 日付けで、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定を受けた。

この計画では、本町における維持及び向上すべき歴史的風致、歴史的風致の維持及び向上に関する方針等を明らかにした上で、重点区域を設定している（次頁の図を参照)。

また、歴史的風致の維持及び向上に資する８つの事業（下表）を設定し、これらのうち「６　見晴らし広場周辺整備事業」は青野山の西麓付近にあたるとともに、「８　歴史文化遺産の保存・活用の地域社会総がかり体制（態勢）づくり事業」は町全域を対象としており、青野山の保存・活用も含まれることになる。

表 1-3　歴史的風致の維持及び向上に資する事業一覧

番号	事業名 （事業主体）	活用する事業名	事業期間	事業区域
１	伝統行事・民俗芸能支援事業 （津和野町）	文化財保存事業費関係補助金 町単独事業	平成 27 年度(2015)～ 令和 14 年度(2032)	町全域
２	歴史的建造物保存修理事業 （津和野町、建造物等所有者）	文化財保存事業費関係補助金 町単独事業	平成 25 年度(2013)～ 令和 14 年度(2032)	重点区域全域
３	津和野城及び城下町史跡群保存活用事業事（津和野町）	文化財保存事業費関係補助金 町単独事業	平成 25 年度(2013)～ 令和 14 年度(2032)	重点区域全域
４	津和野歴史的風致地区防災対策事業（津和野町）	文化財保存事業費関係補助金 町単独事業	平成 29 年度(2017)～ 令和 14 年度(2032)	重点区域全域
５	空き家再生事業（津和野町）	町単独事業	平成 27 年度(2015)～ 令和 14 年度(2032)	重点区域全域
６	見晴らし広場周辺整備事業 （津和野町）	町単独事業	平成 29 年度(2017)～ 令和 14 年度(2032)	重点区域(次頁の図を参照)
７	日本遺産活用事業 （津和野町､津和野町日本遺産活用推進協議会、関連団体）	町単独事業	平成 28 年度(2016)～ 令和 14 年度(2032)	重点区域全域
８	歴史文化遺産の保存・活用の地域社会総がかり体制（態勢）づくり事業（津和野町）	文化財保存事業費関係補助金 町単独事業	令和3年度(2021)～ 令和 14 年度(2032)	町全域

※アミ掛け部分は青野山に関係する事業

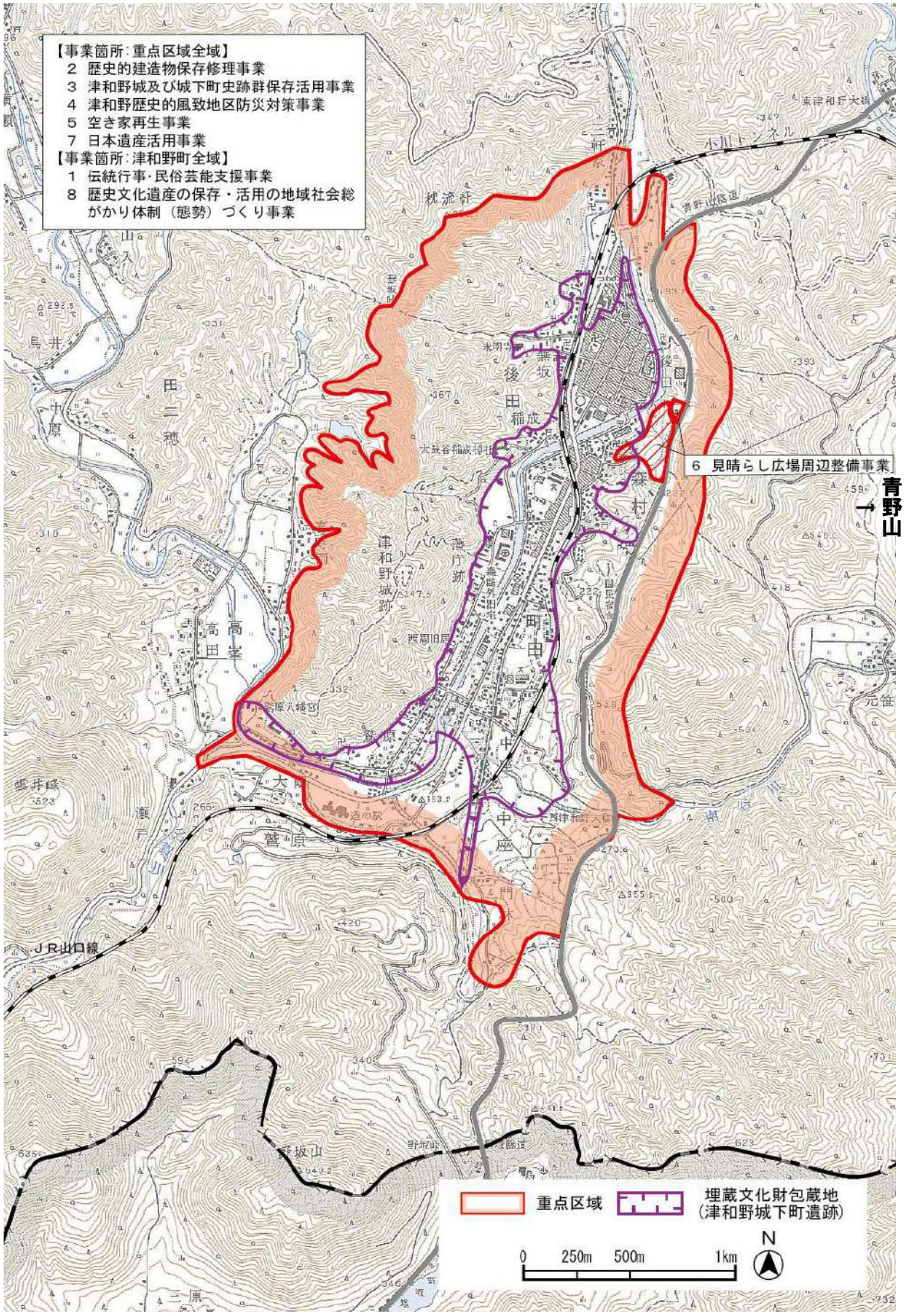

図 1-9　津和野歴史的風致地区（重点区域）の範囲と事業計画

ウ　津和野町観光振興計画

定住人口が減少する中、中長期的な視点で町を維持・活性化するためには、地域外貨の獲得が必要不可欠であり、観光資源が豊かな津和野町においては、裾野が広い観光産業の振興が地方創生の重要な柱となっている。

平成 29 年(2017) 3 月に策定している前計画では、実施策の記載にとどまっていたが、令和４年(2022) 4 月に改定した計画では、施策別の定量目標を５年間（令和４年度から令和８年度の各年）で設定し、各施策を成果へとつなぐこととしている。

青野山に関しては、基本戦略２の「日本遺産を通じた地域活性化計画の実施事業」が該当し、津和野百景図に描かれた青野山についても、その活用を目指すことになる。

【津和野町が目指す観光の姿】

【目指す姿・観光ビジョン　※前計画を継承】

観光理念「また来てみたい」観光まちづくり

【ミッション】

商品やサービスをアップデートし、新しい魅力を数多く生み出します

いつ来ても〈楽しい〉・〈美味しい〉・〈新しい〉観光を提供します

滞在時間の向上により、宿泊率の向上と経済効果の拡大を目指します

【今後の観光ターゲット】

・アクティブシニア、プレシニア層　　・乳幼児連れの若年ファミリー層

・近隣からのマイクロツーリズム層　　・欧州を中心としたインバウンド層

〈新規〉・20－30 代前後の女子旅層

基本戦略と具体的な取組・目標・体制

基本戦略	事業	目標	体制
基本戦略1 城下町エリアの整備	事業1　津和野町歴史的風致維持向上計画実施事業	各年で設定	行政、関連組織、民間事業者・住民で担当と内容を設定
	事業2　津和野城跡の整備事業	R4･5年で設定	
	事業3　空き家･空き店舗･空き土地等遊休不動産の活用事業	各年で設定	
基本戦略2 日本遺産の活用･推進	事業　日本遺産を通じた地域活性化計画の実施事業	各年で設定	
基本戦略3 高津川周辺の自然保護･活用	事業1　高津川流域観光推進事業	各年で設定	
	事業2　かわべの活用事業	各年で設定	
基本戦略4 ターゲットの明確化	事業1　定量データによる観光状況把事業	各年で設定	
	事業2　インバウンド誘致拡大事業	各年で設定	
基本戦略5 観光プロダクト(商品･サービス)の改良	事業1　津和野ブランド推進事業	各年で設定	
	事業2　日本遺産関連の商品･サービス開発事業	各年で設定	
基本戦略6 顧客満足度の向上	事業1　サイン･掲示物魅力化事業	各年で設定	
	事業2　ハード、インフラ整備事業	各年で設定	
	事業3　情報発信事業	各年で設定	

※アミ掛け部分は青野山に関係する事業

第６節　計画期間

本計画は、記載している施策・事業の進展や取り巻く状況の変化に伴い、適切に見直しを図るため、認定の日（文化財保護法第 129 条の２第４項に基づいて本計画が認定された日）から 10 年間を計画期間とする。

津和野町としては、施策・事業を実施する期間を、令和６年度(2024)から令和 15 年度(2033)の 10 年間と計画する。

また、本町の最上位計画である「第２次津和野町総合振興計画」の最終年度は令和８年度(2026)であり、その改定においては本計画の反映に努める。さらに、「第 11 章　施策の実施計画」においては、現行計画（総合振興計画）の最終年度を考慮しつつ、主要な施策・事業を取り上げ、取組のプログラム（短期、中長期等）を設定する。

今後、当該天然記念物に関わる新たな発見があった場合、取り巻く状況が大きく変化した場合等には、本計画の見直しに柔軟に対応する。

第２章　青野山の天然記念物及び名勝指定の概要

第１節　指定に至る経緯

津和野町においては、昭和 48 年(1973)に「津和野町環境保全条例」を定め、独自に景観保全を行っていたところであるが、平成 16 年(2004)に「景観法」が定められ、その後、町全域を景観計画区域に指定し、景観計画を策定している。この中で、青野山はその眺望を確保し、保全する象徴的景観として明記している。

また、平成 23 年(2011) ３月に策定した津和野町歴史文化基本構想においては、青野山は関連文化財群「山と森に関する関連文化財群」及び歴史文化保存活用区域「青野山一帯の自然と農と暮らしの文化」を構成する主要な要素として位置づけ、文化財として指定等を目指すこととしている。

こうしたことから津和野町教育委員会では、青野山を文化財として保存・活用するための前提として、平成 24 年度(2012)・25 年度(2013)に地質的・歴史的な調査を実施し、平成 26 年(2014) ３月に青野山調査報告書を刊行した。この調査を通じて、青野山は、自然・人文いずれにおいても多様な側面を有している特徴的な山であることが明らかとなった。また、調査に際しては、文化庁、島根県教育委員会及び学識経験者（永尾隆志：山口大学大学院理工学研究科教授）の指導・助言とともに、土地所有者等をはじめ、地域住民、笹山・麓耕・直地上・和田の各自治会、その他関係機関等の協力を得ることができた。

その後、この調査をもとに、津和野町として天然記念物及び名勝として文化財指定を目指すこととし、関係する土地所有者の確認や同意の確保、関係自治会等への説明や協力の要請等を行ってきた。

こうした取組を通じて、関係自治会等の理解を得ることができたことから、土地所有者（土地所有者死亡の場合は相続人全て）の同意が得られた土地のみを対象として、平成 31 年(2019) １月 28 日に、天然記念物及び名勝の指定の意見具申について島根県教育委員会教育長に進達し、文部科学大臣へ意見具申を行った。同時に、管理団体指定の意見具申について島根県教育委員会教育長に進達し、文部科学大臣へ意見具申を行った。

これらの結果、青野山は、自然・文化の両面において多様で特徴的な山であり、地形・地質上の学術的価値に、信仰の対象、景勝地としての価値を加えつつ現在に至っており、令和元年(2019)10 月 16 日、天然記念物及び名勝に指定された。また、令和２年(2020) ２月 27 日に天然記念物及び名勝（青野山）を管理すべき地方公共団体として津和野町が指定されている。

第２節　指定の状況

１　指定等の告示

（１）指定告示

令和元年(2019)10 月 16 日付の官報(号外)において、文部科学省告示第 79 号により、次のように天然記念物及び名勝の指定が告示されている。

【文部科学省告示第 79 号】

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第１項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物及び名勝に指定したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和元年 10 月 16 日　　文部科学大臣　萩生田光一

名　称：青野山

所在地：島根県鹿足郡津和野町直地

地　番：1538 番 11、1538 番 12、1538 番 13

所在地：同耕田

地　番：1017 番 1、1017 番 2、1017 番 3、1017 番 4、1017 番 5、1017 番 6、1017 番 7、1017 番 8、1017 番 9、1017 番 10、1017 番 11、1017 番 12、1017 番 13、1017 番 14、1017 番 15、1017 番 16、1017 番 18、1513 番、1514 番 2、1515 番、1516 番、1519 番、1520 番、1521 番、1522 番、1523 番、1524 番、1525 番、1526 番、1527 番、1531 番、1532 番、1533 番、1534 番、1540 番、1854 番 2、1854 番 3、1854 番 4、1854 番 5、1854 番 6、1854 番 7、1854 番 17、1926 番 1、1926 番 2、1927 番、1929 番、1964 番 1、1964 番 2、1965 番、1966 番 1、1966 番 2、1966 番 3、1967 番、1968 番、1971 番、1972 番 1、1973 番、1974 番、2019 番、2020 番、2021 番、2022 番、2023 番、2024 番、2026 番 1、2026 番 2、2026 番 3、2027 番、2028 番 1、2028 番 2、2029 番 1、2029 番 2、2030 番、2030 番 1、2030 番 2、2030 番 3、2031 番 1、2031 番 2、2031 番 3、2032 番 1、2032 番 2、2032 番 3、2032 番 5、2032 番 6、2032 番 7、2033 番、2033 番 1、2033 番 2、2034 番 1、2034 番 2、2035 番、2035 番 1、2035 番 2、2036 番 1、2036 番 2、2036 番 3、2037 番 1、2037 番 2、2038 番、2040 番、2057 番 1、2058 番 1、2058 番 2、2058 番 3、2059 番、2060 番、2061 番、2062 番 1、2062 番 2、2063 番 1、2063 番 2、2064 番、2065 番 6、2065 番 8、2065 番 10、2065 番 11、2065 番 13、2065 番 15、2065 番 16、2065 番 17、2065 番 18、2065 番 19、2065 番 22、2065 番 23、2065 番 24、2065 番 25、2065 番 26、2065 番 28、2065 番 29、2065 番 30、2065 番 31、2065 番 32、2065 番 33、2065 番 35、2065 番 36、2065 番 37、2065 番 38、2065 番 39、2065 番 40、2065 番 41、2065 番 42、2065 番 43、2065 番 45、2065 番 46、2065 番 47、2065 番 48、2065 番 49、2065 番 50、2065 番 51、2065 番 52、2065 番 53、2065 番 55、2065 番 56、2065 番 57、2065 番 58、2065 番 59、2065 番 61、2065 番 63、2065 番 64、2065 番 67、2065 番 68、2065 番 70、2065 番 71

所在地：同笹山

地　番：650 番、651 番、653 番、654 番 1、654 番 2、655 番、657 番、658 番 1、658 番 2、659 番、661 番、662 番、667 番、668 番、675 番、854 番、855 番、856 番、857 番、863 番、865 番、867 番、888 番 3、1175 番 1、1175 番 2、1178 番

1、1179 番 1、1181 番 1、1181 番 2、1197 番、1241 番、1242 番、1245 番、1247 番、1274 番 3、1365 番 1、1365 番 3、1365 番 4、1365 番 12、1365 番 13、1365 番 14、1365 番 15、1365 番 16、1365 番 17、1365 番 18、1365 番 20、1365 番 21、1365 番 22、1365 番 23、1365 番 24、1365 番 27、1365 番 31、1365 番 32、1365 番 33、1365 番 34、1365 番 35、1365 番 36、1365 番 38、1365 番 39、1365 番 40、1365 番 41、1365 番 42、1365 番 48、1365 番 50、1365 番 55、1365 番 60、1365 番 61、1365 番 63、1365 番 64、1365 番 66、1365 番 67、1365 番 68、1365 番 69、1365 番 72、1365 番 73、1365 番 74、1365 番 76、1365 番 79、1365 番 82、1365 番 83、1365 番 84、1365 番 86、1365 番 87、1365 番 88、1365 番 92、1365 番 94、1365 番 95、1365 番 96、1365 番 97、1365 番 98、1365 番 102、1365 番 103、1365 番 104、1365 番 105、1365 番 106、1365 番 110、1365 番 111、1365 番 122、1365 番 123、1365 番 124、1365 番 125、1365 番 126、1365 番 127、1365 番 130、1365 番 131、1365 番 132、1365 番 134、1365 番 135、1365 番 136、1365 番 137、1365 番 138、1365 番 140、1365 番 142、1365 番 145、1365 番 146、1365 番 147、1365 番 148、1365 番 149、1365 番 150、1365 番 151、1365 番 154、1365 番 155、1365 番 157、1365 番 159、1365 番 161、1365 番 162、1365 番 163、1365 番 164、1366 番 1、1366 番 2、1366 番 3、1366 番 4、1366 番 5、1366 番 6、1366 番 7、1366 番 8、1366 番 9、1366 番 10、1366 番 11、1366 番 14、1366 番 15、1366 番 18、1366 番 19、1366 番 20、1366 番 21、1366 番 23、1366 番 25、1366 番 26、1366 番 27、1366 番 28、1366 番 29、1366 番 31、1366 番 32、1366 番 33、1366 番 34、1366 番 38、1366 番 39、1366 番 40、1366 番 42、1366 番 43、1366 番 44、1366 番 45、1366 番 46、1366 番 47、1366 番 48、1366 番 50、1366 番 51、1366 番 52、1366 番 53、1366 番 55、1366 番 56、1366 番 57、1366 番 58、1366 番 59、1366 番 60、1366 番 61、1366 番 64、1366 番 65、1366 番 66、1366 番 67、1514 番

右の地域に介在する道路敷、島根県鹿足郡津和野町直地 1538 番 11 と同直地 1538 番 12 に挟まれ同直地 1538 番 11 と同直地 1538 番 14 に挟まれるまでの道路敷､同耕田 1017 番 14 と同耕田 1854 番 17 に挟まれ同耕田 1017 番 17 と同耕田 1854 番 17 に挟まれるまでの道路敷、同耕田 1519 番と同耕田 2065 番 19 に挟まれ同耕田 2065 番 8 と同耕田 2065 番 72 に挟まれるまでの道路敷、同耕田 1530 番と同耕田 2026 番 3 に挟まれ同耕田 2027 番と同耕田 2028 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同耕田 1535 番と同耕田 2026 番 2 に挟まれ同耕田 1971 番と同耕田 2065 番 12 に挟まれるまでの道路敷、同笹山 398 番 2 と同笹山 1248 番に挟まれ同笹山 1237 番と同笹山 1241 番に挟まれるまでの道路敷、同笹山 1365 番 51 と同笹山 1365 番 125 に挟まれ同笹山 1365 番 53 と同笹山 1365 番 127 に挟まれるまでの道路敷を含む。

（２）天然記念物を管理すべき団体の告示

令和２年(2020) ２月 27 日付の官報において、文化庁告示第 12 号により、天然記念物及び名勝（青野山）を管理すべき地方公共団体として津和野町が指定されている。

【文化庁告示第 12 号】

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条第１項の規定により、次の表の上欄

に掲げる天然記念物及び名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和２年２月 27 日　　文化庁長官　宮田　亮平

上欄　名称：青野山（指定告示：令和元年文部科学省告示第 79 号）

下欄　地方公共団体名：津和野町（島根県）

※管理団体（津和野町）の所在地：島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

２　指定説明文とその範囲

（１）指定説明文

天然記念物及び名勝の指定

青野山

島根県鹿足郡津和野町

島根県鹿足郡津和野町・吉賀町、山口県山口市・周南市には、北北東から南南西方向に、長さ約 50 キロメートルにわたって、青野山火山群（あるいは青野火山群）と呼ばれる 20 を超える単成火山が分布する。このうち、「青野山」は、島根県南西端の津和野町笹山・耕田・直地に所在し、標高 907 メートルの青野山と東側の標高 684 メートルの小青野山で構成される。また、青野山は同火山群のうち最大の溶岩ドームである。青野山の岩石の放射年代は約 16 万年から 14 万年前、小青野山は約 73 万年前とされている。

「青野山」を構成する岩石はデイサイト溶岩であり、急速に冷えたものは灰色、ゆっくり冷えながら高温酸化したものは褐色を呈する。肉眼観察では灰色～赤褐色の石基の中に、黒色～茶褐色柱状の角閃石と白色柱状の斜長石からなる斑晶が散在する。また、マグマが上昇する際に、途中にある岩石を取り込んだ捕獲結晶と呼ばれる長石や石英が含まれる。鏡下観察では、肉眼で確認された鉱物に加えて斜長石の粒間に磁鉄鉱などの鉱物が見られる。

「青野山」の岩石の化学組成は、日本列島に分布する通常の火山岩に比べてストロンチウムに富み、イットリウムや重希土類元素に乏しい特徴を有し、アダカイトと呼ばれる。「青野山」のアダカイトは、青野山火山群の中で最も典型的なアダカイトの化学組成を示す。アダカイトは、形成間もない熱い海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込んだ際に、部分溶融で生じたマグマがそのまま地表に達したものと解釈されている。アダカイトは大山、三瓶山にも分布することから、まだ熱いフィリピン海プレートが日本列島の地下に沈み込んだことが原因で生じたものと考えられている。

青野山の地形をみると、標高 500 から 800 メートルにかけては急峻で、頂部付近は平坦になる。山体表層部には「麓耕崩れ」「津和野崩れ」「足谷崩れ」「木野崩れ」「埋除崩れ」と呼ばれている崩壊地形が見られる。北川の裾野には、崩壊土砂が堆積した緩傾斜地に集落が分布する。山麓に発達する崖錐には、４か所で風穴が確認され、笹山と麓耕地区には豊富な地下水が湧き出している。

以上のように、青野山火山群を代表する溶岩ドームである「青野山」は、日本列島におけるプレートの沈み込みとマグマ活動のプロセスを理解するために重要な岩石であるアダカイトにより山体が構成されており、学術的価値が高い。

このような地球科学的特徴を有する青野山の周辺では、縄文時代や弥生時代の遺跡が

発見されており、古くから人々が生活を営んでいたと考えられる。古墳時代から古代にかけては詳しいことは分かっていないが、現在も山頂に祠がある青野山王権現は、中世津和野城主の吉見正頼が天文年間（1532～55）に定めた「津和野七社」の１つに含まれていることから、遅くとも 16 世紀の中頃には信仰の対象になっていたと考えられる。正保年間（1644～48）の「石見国絵図」や「石見津和野城絵図」では、青野山はなだらかな半円形の山として描かれ、絵図中に「青野山」と名称が入っているが、「崩れ」の表現は見られない。その後寛政 11 年（1799）に刊行された『日本勝地山水奇観』（淵上旭江＜1753～1816＞著）においては、「石見妹山」として紹介されており、「崩れ」が表現されている。天保年間（1830～44）の「津和野城下絵図」でも「崩れ」が描写されており、以後の絵図等では「崩れ」の表現が標準となる。幕末の様子が描かれた『津和野百景圖』においては、青野山は「妹山」と「青野の虹」に２枚で主題となっており、その外にも背景等で９枚にその姿が見える。これらから、江戸時代以降、青野山の形や姿が明確に認識され、その景観が地域を特徴づけるものになっていったことがうかがえる。

近代に入ってもその傾向は変わることなく、和歌や漢詩に詠まれ、また地域の代表的あるいは象徴的な景観として津和野町の町歌や各学校の校歌の歌詞にも登場する。また津和野の市街地に造られた庭園の中には、田中氏庭園（登録記念物）のように青野山を借景としているものがいくつかある。

青野山の植生については、昭和 30 年代の半ばまでは東側半分がナラ類やアカマツ中心の二次林で、西側半分がチガヤ、ススキ、ササ類等から成る二次草原であった。東側の二次林では、薪炭材の切り出しや製炭が行われ、西側の二次草原では飼料用あるいは耕作用の草刈りが行われていた。往時は春先に山焼きを実施していたが、現在は草原がなくなり、一部の植林地や棚田を除いてほとんどの部分が二次林となっている。そのほか、青野山を構成する岩石は、中世から近代にかけて周辺部分で採取され、墓石、石燈籠、街道の敷石等に利用されてきた。

以上のように、「青野山」は中世までは信仰の対象として、近世以降はそこに景勝地としての価値を加えつつ現在に至っており、その観賞上の価値は高い。これらのことから、天然記念物及び名勝に指定し、保存を図るものである。

出典：「月刊文化財」（令和元年９月号）より

注）指定説明文の「妹山」は『津和野百景図』第四巻・第八十図「妹山の景」を指す。

（２）指定の範囲・面積

天然記念物及び名勝の指定の範囲（指定地）は、前記の所在地（地番）であり、図面上で示すと下図の範囲である。

指定時における指定地の面積は、次のとおりである。

1,144,031.91 ㎡

なお、指定の範囲の中または指定の範囲に接して、未指定の範囲が存在している部分があるが、これには土地所有者が死亡後に相続登記がされないまま多数の相続人が発生した状況となったため、全ての相続人の同意を得ることが困難となり、指定に至らなかった場合が含まれている。

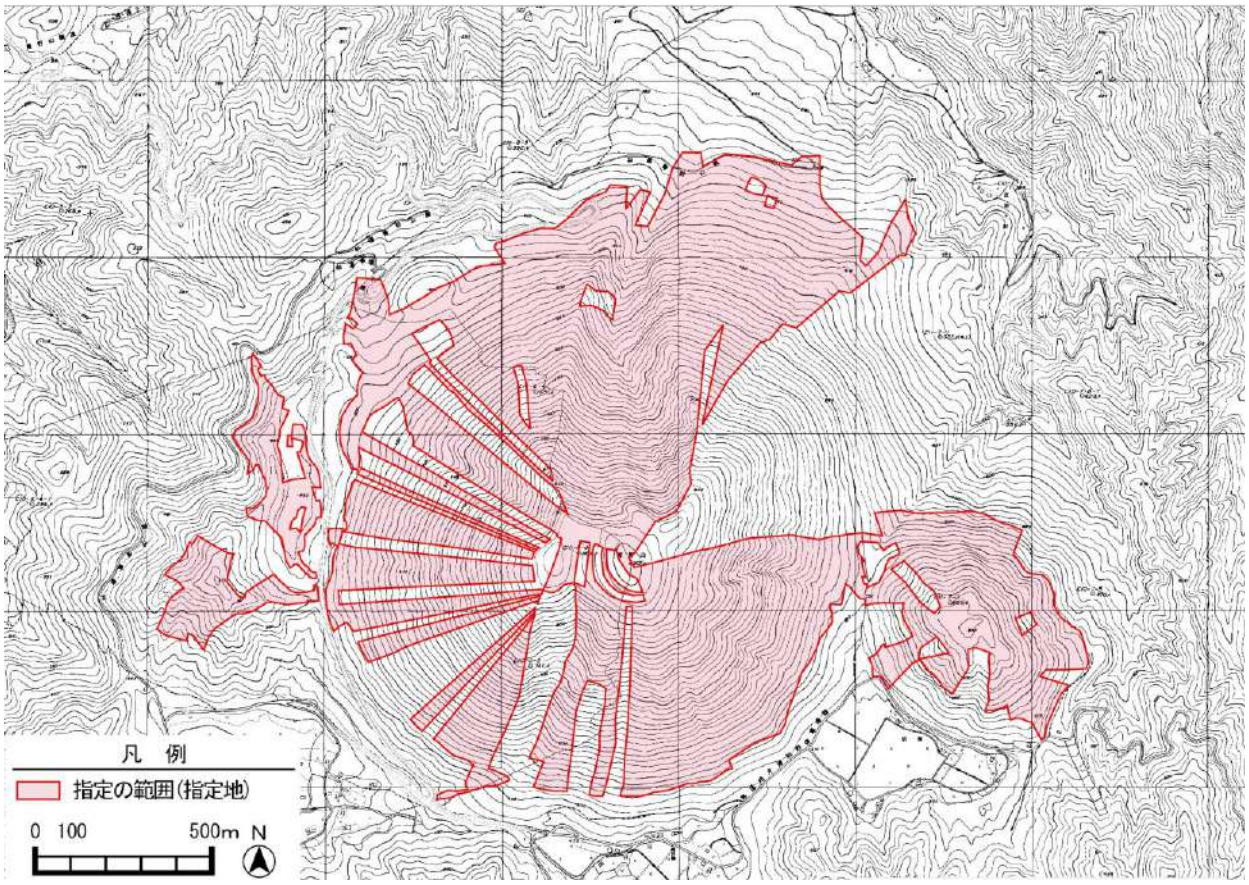

図 2-1　指定範囲図

３　指定地の状況

（１）土地所有

青野山の指定地（1,144,031.91 ㎡）の土地所有は、民有地（個人）が全体の 99.1%（1,133,968.00 ㎡）と大半を占め、公有地（津和野町）は 0.9%（10,063.91 ㎡）となっている。

表 2-1　土地所有の状況

土地所有者	面積（㎡）	構成比（%）	該当地目
民有地（個人）	1,133,968.00	99.1	山林、保安林、畑
公有地（町有地）	10,063.91	0.9	里道
合　計	1,144,031.91	100.0	

（２）土地利用

青野山の指定地（1,144,031.91 ㎡）の土地利用は、山林が全体の 74.4%（851,697.00 ㎡）及び保安林が 25.2%（288,417.00 ㎡）となり、これら「緑（森林系）」が大半を占める。

その他、里道が全体の 0.3%（3,759.91%）、畑が 0.01%（158.00 ㎡）となっている。

表 2-2　土地利用の状況

地　目	面積（㎡）	構成比（%）
山林	851,697.00	74.4
保安林	288,417.00	25.2
里道	3,759.91	0.3
畑	158.00	0.0
合計	1,144,031.91	100.0

※畑の構成比は 0.01%（合計は全体を示すため 100.0 とする）

（３）指定地等に関わる法規制等

指定地及びその周辺（今後保護すべき範囲）に関わる文化財及び土地利用等に関わる法規制としては、次のとおりである。

○文化財保護法：天然記念物及び名勝

・現状変更等の制限（許可）等、文化財を保護するための規定がある。

○森林法：保安林

・立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

・立木の伐採や土地の形質の変更（許可要件に適応する場合）は、県知事の許可が必要となる。

○景観法（景観計画）、津和野町景観条例…旧城下町及びその周辺（青野山の西側山麓部：本町界隈景観形成地区、中座・大蔭景観形成地区等）、麓耕景観形成地区（北側山麓部）、青野山眺望景観形成地区（北側：国道９号及び津和野川沿い）

・津和野町景観条例により、建築物の新築等や土地の形質の変更等を行う際、規定された行為や一定の規模等（高さ、面積）を超える場合は、景観形成基準に適応した届出が必要となる。

○都市計画法：白地地域（区域区分・用途地域未指定）…西側山麓部

・3,000 平方メートル以上の開発行為を行う場合に許可が必要となる。

・建築行為については容積率（10 分の 20）、建蔽率（10 分の７）等の制限がある。

○島根県立自然公園条例による青野山県立自然公園

・山頂付近は第２種特別地域、それ以外の青野山一帯は第３種特別地域に指定されている。

・建築物、工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、鉱物の掘採・土石の採取等の規制があり、事前に許可が必要である。

土砂災害防止法に関しては、指定地及びその周辺（今後保護すべき範囲）には土砂災害危険区域等の指定はないが、近接地の一部で指定されている。

＜参考：中国自然歩道＞

ふるさとの美しい自然や文化的遺産を、中国５県が中国自然歩道という一本の歩道で結んでいる。

歩道のルートは、国立・国定公園、県立自然公園や史跡・名勝・天然記念物・由緒ある社寺等を通るように結ばれている。総延長は５県全体で 2,302.6 ㎞、島根県内は 654.5 ㎞となっている。

中国自然歩道の県内コースは、昭和 58 年(1983)に供用開始、平成４年(1992)に一部路線の見直しが行われている。その後、がけ崩れ等による通行止め区間や、旧道（廃道）が発生したため、島根県により平成 19 年度(2007)から全県的に路線の見直しが行われ、平成 21 年(2009)に路線変更が決定された。

※参考資料：島根県ホームページ（自然環境課）

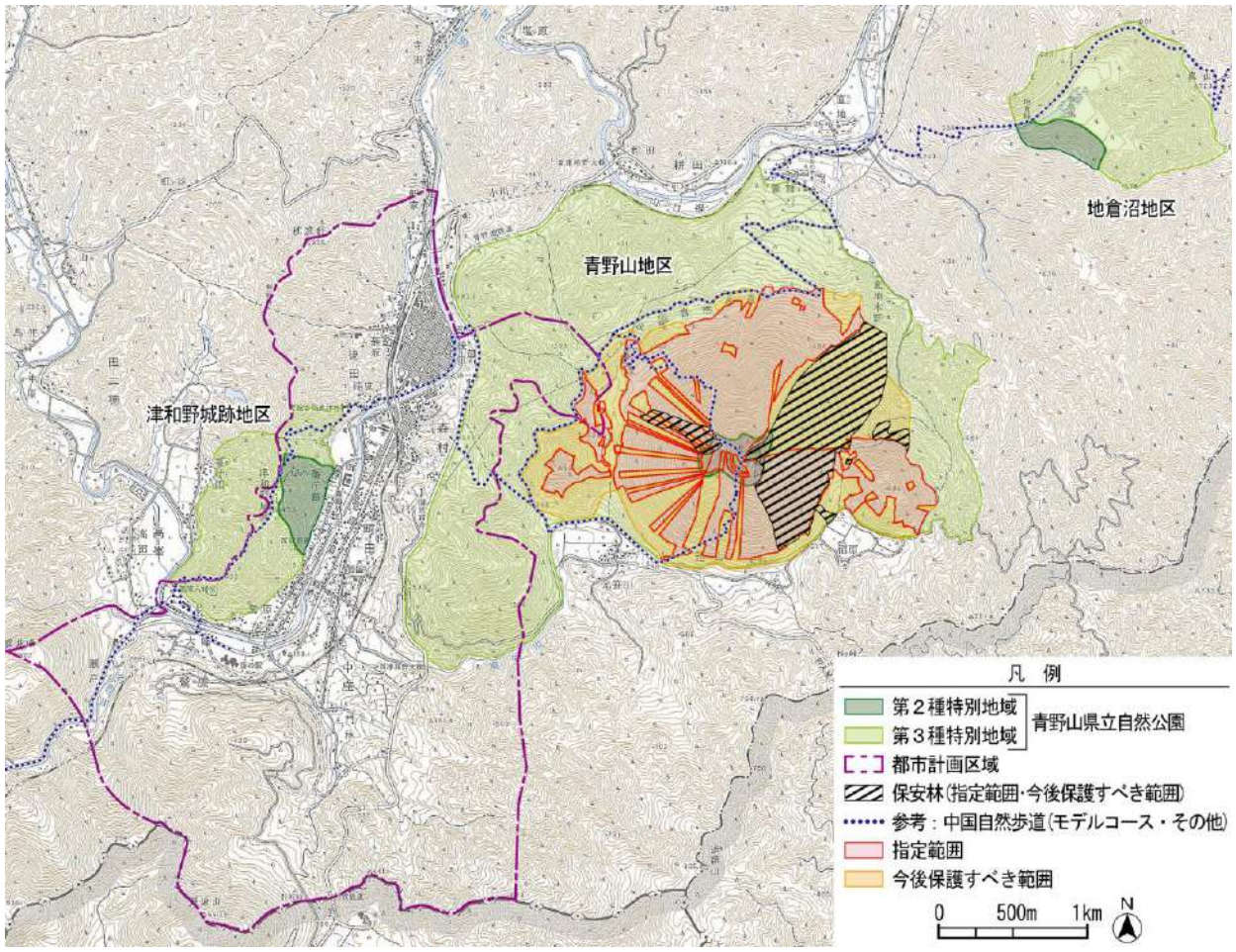

図 2-2　青野山県立自然公園指定範囲、都市計画区域及び保安林

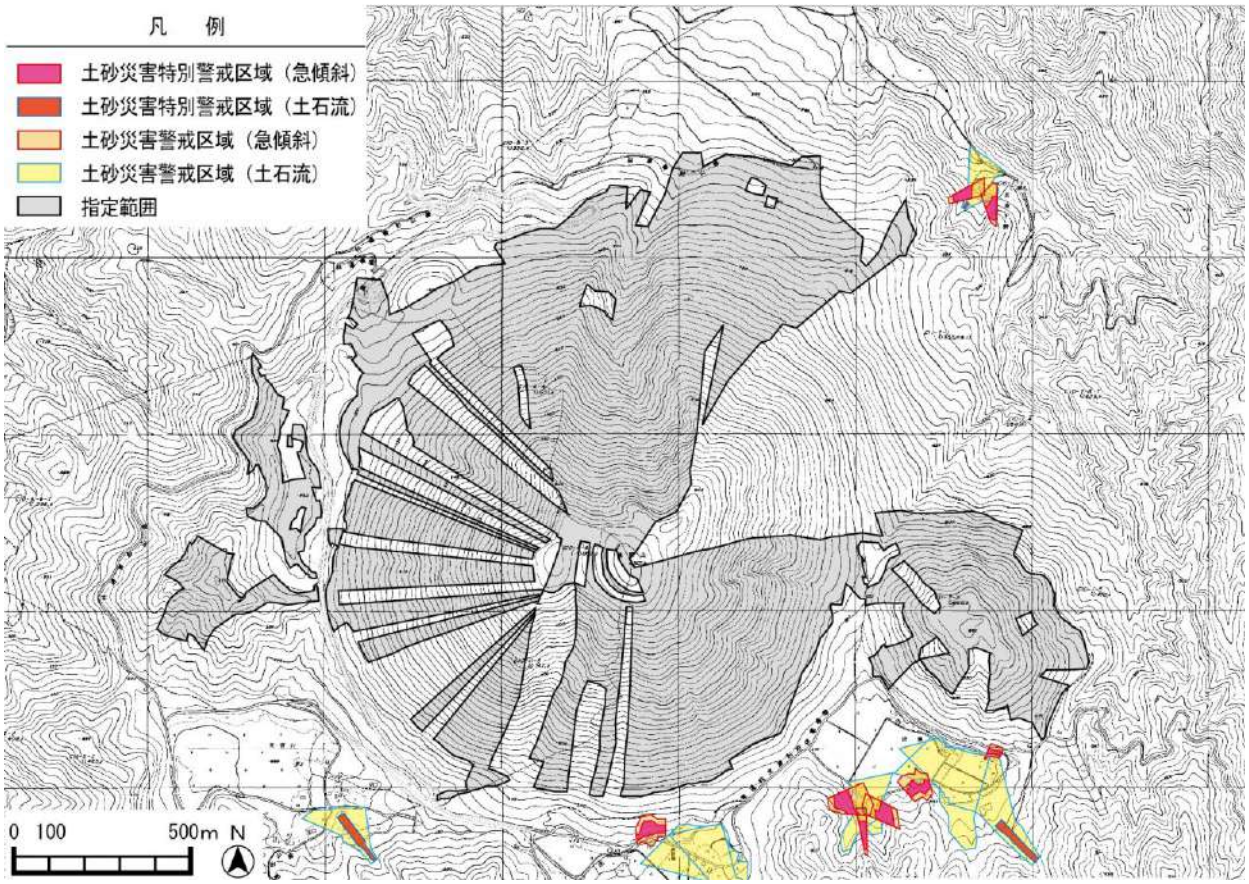

図 2-3　土砂災害警戒区域等の指定状況

第３章　青野山の価値に関わる背景

青野山の本質的価値やその他特性、それらを取り巻く環境について、既往の調査を踏まえながら整理する。

なお、青野山に関する又は青野山を含んだこれまでの調査及び計画策定等は、次の通りである。

○昭和 45 年度まで　『津和野町史』第１巻　刊行に伴う調査（沖本常吉編）
※『津和野町史』第１巻　（昭和 45 年 8 月発行）

○平成 20～22 年度　文化財総合的把握モデル事業調査

○津和野城下町主要史跡群・庭園（津和野町教育委員会）

○『津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画書』平成 23 年３月

○平成 24 年度　町単独事業　地形図修正測量調査（津和野町教育委員会）

○平成 24・25 年度　町単独事業　自然・人文調査（津和野町教育委員会）

○『青野山調査報告書』平成 26 年３月

これらのうち、これまでの調査を集大成し、天然記念物及び名勝指定につながる主たる調査である『青野山調査報告書』を参考に、指定に至る調査成果の主要な点を整理する。

第１節　自然的調査

１　青野山に関する自然環境の概要

青野山は青野火山群の主峰であり、標高 907ｍである。その形状が丸く緩やかで、見た目が女性的であるために、古くは「妹山」とも呼ばれていた。青野山の東側には小青野山（標高 684m）が寄り添うように存在する。

青野山は、緩傾斜の裾野から漸次勾配を増し、標高 500m付近から 880mの標高の間は、山腹の勾配は概ね 30° 以上に達する。そして、880m前後から急に傾斜が緩やかになり、ほとんど平坦になるという溶岩ドームの標識的な山である。頂上は極めて浅い谷で、東西の緩やかな二丘に分かれてその間隔は約 200ｍである。東峰が最高地点であり、標高 907ｍを示す三角点が設けられている。

青野山の山腹には大小５か所の崩谷地形があることが特徴の一つであり、そのうち「麓耕崩れ」が最大規模である。山麓には風穴があり、年間を通じて温度変化は少なく、現在のところ４か所で確認されている。また、山麓の笹山地区と麓耕地区には、清らかで豊富な湧水がある。青野山を水源とする川には、南谷渓谷や鳴滝等の景勝地もある。急峻な独立峰である青野山と山麓の盆地が形成した地形は、変化のある気象条件をもたらした。植生については、かつて山焼きが行われていた関係から現在は二次林となっている。

なお、青野山の周辺には、青野火山群の火山によって形成された特徴的な地形が多く点在している。特に地倉山の火山活動によって形成された地倉沼は、貴重な動植物が見られる湿原である。

2　青野山の地質

（1）青野山周辺の地質概要

指定地一帯の基盤岩類としては、北東-南西方向の地質断層の北西側に、秋吉帯のペルム紀付加体、舞鶴帯のペルム紀陸棚堆積層や、美濃-丹波帯のジュラ紀付加体が分布している(図 3-1)。舞鶴帯の地層の分布域には、原生代の花崗片麻岩やペルム紀のはんれい岩を挟在している。地質断層の南東側には後期白亜紀の珪長質火山岩類(火砕流堆積物)が分布している。この後期白亜紀の火山岩の下にはペルム紀の付加体・陸棚堆積層やジュラ紀付加体が隠れている。

これらの基盤岩類を貫いて、第四紀の青野山火山岩類が地表に噴出している。これらの火山岩類は、野坂山・雲井峰・青野山・小青野山・地倉山・鍋山等の火山体を形成している。火山の噴出年代は、野坂山が約 46 万年前と最も古く、雲井峰や鍋山が約 20 万年前、青野山が約 15 万年前である(図 3-2)。地倉山は、最も新しく約 10 万年前に噴出している。

この地域には、長さ 54km にも及ぶ弥栄断層が北北東-南南西宝庫に伸びて分布している(図 3-3)。地震本部によって予想される地震の規模はマグニチュード 7.7 であるが、今後 30 年以内に発生する確率は 0～6%とされる。弥栄断層の南部は、日原断層と称され、この断層に沿って、直線上の河谷が発達している。この断層によって、地倉山の西半分が失われており、青野山の山体も破断されている。

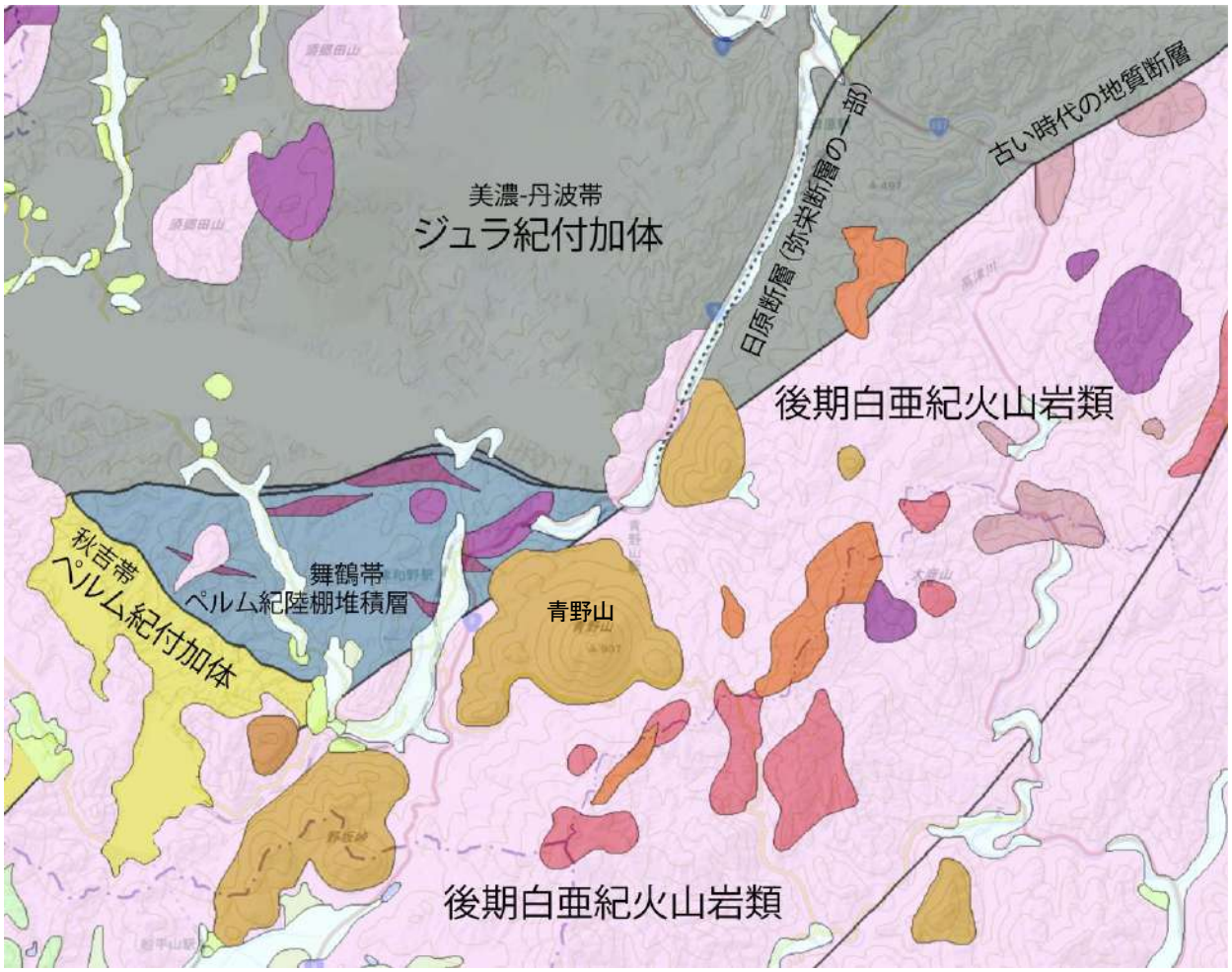

※20 万分の 1 シームレス地質図 v2（データ更新日 2021 年 1 月 22 日）に加筆修正

図 3-1　青野山周辺の地質図

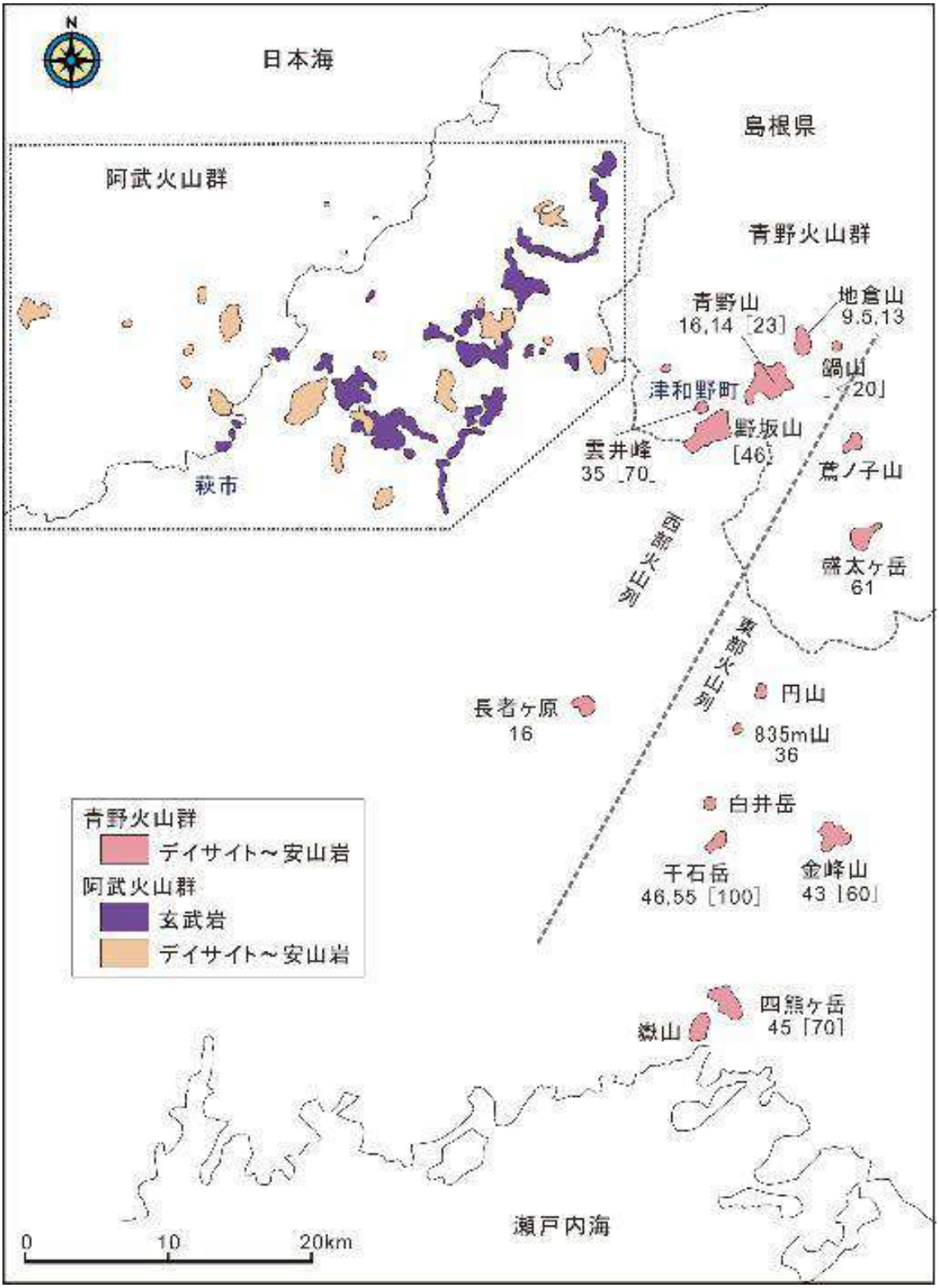

※数字は、年代値(万年単位)。[ ] 内野数字は、鎌田ほか(1988)、
それ以外はFuruyama et al.(2002)による。

図 3-2　島根・山口県境界部における青野山火山群の分布と放射年代

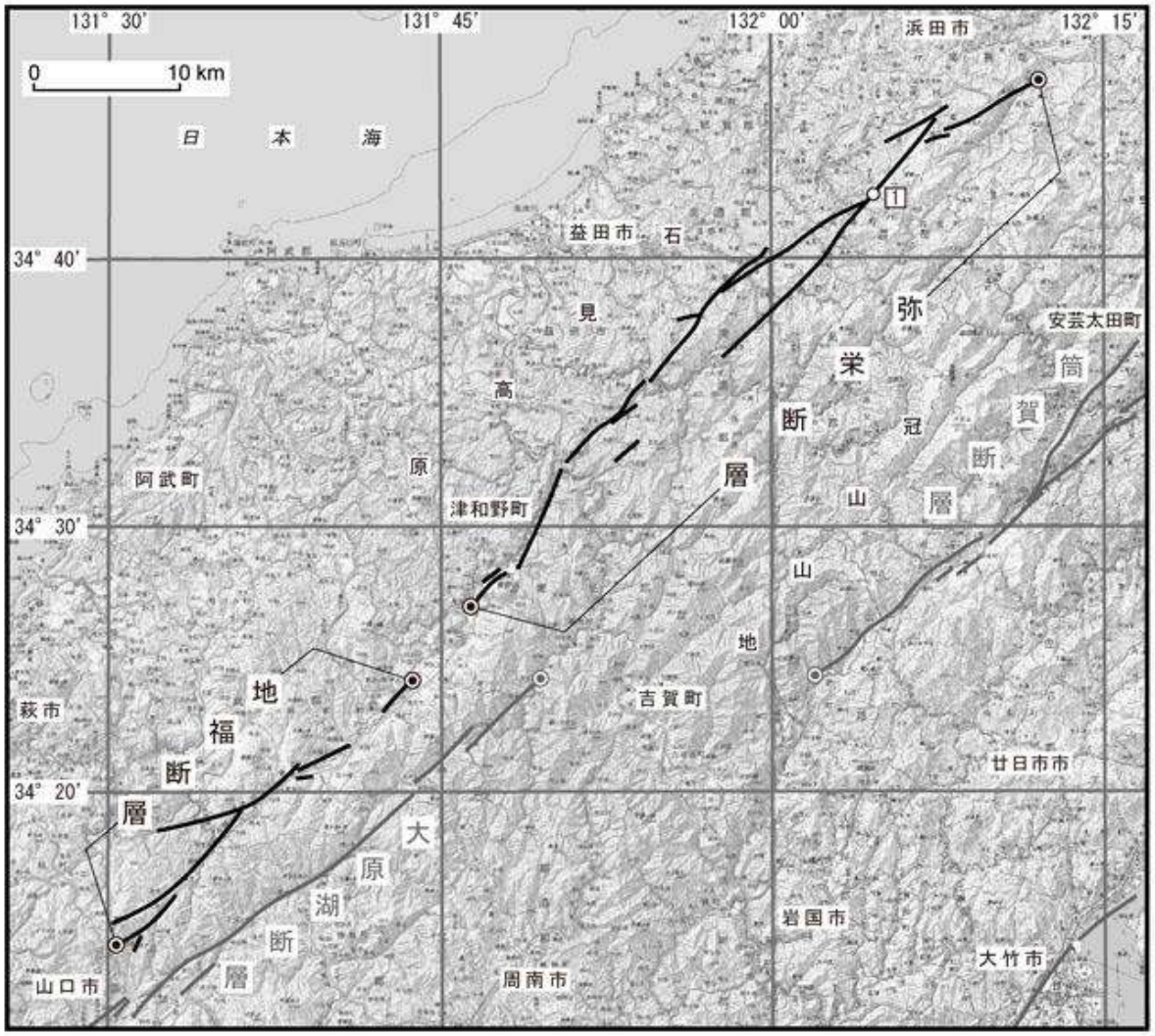

図 3-3　弥栄断層と地福断層

（地震調査研究推進本部ホームページ　「弥栄断層・地福断層の長期評価」より）

（２）青野山火山群の火山地形

青野山火山群は、雲井峯を除き、その大半が、火口から噴出した溶岩が盛り上がって形成された溶岩ドームである(図 3-4)。青野山火山類を形成したマグマは、ケイ酸(SiO_2)に富むため、粘性が高く流れにくく、溶岩ドームを形成したのである。津和野町周辺に分布する溶岩ドームのほとんどは山体崩壊を起こしている（写真 3-1)。青野山は津和野町の南側に位置する約 15 万年前に噴火した溶岩ドームである。青野山の斜面地形は、山頂付近で上に凸で、山麓から中腹にかけて凹んでいる。山頂部には火口のような窪みが存在しない。青野山はほとんど開析を受けていないが、山頂から南側と北側が崩壊しており北側の裾野には大量の崩壊堆積物が緩やかな地形を作っている。雲井峯は、直線的な斜面形状（等斉型斜面）を示し、山頂付近に火口上の凹地を有することから、火砕丘の地形を呈している（写真 3-2)。実際、雲井峯は、主にストロンボリ式噴火による降下火山砕屑物からなる。

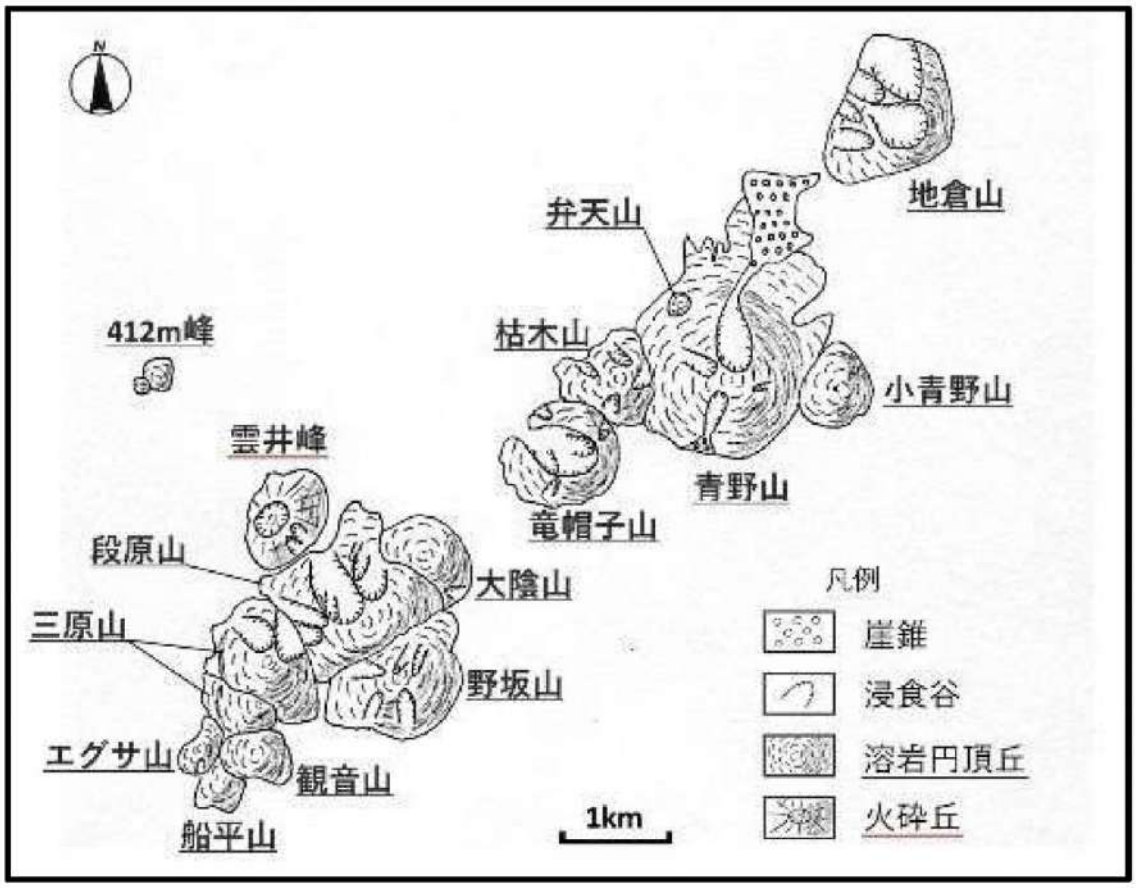

図 3-4　青野山火山岩類の地形分類　（岡澤・太田、2020 応用地質学会）



写真 3-1　青野山北側



写真 3-2　雲井峯

（３）青野山火山群のマグマ組成とアダカイト

青野山を構成している岩石は、肉眼では灰色～赤褐色の細粒な部分（石基）に黒色～茶褐色柱状の角閃石と白色柱状の斜長石（斑晶）を含むデイサイトである(図 3-5，図 3-6)。マグマが上昇過程で取り込んだ長石や石英を含む場合もある。新鮮な岩石は灰色を呈するが、しばしば噴火後に熱による酸化作用で褐色に変質する。青野山火山群には、デイサイト以外に安山岩で構成されるものもある。

青野山を含む青野山火山群は、一般的な岩石の区分では、デイサイトや安山岩に相当する。しかし同時に、「アダカイト」という特殊な化学組成を持つ岩石群でもある。青野山の岩石は、アダカイト質の化学組成を有するデイサイトということになる。

アダカイトは、ケイ酸(SiO2)成分を全体の 56%以上含み、イットリウム(Y)に対するストロンチウム(Sr)の比率(Sr/Y)が高い岩石をいう。このような化学組成の岩石は、あまり多くはなく、特殊な状況で形成されたと考えられている。

日本にある大部分の火山は、太平洋プレートやフィリピン海プレート等の海のプレートが、日本海溝や南海トラフで地下に沈んでゆき、約 100km の深さで、海のプレートが運んできた水の影響で、海のプレートのすぐ上のマントルが溶けてマグマが発生し、そのマグマが上昇し、地表で噴火することで発生する。これが一般的な火山のでき方である（図 3-7 左)。

アダカイトの組成を持つ青野山火山群は、地下に沈み込んだ海のプレート（スラブ）が溶けてマグマが発生し、それが地表まで上昇して噴火したと考えられている(図 3-7 右)。つまり普通の火山のマグマはマントルが溶けて出来るのに対して、青野山周辺の火山のマグマは、海のプレートが直接溶けて発生したのである。そして、このような特殊な状況が発生することは、地球上の出来事としては非常にまれなことなので、アダカイトはとても珍しく貴重な岩石であると言うことができる。

断層は、岩盤が割れて、食い違い（ズレ）が生じた状態のことである。地質断層とは、異なる地層や岩石を境している断層であるが、古い時代に形成されたため、形成年代がはっきりしていない断層のことである。一方、活断層とは、数 10 万年以降にくり返し活動し、将来も活動すると考えられている断層のことである。

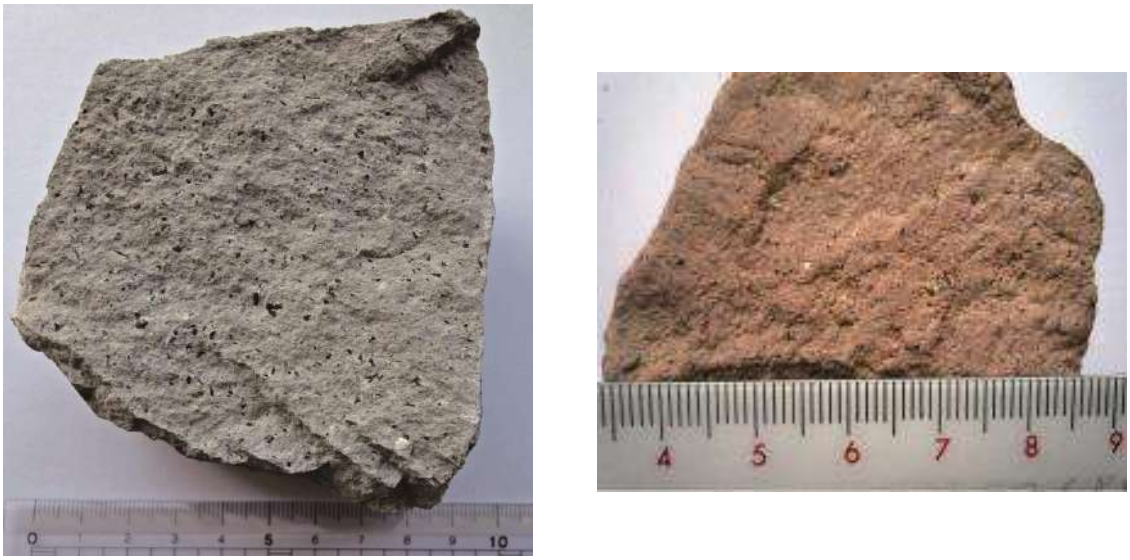

写真 3-3　青野山の火山岩

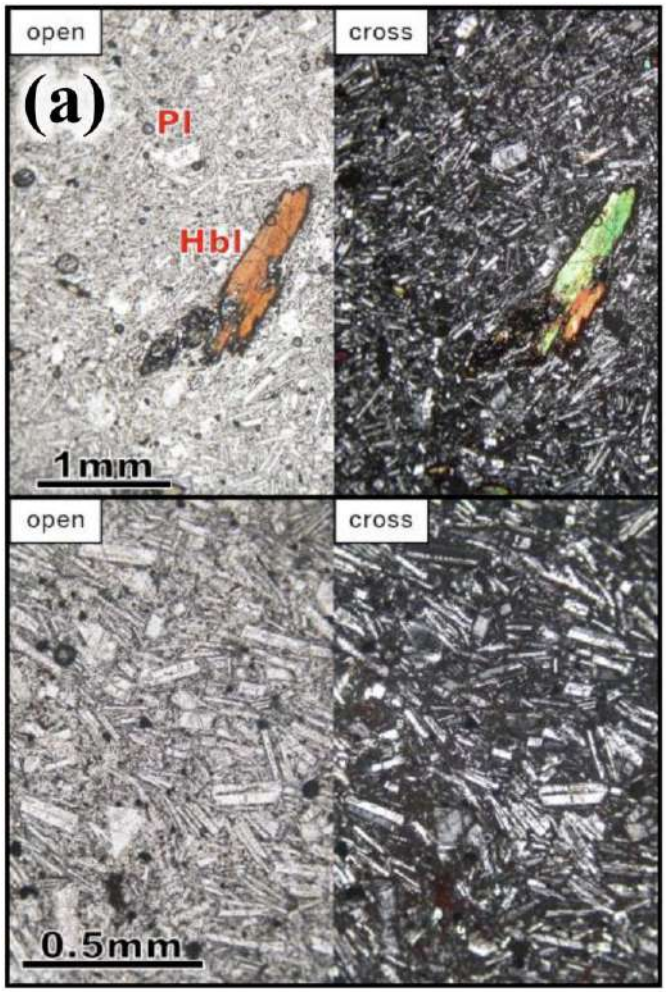

写真 3-4　青野山の火山岩の薄片写真

（岩石を薄くスライスして、偏向顕微鏡で撮影した写真：Okazawa and Ohta, 2021 の Fig3a を借用）

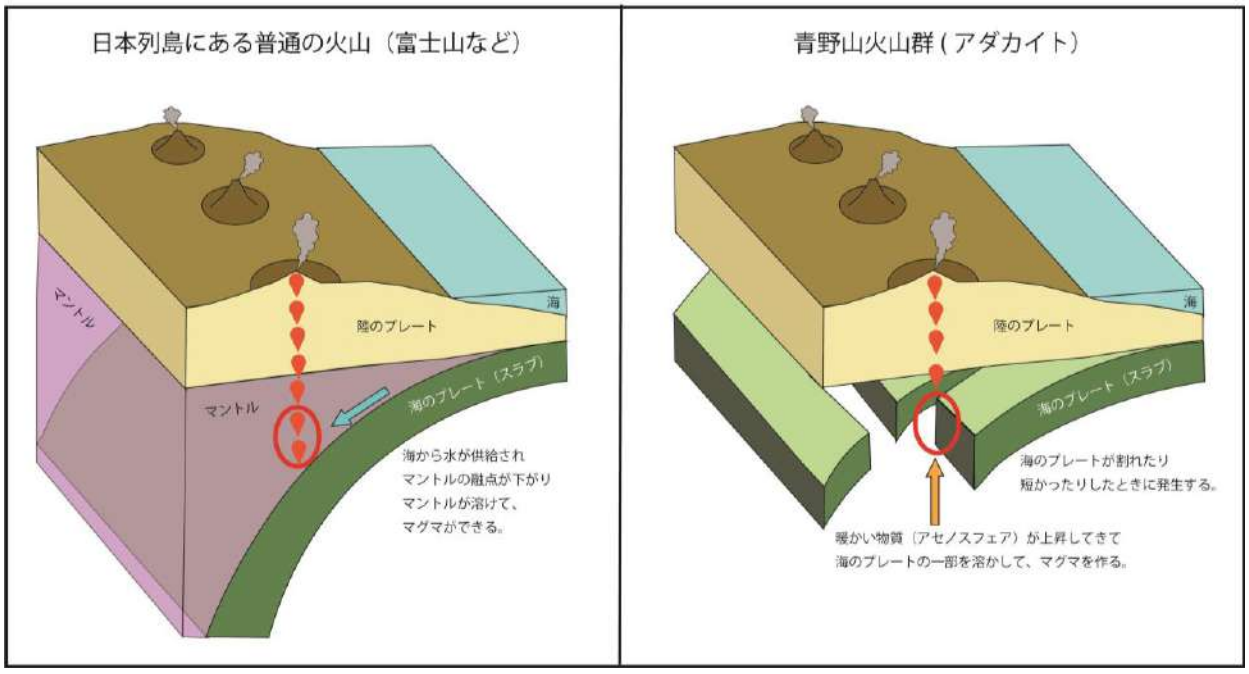

図 3-5　火山におけるプレートの構造　（左）普通の火山、（右）青野山火山群

（4）地質年代と用語集

これまで記述してきた地質学用語について若干の解説を行う。必要に応じて利用してほしい。まず、この地域に分布する地層や岩石の時代関係を明らかにするために、年表を作成し、地質年代の位置を図 3-8 に示した。

青野山火山群の下には、古生代や中生代の岩石が分布している。古生代のペルム紀という時代には、秋吉帯の付加体（図 3-1 の黄色のか所）と舞鶴帯の陸棚堆積層（図 3-1 の青灰色のか所）がある。付加体とは、プレートが沈み込む海溝で形成される地層や岩石の集まりで、複雑な構造をしている。陸棚堆積層は、陸地の周辺の大陸棚等に堆積した地層で、付加体より浅い海で溜まった泥や砂、礫等からできている。この地域の北側には、美濃-丹波帯のジュラ紀の付加体（図 3-1 の灰色のか所）がある。また中生代の後期白亜紀には、日本中で火山活動が盛んに発生して、沢山の火山岩を作った。この火山岩類は、青野山火山群の地下にも沢山存在している（図 3-1 の桃色のか所）。

火山岩は、成分に含まれるケイ酸（SiO_2）の量やそれに関係する色調で、名前が決められている（図 3-9）。ケイ酸（SiO_2）の量が 45～52%が玄武岩，52～63%が安山岩，63～69%がデイサイト，69%以上が流紋岩である。青野山のデイサイトは、安山岩と流紋岩の間の性質を持ち、安山岩より粘性（粘り気）が高い。

引用・参考文献

Okazawa, D. and Ohta, T., 2021, Variation of petrological features caused by style of eruption in the western volcanic chain of the Aonoyama Volcano Group, Southwest Japan, In: Ito, T., Ohta, T. and Osada, M.(eds.) IRRM2021 Specialized Conference.

岡澤大市・太田岳洋，2020，青野山火山群の多様な地形と噴出様式、応用地質学会講演要旨集

Pineda-Velasco, I., Kitagawa, H., Nguyen, T-T., Kobayashi, K. and Nakamura, E., 2018, Production of High-Sr Andesite and Dacite Magmas by Melting of subducting Oceanic Lithosphere at Propagationg Slab Tears, Journal of Geophysical Research: Solid Earth, https://doi.1029/2017JB015066

新生代	第四紀	約 1 万年前以降	活断層（弥栄断層・日原断層）の活動
		約 10 万年前	地倉山の噴火
		約 15 万年前	青野山の噴火
		約 20 万年前	雲井峰・鍋山の噴火
		約 46 万年前	野坂山の噴火
		約 258 万年前	
中生代	白亜紀	約 6600 万年前	後期白亜紀の珪長質火山岩類
	ジュラ紀	約 1 億 4500 万年前	ジュラ紀付加体（美濃 - 丹波帯）の形成
		約 2 億 100 万年前	
古生代	ペルム紀	約 2 億 5200 万年前	ペルム紀陸棚堆積層（舞鶴帯）の形成 ペルム紀付加体（秋吉帯）の形成
原生代		約 25 億年前	花崗片麻岩（津和野複合岩体）の形成

図 3-6　青野山火山群周辺に関係する年表

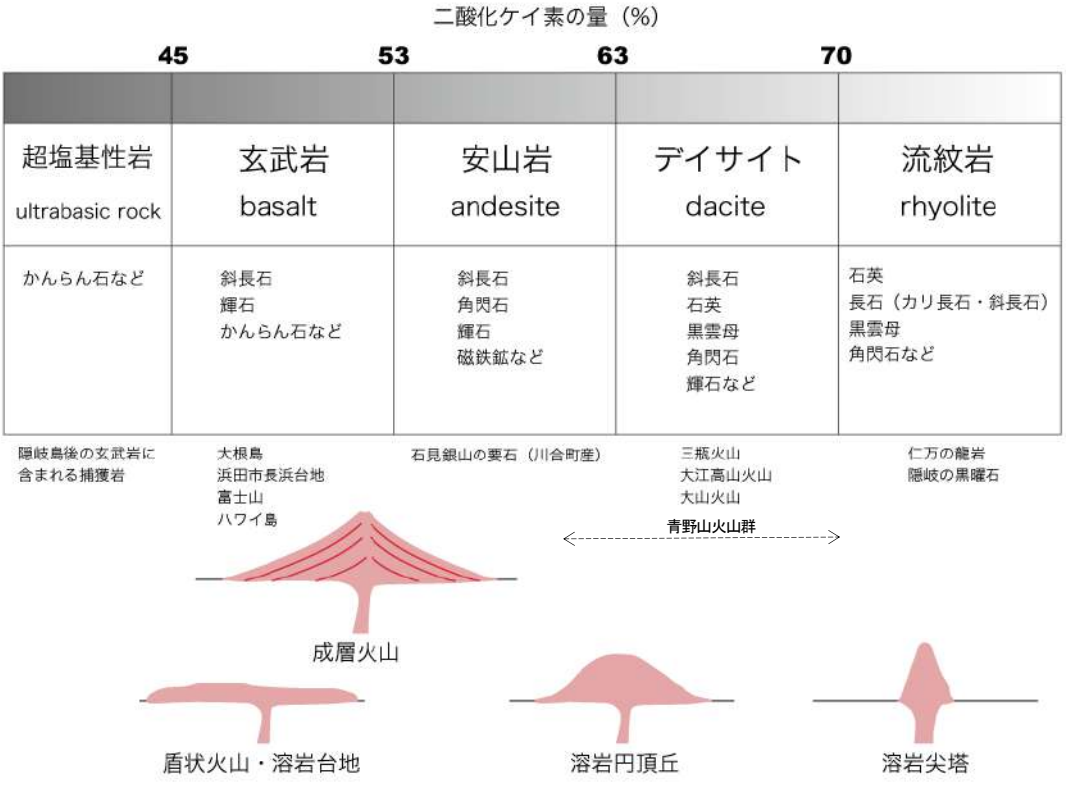

図 3-7　火山岩の種類と火山の形状（おおだ学　おおだ web ミュージアムより）

３　青野山一帯の植物・動物

（１）青野山一帯の植生・植物

ア　植生区分

青野山一帯の植生は、青野山山頂付近ではブナクラス域代償植生（落葉広葉樹林域の二次林）であるコナラ群落※1（Ⅴ）を中心に、アカマツ群落（Ⅴ）もみられる。青野山の中腹から山麓部では、ヤブツバキクラス域代償植生（常緑広葉樹林域の二次林）であるコナラ群落（Ⅶ）とアカマツ群落（Ⅶ）、及びスギ・ヒノキ植林が中心となり、牧草地、クサギーアカメガシワ群落等もみられる。

小青野山は、山頂部付近ではコナラ群落（Ⅶ）が大半を占め、一部にアカマツ群落（Ⅶ）がみられる。山麓部はスギ・ヒノキ植林を中心に、山頂部から続いてコナラ群落（Ⅶ）もみられる。

指定地についてみると、コナラ群落（Ⅴ・Ⅶ）、アカマツ群落（Ⅴ・Ⅶ）、スギ・ヒノキ植林が大半を占め、その中にクサギーアカメガシワ群落、伐採跡地群落、竹林、牧草地等がみられる。

※1 コナラ群落（環境省自然環境局　生物多様性センターＨＰより）

ブナクラス域下部の山地に分布する落葉広葉樹の二次林。コナラが優占し、コハウチワカエデ、リョウブ、カスミザクラ、アカマツ等が混生する。土壌の発達した斜面に立地し、定期的な伐採で持続群落として維持される。凡例として用いる場合はコナラ群落（Ⅴ）とする。なお、主としてヤブツバキクラス域に分布するコナラ群落（Ⅶ）は植生区分をヤブツバキクラス域として別に扱っている。

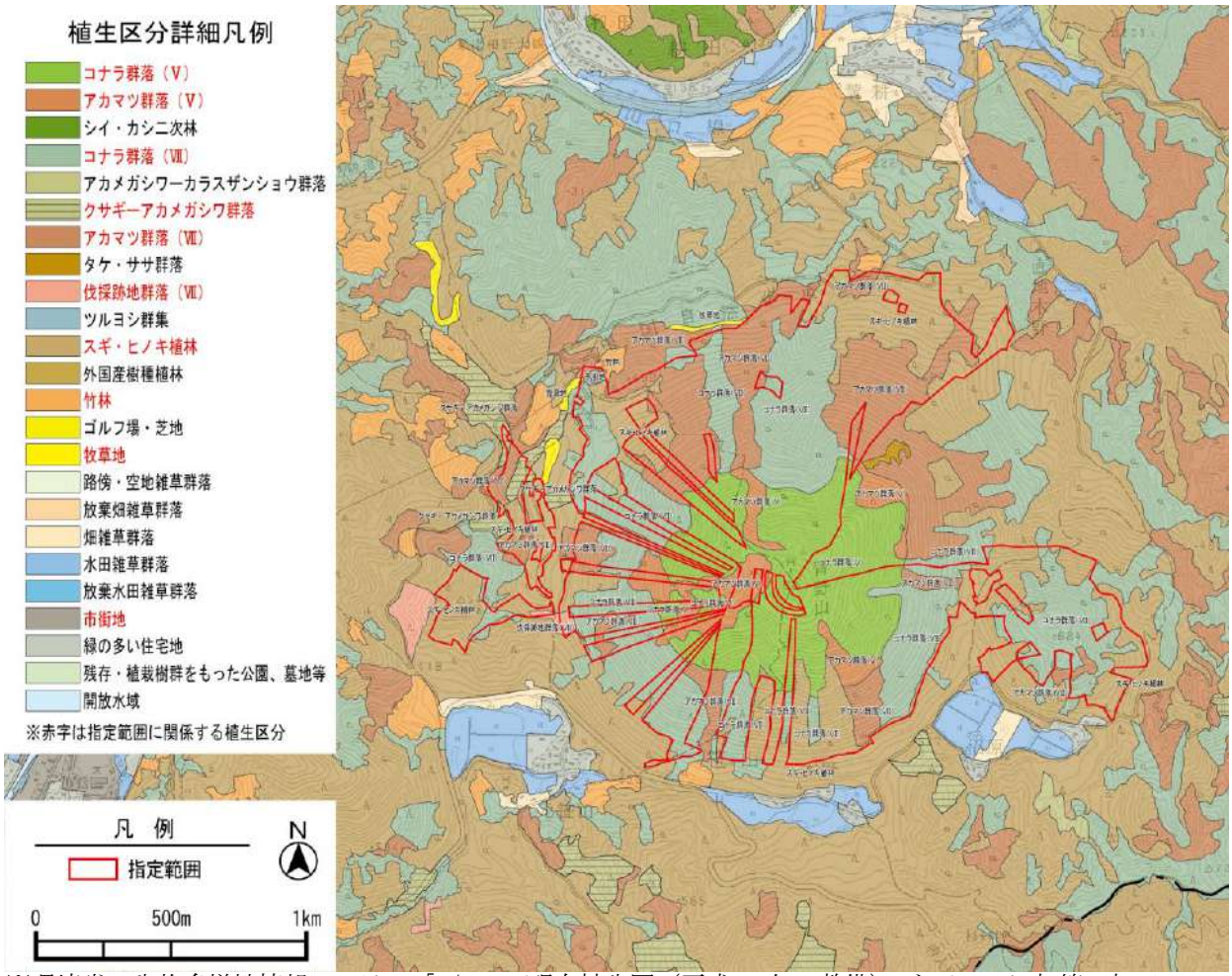

※環境省の生物多様性情報システム「1/2.5 万現存植生図（平成 11 年～整備）」をベースに加筆、加工

※上記システムの凡例は「スギ・ヒノキ・サワラ植林」であるが、当地区にはサワラは存在しないため、「スギ・ヒノキ植林」としている。

図 3-8　指定地一帯の植生区分

イ　希少な植物

青野山一帯の希少な植物について、『改訂しまねレッドデータブック　2013 植物編』及びメッシュ地図から確認すると、青野山を含む東西約８km、南北約 6.6 kmの範囲（南西:野坂峠やや西、北東：左鐙郵便局やや北）において、絶滅のおそれのある植物（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類…島根県）は、次のものが記載されている。

・イズヤブソテツ：*Cyrtomium fortunei* J.Sm.var.*atropunctatum* (Kurata) K.Iwats.
※斜体は学名（「改訂しまねレッドデータブック　2013 植物編」より）、下記も同様
・キキョウ：*Platycodon grandiflorum*（Jacq.）A.DC.
・キンラン：*Cephalanthera falcata*（Thunb.）Blume
・サンインクワガタ：*Veronica muratae* Yamazaki
・タイリンアオイ：*Heterotropa asaroides* Morr.et Decne.
・チョウジソウ：*Amsonia elliptica*（Thunb.）Roem.et Schult
・ツルホラゴケ：*Crepidomanes auriculatum*（Bi.）K.Iwats
・ミチノクフクジュソウ：*Adonis multiflora* Nishikawa et Ko.Ito

これら８種類の植物について、青野山では未確認である。

これら以外では、ヤマシャクヤク（*Paeonia japonica*…環境省：準絶滅危惧）の自生が確認されている。

（２）青野山一帯の動物

青野山一帯の動物について、『改訂しまねレッドデータブック　2014 動物編』及びメッシュ地図から確認すると、青野山を含む東西約８km、南北約 6.6 kmの範囲（植物編と同様）において絶滅のおそれのある動物（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類…島根県）は、次のものが記載されている。

・オツネントンボ：*Sympecma paedisca* Brauer,1877　※斜体は学名（『改訂しまねレッドデータブック　2014 動物編』より）、下記も同様
・キイロヤマトンボ：*Macromia daimoji* Okumura,1949
・グンバイトンボ：*Platycnemis foliacea sasakii* Asahina,1949
・タガメ：*Lethocerus deyrollei* Vuillefroy,1864
・ヤマネ:*Glirulus japonicus* Schinz,1845

これら５種類の動物について、青野山では未確認である。

なお、青野山山麓のカワラケツメイ栽培地に生息するツマグロキチョウ(*Eurema laeta bethesba* Janson,1878）及び地倉沼に生息するモリアオガエル（*Rhacophorus arboreus* Okada et Kawano,1924）は、準絶滅危惧種となっている。

＜鳥類（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類）＞

『改訂しまねレッドデータブック　2014 動物編』では、青野山一帯や津和野町で特定することはできないが、生息地域（島根県西部）及び山地地域（森林）の両方に該当する絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類（島根県）をあげると、次のようになる。

・カラスバト：*Columba janthina janthina*　Temminck,1830　※斜体は学名（「改訂しまねレッドデータブック　2014 動物編」より）、下記も同様
・ハチクマ：*Pernis ptilorhynchus orientalis*　Taczanowski,1891
・オオタカ：*Accipiter gentilis fujiyamae* Swann et Hartert,1923

・サシバ：*Butastur indicus* Gmelin, 1788
・クマタカ：*Nisaetus nipalensis orientalis* Temminck et Schlegel, 1844
・ブッポウソウ：*Eurystomus orientalis calonyx* Sharpe, 1890
・ヤイロチョウ：*Pitta nympha* Temminck et Schlegel, 1850
・コイカル：*Eophona migratoria migratoria* Hartert, 1903
・ヨタカ：*Caprimulgus indicus jotaka* Temminck et Schlegel, 1844
・ミサゴ：*Pandion haliaetus haliaetus* Linnaeus, 1758
・オオコノハズク：*Otus lempiji semitorques* Temminck et Schlegel, 1844
・コノハズク：*Otus sunia japonicus* Temminck et Schlegel, 1844
・アカショウビン：*Halcyon coromanda major* Temminck et Schlegel, 1848

引用文献

・『改訂しまねレッドデータブック　2013 植物編』平成 25 年３月　島根県環境生活部自然環境課
・『改訂しまねレッドデータブック　2014 動物編』平成 26 年３月　島根県環境生活部自然環境課

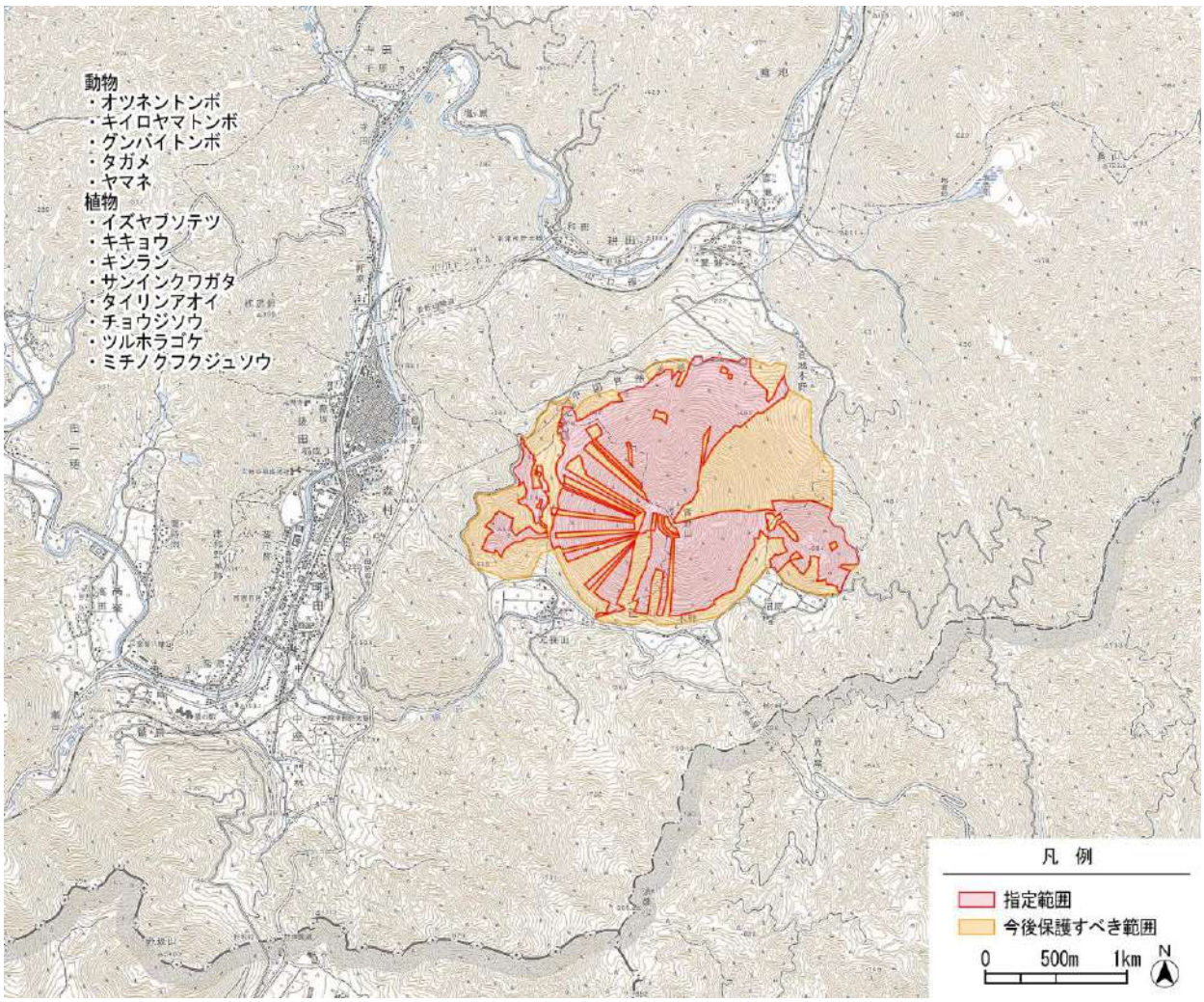

※資料：『改訂しまねレッドデータブック』及びメッシュ地図（マップＯＮしまね）

図 3-9　青野山一帯における絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類（島根県）　※鳥類を除く

4　青野山の景観条件（青野山の可視可能な範囲等）

（１）地形条件からみた青野山の可視可能な範囲

青野山山頂付近が周辺から見えるかどうかについて、地形条件から可視可能な範囲を図化すると下図のようになる。この図が示すように、青野山を取り囲む山地部の稜線から青野山側の面の多くが可視可能な範囲であり、平地部では北側の JR 山口線や国道９号沿い、東側の旧城下町一帯、南側の阿東町（徳佐）で可視可能な範囲が広がっている。

ただし、地上物の存在は除外しており、山地部では樹木が、市街地の道路等では建物が障壁となり、可視可能な範囲ではあるが、実際は見ることができない範囲が多くある。このことは、山地部では一部樹木の伐採又は枝打ち等で眺望できる場所、範囲が多くあること、市街地では建物（開口部）やその敷地内から眺望できることを示している。

なお、南側の笹山からも実際に青野山を眺望できるが、下図は山頂及びその周辺（近接地）で計測しているため、可視範囲となっていない区域がある。この点については、「（２）実際の青野山の可視範囲」で補足している。



写真 3-5　森林伐採区域からの青野山の眺望（畑迫）

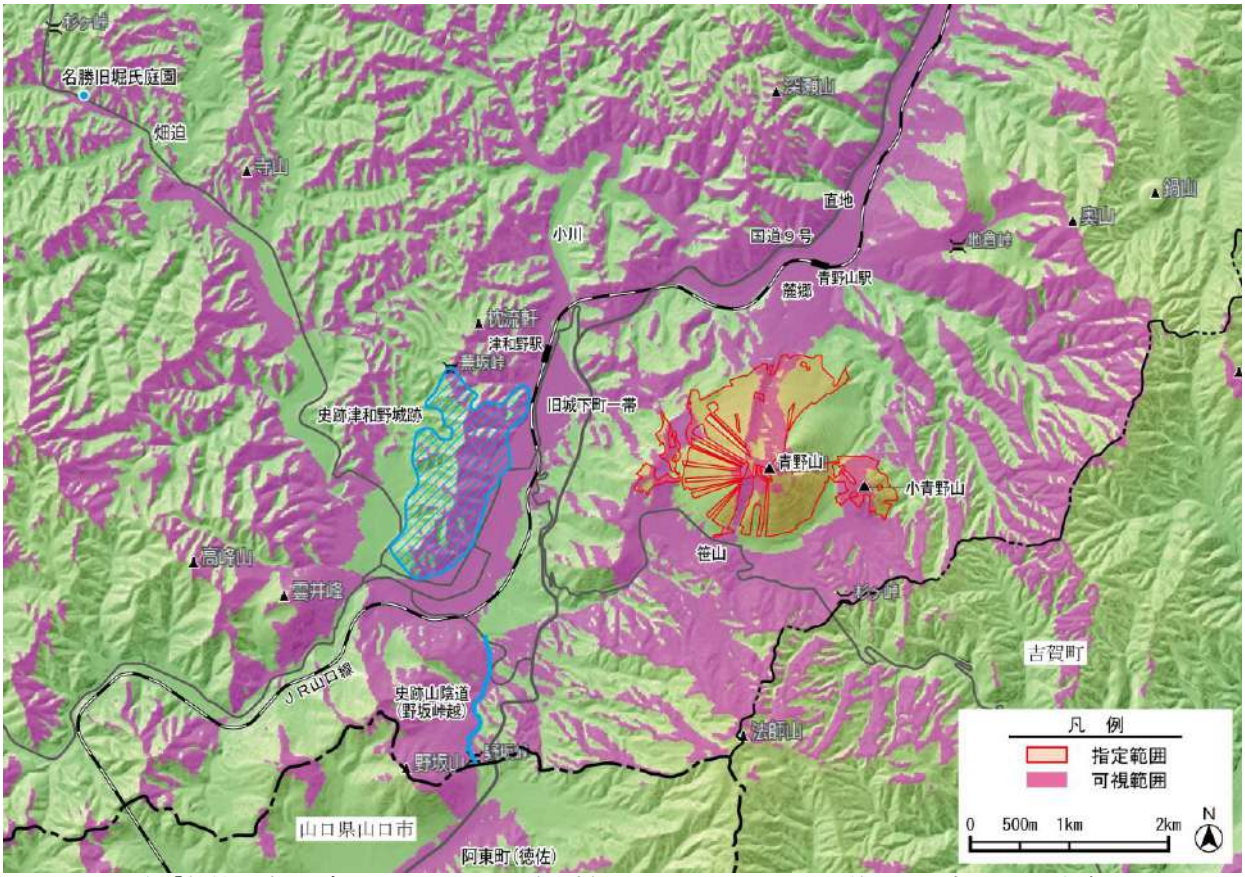

※国土地理院「数値標高モデル 10m メッシュ（標高）」、カシミール３Ｄを使用し、加工して作成。
・青野山山頂及びその周辺の 11 点（山頂＋山頂北西側＋山頂北東側＋周辺８方位）の可視範囲を合成して作成。
・地形からの作成で、樹木・建物等は考慮していない。

図 3-10　地形図から計測した青野山（山頂部付近）の周辺から可視（眺望）可能な範囲

（２）実際に青野山を眺望できる範囲

青野山の山頂付近を実際に視覚（眺望）できる範囲は、次のようになる（下図）。

なお、市街地では建物等の影響で範囲のすべてで眺望できるわけではないが、建物（開口部）やその敷地から眺望できることを考慮して面的に捉えている。

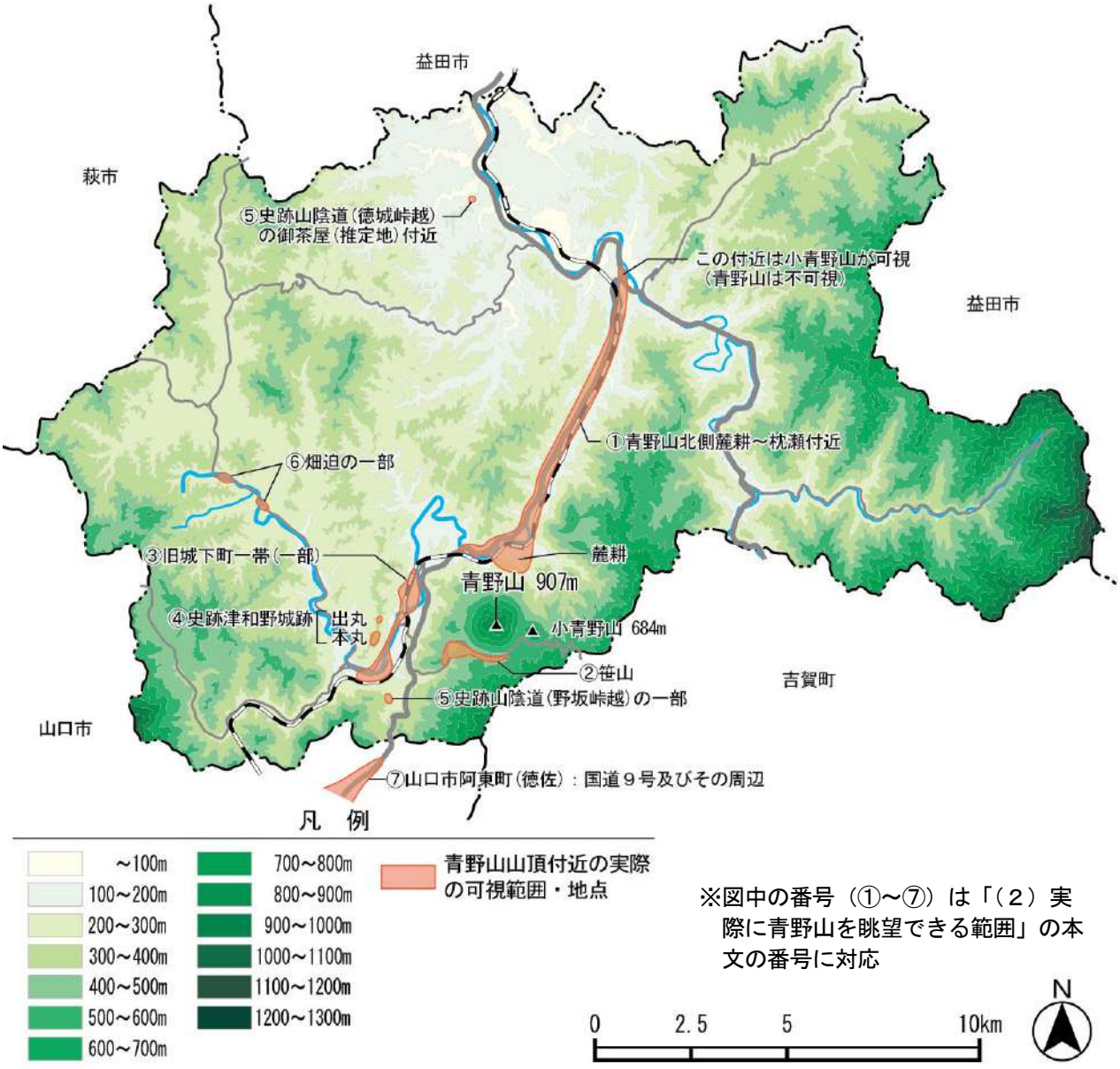

図 3-11　青野山（山頂部付近）の実際の主要な可視範囲・地点

①青野山北側の麓耕～枕瀬付近

・津和野川とそれに沿って形成された平地部が北に向かい直線上に伸び、近景（麓耕）から遠景（枕瀬付近）まで、青野山を望むことができる。国道９号や JR 山口線からは、ほぼ軸線上に青野山が位置し、連続的（シークエンス）景観となる。

・小青野山も麓耕付近や北端の枕瀬付近から眺望することができる。枕瀬付近では小青野山しか見えない範囲がある。

・津和野町景観計画では、麓耕景観形成地区、青野山眺望景観形成地区と設定している。

・麓耕では、山麓部付近の傾斜地の集落において、鯉のぼりを掲げたり、ツツジを植栽したりして、田園と背後の青野山とともに景観を特徴づけ、「麓耕つつじの里」としてのまちづくりが行われている。

・津和野町文化財保存活用地域計画では、文化財保存活用区域（歴史文化保存活用区域）として「麓耕・直地の棚田と集落【青野山周辺の農村景観】」を設定している。



写真 3-6　直地から見た青野山・小青野山（左手）



写真 3-7　ツツジと鯉のぼり（麓耕）

②青野山南山麓の笹山

・青野山南山麓には、笹山の集落（田園）が位置し、近・中景として青野山、小青野山を眺望することができる。

・笹山は津和野を代表する里芋の生産地であり、田園と集落、青野山・小青野山が一体となって景観を形づくっている。

・津和野町文化財保存活用地域計画では、文化財保存活用区域として「笹山の田園と集落【青野山周辺の石見瓦の集落景観】」を設定している。



写真 3-8　笹山から見た青野山

③青野山西山麓の旧城下町一帯

・青野山西山麓には、旧城下町を中心とする市街地及びその周辺の田園（集落）が広がっており、そこから青野山の途中に視線を遮る山地部・丘陵部及び建物等がない限り、青野山の山頂部付近を眺望できる。→本章第２節「３　眺望の対象としての青野山」を参照

・旧城下町に存在する幾つかの庭園は、青野山を借景としている。



写真 3-9　田中氏庭園（登録記念物）から見た青野山

④史跡津和野城跡（本丸、出丸）

・旧城下町の西側に位置する津和野城跡（本丸、出丸等）からは、町並みと一体的に青野山を望むことができる。

・津和野城跡の本丸の三十間台、太鼓丸、出丸は、絶好の眺望点（ビューポイント）となっている。



写真 3-10　津和野城跡から見た旧城下町と青野山

⑤史跡山陰道（⑤-1 野坂峠越、⑤-2 徳城峠越）

・史跡山陰道（野坂峠越）の一部からも、青野山を眺望することができる。

・史跡山陰道（徳城峠越）の御茶屋跡（推定地：徳城峠の近く…史跡指定地外）付近から、一部ではあるが樹木の間から青野山を眺望することができる。

・「津和野百景図」第五巻・第八十八図「徳丈の峠」には、青野山がランドマーク的に描かれている。



図 3-12『津和野百景図』第八十八図「徳丈の峠」



写真 3-11　徳城峠越の茶屋跡（推定地）付近から見た青野山。手前の山越に見える

⑥青野山西方の畑迫の一部

・畑迫付近を通る県道 17 号津和野田万川線やその沿道の一部からは、遠景として山越に青野山を眺望することができる。

・かつては、旧堀氏庭園の和楽園にある「四季亭」からも眺望できていた（現在は樹木に遮られている）。



写真 3-12　畑迫の旧堀氏庭園付近から見た青野山

⑦山口市阿東（徳佐）の一部

・山口市阿東町（徳佐）の国道９号やその周辺の平地部（田園等）から、青野山を眺望することができる。

・国道９号からは正面に青野山が位置し、連続的（シークエンス）景観となる。

⑧益田市の一部

・益田市の国道９号や、そのバイパスから、青野山を眺望することができる。

・かつては、漁師が灯台がわりに青野山を利用していた。



写真 3-13　山口市（阿東町）から見た青野山

第２節　人文的調査

１　歴史的な位置づけ

（１）青野山周辺の開発の歴史

青野山周辺においては、縄文時代早期の遺跡が発見されるなど、原始からの人々の痕跡があり、中世遺物も採集されている。

その後、永正 16 年(1519)の鷲原八幡宮の宮座を示す文書の中に「篠山名」があること、及び天文年間の吉見正頼によって定められたという「津和野七社之事」のうちの一社に青野山王権現(あおのさんのうごんげん)が含まれていることからも、遅くとも 16 世紀には笹山に集落があったと考えられる。

近世に入ると、元和９年(1623)に「沼原新田村」の記載が初出しており、青野山噴火による堰き止め湖の名残のために、沼状の湿原であった沼原村（現在の沼原地区）について、江戸時代初めに疏水によって乾田化に成功し、水田開発が進んで行ったことが確認できる。

近代になると、青野山山麓の自然を活用した産業がはじまる。明治 34 年(1901)には、青野山山麓の風穴で蚕種貯蔵を始めている。明治から大正にかけて、南谷川や鳴滝上流の水力を利用した吉田導火線工場ができる。大正時代には南谷川の高低差を利用して南谷発電所が建設されている。

（２）絵図に描かれた青野山

「元和年間石見国絵図」では、青野山と推定される大きな山が描写されており、青野山を描いたものとしては初出となる。ただし、後の絵図のようになだらかな半円形の山ではなく、やや凹凸のある山として描かれているのが特徴である。また、後の絵図に描かれることになる崩れが、やや立体的な窪みとして既に描写されている。この絵図において山の名称はまだ記入されていない。

正保年間には国絵図と城絵図の２種類があり、青野山は他の山々の表現とは違うなだらかな半円形の山として描かれ、「青野山」の名称が絵図中に確認できる。正保年間から後に青野山の描写が半円形に定型化していくが、崩れの表現は未だ定着していないと考えられる。

津和野城下町絵図の多くにおいては、城下町の北東側に青野山が描かれている。元禄期の絵図では、青野山の崩れが表現されていないが、天保年間以降の絵図では、青野山の崩れが表現されるようになることが確認できる。

また、栗本格斎（幕末の絵師、本名は栗本里治）が描いた津和野百景図（津和野藩領内の名所等を 100 枚の絵にしたもの）には、青野山の山容が 11 枚も描かれている。そのうち、青野山が主題となる絵は「妹山の景」（第 80 図）と「青野の虹」（第 82 図）の２枚である。その他の絵（９枚：第 13・16・52・53・65・71・72・79・88 図）では青野山は背景として描かれており、絵が描かれた方向を知る上で欠かせない存在となっている。また、青野山の絵では崩れが描かれていることが多いが、青野山を表現するのに欠かせない特徴として描かれたと考えられる。さらに、青野山そのものはではないが、山麓の様子が描かれた「青野の景」（第 81 図）がある。

表 3-1　青野山に関する主要な絵図一覧表

名　称		年　代	概　要
元和年間石見国絵図		元和年間（1615～1624）	・青野山を描いたものとしては初出。 ・崩れが、やや立体的な窪みとして既に描写。
石見津和野城絵図（正保年間）		正保年間（1644～1648）	・やや丸みを帯びた形状。 ・崩れの明確な描写はなし。
津和野城下絵図（天保年間）		天保 11 年（1840）	・半円形の形状。 ・崩れが明確に描かれている。
津和野城下絵図（幕末）		19 世紀中頃	・半円形の形状。 ・崩れが明確に描かれている。
津和野百景図	第八十図「妹山の景」	19 世紀中頃	・当時は、なだらかな稜線から、青野というより妹山という呼び方の方が、通りが良かったと考えられる。
	第八十二図「青野の虹」	同上	・青野山から松林山にたなびく大きな虹をとらえたもの。
	第十三図「藩侯邸より米廩（こめぐら）を望むの図」 第十六図「彌榮神社」 第五十二図「藩侯幾久鴨御猟略供」 第五十三図「幾久の峠」」 第六十五図「横堀米廩」 第七十一図「松林山天満宮」 第七十二図「天神祭」 第七十九図「龍法師の塒（ねぐら）」 第八十八図「徳丈の峠」	同上	・それぞれの背景等として青野山が描かれているものが９枚ある。 ・いずれも青野山の西面が中心で、崩れ（津和野崩れ）が明確に描かれている。
	第八十一図「青野の景」	同上	・青野山の山麓に原野に咲く秋の草花を描き、俳句を詠んだもの

津和野百景図

最後の藩主亀井茲監の業績をまとめた「以曽志乃屋文庫」とともに亀井家に納められた文書の一つ。藩主の側に仕えた栗本格斎（里治）が藩内をめぐり、名所や風俗、食文化等をスケッチして約４年の歳月をかけて百枚の絵を描き、詳細な解説を加えてまとめたもの。



図 3-13　元和年間石見国絵図…部分



図 3-14　津和野城下絵図（正保年間）…部分



図 3-15　津和野城下絵図（天保年間）…部分



図 3-16　津和野城下絵図（幕末期）…部分



図 3-17　津和野百景図・第八十図「妹山の景」



図 3-18　津和野百景図・第八十二図「青野の虹」

（３）地誌に記載された青野山

津和野に関わる近世の地誌としては、浜田藩の家臣と自称する中川顕允が記した『石見外記』がある。この中で、青野山は「青野嶽」としてとして説明が加えられており、「妹山」の別名も記されている。

近代に入ると、明治４年(1871)に津和野藩領では萬手鑑（津和野町郷土館蔵）が編纂され、各村の明細が確認できる。『森村十一ヶ村萬手鑑』の中にある笹山村の内容には、妹山に山王社があることが記されている。また、昭和 10 年(1935)には野津左馬之助によって『鹿足郡誌』が編纂され、島根県鹿足郡町村長会から発行されている。郡全域が網羅的に記載された書物であり、当時の水準で自然分野から人文分野まで広く記載対象とされた。この中で、青野山は「白山火山脈系に属する」火山として科学的な説明が加えられている。

２　名勝としての位置づけ

（１）和歌に登場する青野山

和歌に詠まれた石見国名所（歌枕）をまとめた書物が、江戸時代中期（『石見名所方角図解』安永３年(1774)）から明治時代初期（『石見国名所記三十八箇所名所写本』明治５年(1872)）にかけて多数残されており、これらの中において、青野山は「妹山」として紹介されている。なお、青野火山群のひとつである雲井峯も「高田山」として紹介されている。その他、幕末から明治にかけての国学者である福羽美静は、青野山を詠んだ和

歌として「有はえのはえのよろしき妹山をつき人男いまいてくらし」を残している。(『現代鹿足景観』)

また、近代の歌人である木下利玄が、大正５年(1916)に山陰の旅の最後に津和野に至り、青野山について詠んだと思われる３首を残している。そのうちの１首に「峯山なる枯草山に夕づく日あかく保たれ陰りおそしも」がある。

表 3-2　青野山に関する近世・近代の主要な和歌の一覧表

年　代	書物名	著　者
安永３年(1774)	石見名所方角図解	香川　景隆・江村　景憲
文化７年(1810)	類字名所和歌・石州名所写本	著者未詳
文化 14 年(1817)	角鄣経石見八重葎・石見国弐拾六ヶ所名所	石田　春律
慶応２年(1866)	石見国名所和歌集	藤井　宗雄
明治５年(1872)	石見海底能伊久里	金子　杜駿
明治５年(1872)	石見国名所記三十八箇所名所写本	

（２）漢詩に登場する青野山

寛政 11 年(1799)に編集された『日本勝地　山水奇観』（全４巻８冊）に青野山が紹介されている。この『山水奇観』は、淵上旭江（ふちがみきょくこう）という江戸時代中期から後期の絵師が描いたものであり、漢詩（「京俗蘭盆　夕山坳焼　字痕客途　些易感対　此類銷魂」）が添えられている。

近代になっても、青野山は漢詩の中に詠まれており、堀家第 15 代である堀藤十郎が著して、没後の昭和３年(1928)に刊行された『楽山詩鈔』がその代表例である。青野山は「妹山晩眺」という題名の漢詩１題（「千林万樹盡凋殘。高閣凭欄望却寛。比擬終南晴雪好。妹山暮色皎雲端。」）のほか、３題の文中に「妹山」が登場する。旧堀氏庭園の一部である大正４年(1915)に作庭された庭園「和楽園」にあった四季亭からは、かつて青野山を眺望することができ、「妹山晩眺」はこの場所での夕方の様子を詠んだものと思われる。

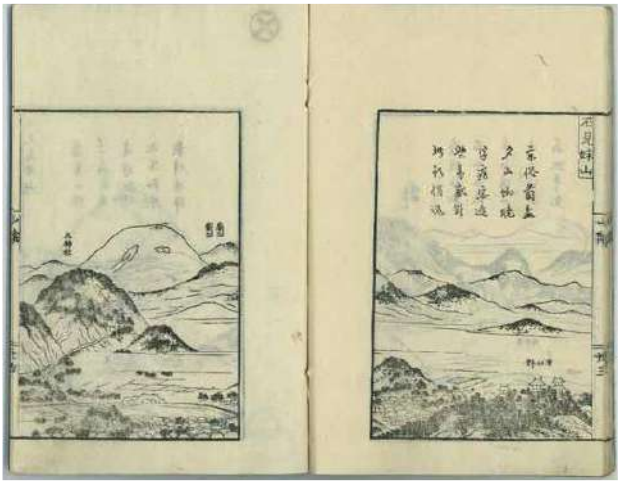

写真 3-14『日本勝地　山水奇観』

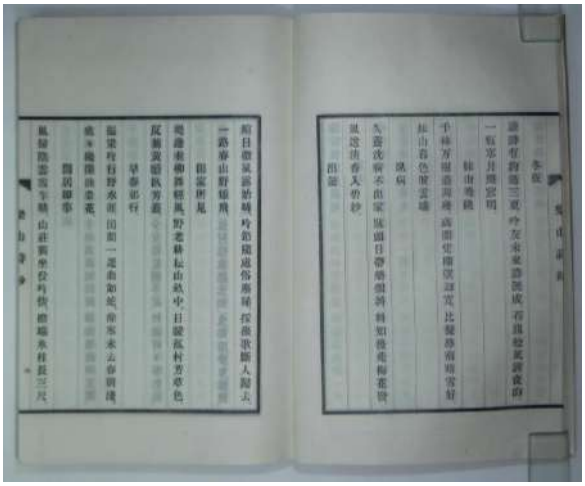

写真 3-15『楽山詩鈔』

（３）近現代の歌に登場する青野山

近代以降の西洋音楽の導入に伴って、津和野においても町歌・学校歌等が作られた。作詞された歌詞の中には、周辺の自然景観を歌ったものが多い。その中で、青野山は多様な表現で登場しており、津和野において欠かすことのできない存在であることが分かる。

作詞や校閲に関わった人物には、当地出身の文豪である森鷗外（本名：森林太郎）、その長男である森於菟、森鷗外の詩碑除幕式に来町した佐藤春夫といった著名人が名を連ねている。また、当地出身の先達である加部厳夫や、劇作家である中村吉蔵も校歌の作詞に関わっている。

○津和野町町歌：森林太郎閲、佐伯常麿作歌
○津和野中学校校歌：作詞 森於菟、作曲 下総皖一
○津和野小学校校歌：作詞 佐藤春夫、作曲 富永三郎
○島根県立津和野高等女学校校歌：作詞 加部厳夫
○島根県立津和野中学校校歌：作詞 中村吉蔵、作曲 中村孝
○島根県立津和野高等学校校歌：作詞 川上清吉、作曲 長岡敏夫

３　眺望の対象としての青野山

前述の本章第１節「４　青野山の景観条件」で可視可能な範囲等について、自然的側面（地形的な面：見える、見えない）から整理しているが、人文的側面からも眺望について捉えることができる。

国登録記念物（名勝地関係）である津和野城下町の商家庭園の多くにおいては、青野山（西側）が借景の一部となっている。津和野城下町の標高が約 150mであり、青野山山頂とは約 750mの高低差があるので、青野山は仰ぎ見るように望めることになる。このため、青野山の背後には山並みが見えず、空に丸い稜線がくっきりと浮かび上がる。庭園からみると、土蔵等の白壁と石州赤瓦、城下町周辺の低い山並み、そして最も奥に青野山があり、庭園全体の奥行きが感じられる構成となっている。

青野山の北麓の直地地区にある田中氏庭園からは、迫力のある青野山が広がりをもって望める。現代の庭園であるが、この場所の特性を生かして、青野山が借景として利用されている。

旧堀氏庭園は南東方向に開口した白石川沿いの細長い谷筋に位置しているため、青野山がちょうど正面に望める。そのうち、大正期の庭園である「和楽園」の茶室「四季亭」からは、以前は青野山を眺望することができたようであるが、現在は樹木が繁茂しており、眺望が困難となっている。

青野山は丸く均整のとれた独立峰であるため、周囲のどこからでも見分けが付きやすい特徴的な山である。特に、山口市阿東から津和野町日原にかけて南西から北東に延びる谷筋からは、青野山が正面に眺望でき、雄大な景観を形成している。

※第３章第１節「４　青野山の景観条件」を参照

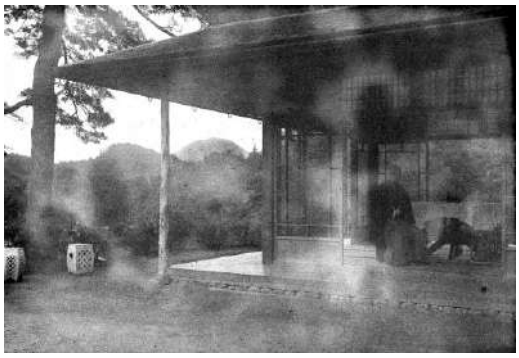

写真 3-16　和楽園（旧堀氏庭園）にある四季亭の借景。少なくとも大正期に青野山が眺望できた

４　宗教的な対象としての青野山

青野山は津和野にとってシンボル的な山であるとともに、山岳崇拝の対象となった山である。中世以前の記録が少ないため、それ以前の青野山に対する位置づけは分からないが、修験山伏の活動の場としての役割があったと考えられている。

現在山頂には、青野山王権現の祠がある。青野山王権現の勧請年代は定かではないが、中世の吉見正頼によって定められたという「津和野七社」のうちの一社であることから、天文期(1532～1555) 以前の勧請と推定される。雨乞い・虫よけの神として農民からも崇敬され、毎年土用丑の日に神事が行われている。平成 10 年代前半頃までは、太鼓や酒を担いで山頂で神事を行っていたが、現在は元笹山地区の荒神社で神事が行われるようになっている。青野山王権現の参道入口付近には、山に入れない人のための遙拝所の跡と伝えられる石垣が残る（遙拝所ができた経緯等の調査が必要)。

青野山の南麓の元笹山地区には「笹山荒神社」がある。文政４年(1821)の棟札が残っており、荒神社、河内神社、大元社の３社の額が掲げられ、合祀されている。本殿内には「水神社、土徳社」(明和８年(1771))の棟札が保存されており、地区内にある水源池に関する信仰を示すものと考えられる。

このほか、元笹山地区では、毎年２月に「日参様」とよばれる御神体を集落各戸で持ち回る特徴的な祭祀等、多くの伝統文化が継承されている。

また、青野山と小青野山の鞍部付近には、「愛宕神社」がある。地元の沼原地区の火伏の神とされる。祠は巨石の中にあり、いわゆる磐座として古くからの信仰の対象であったことが窺える。

青野山の北麓の麓耕地区には「五神社」があり、青野山神社の遙拝をも兼用してきたが、明治 39 年(1964)に瀧元八幡宮に合併されている。

なお、青野火山群に関わる地倉沼周辺には、地倉権現がある。沼に面した岩山にまつられており、毎年５月５日、11 月 30 日に祭りが行われている。

５　青野火山岩の石材利用

青野火山岩である角閃石安山岩は、比較的軟質で加工性が良く、主として中世から近代の石造物に多用されてきた。灯籠や墓石、庭の中の踏み石や池の縁石、山陰道など街道の敷き石や側溝に使われていたり、民家の玄関前の小さな橋としても使われていたりする。特記されるのは、津和野藩の参勤交代道であった津和野廿日市街道の石橋である。この石橋は、笹山地区を流れる南谷川に架かっており、川幅の狭まったか所の両側に石垣を築いた上に架けられている。かつては、２枚の石で構成されていたが、昭和 16 年(1941)・17 年(1942)頃の笹山水害により、１枚が流出したという。

この石材の主たる石丁場跡は、青野火山群の一つである大蔭山（陶ヶ嶽）の北側斜面で確認されている。このほか、元笹山地区に近い菊芳山の南斜面にも石丁場跡推定地があり、他にも未発見の石丁場跡が存在している可能性がある。

なお、青野火山岩は、地元で「ゲンヒョウ（玄表)」と一般的に言い、他の硬質の石を「マイシ」と言って、明確に区別する。青野山北側の野広地区等では「ベンケイ」石とも言い、石の色調から「アカ（赤）ベンケイ」「アオ（青）ベンケイ」と区別して言うこともある。

沼原地区には、長さ約２ｍの巨石「烏帽子岩」があり、小青野山からの転石と考えられている。

６　青野山に関連する生業

日本におけるロシア語研究の先駆者である八杉貞利が、明治 26 年(1893)に父の故郷である津和野を訪れた際に記録した『故山日記』は、当時の津和野の風景を知ることのできる貴重な記録である。７月 15 日には「(前略) 四周山嶽中最高きを青野山となす、中央にて二つに裂開せり、余は夏期にて道困しき故上らざりしかど頂は広くして礫岩多し、中部以上はたへて大木を生ぜず (後略)」とあり、青野山の中部以上は大木がなかったことが記されている。

その状態は、昭和 35 年(1960)頃に山焼きが行われなくなってから 10 年程度、昭和 40 年代の前半まで続いていたと考えられ、それ以降は樹木の成長により全山が樹木に覆われてきた。



写真 3-17　青野山古写真（昭和 30 年代まで）

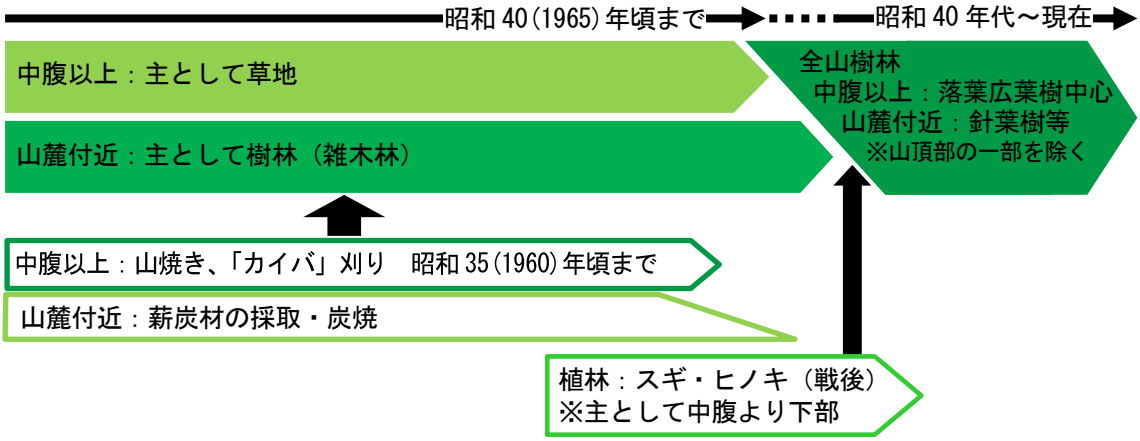

図 3-19　青野山の樹木（樹林）等と周辺からの眺望景観の推移

山腹における生業

昭和 35 年(1960)に「島根県西石見地方民俗総合調査団」によって「西石見民俗の総合調査研究」が行われている。この調査研究の中で、青野山山麓の笹山・麓耕・直地も対象とされ、その成果の一部は『西石見の民俗』(和歌森編 1962) として公表されており、かつては主に山の西半で薪炭材の伐採・搬出や製炭等の山林業が行われていたことが分かる。

また、麓耕自治会による会報『青野だより』10 号発刊記念として平成９年(1997)に聞き取り調査が行われており、その成果は『麓耕　昔の暮らし・思い出を語る』(麓耕自治会 1997) として公表されており、これらの調査内容から、かつて青野山で行われていた山仕事の様子を窺うことができる。

この調査によると麓耕地区では、毎年７月 27 日頃から８月７日頃まで牛の飼料である「カイバ」刈りが行われていた。また、盆過ぎから９月 15 日頃までは、牛のひろげものや田畑に入れる下草である「したき」刈りが行われていたという。良好な「カイバ」や「したき」を取るために、毎年４月 25 日には青野山の山焼きが行われており、昭和 35 年(1960)頃まで続けられていたという。

山麓における生業

平地の少ない津和野地域では、収益を増やすために青野山山麓の傾斜地を開墾して棚田が多く作られた。江戸時代、津和野藩の家老であった多胡主水が推進した殖産政策によることから、この棚田は「主水畑(もんどばた)」と呼ばれている。今でも棚田は津和野城下に近い場所に残っており、一部で耕作が続けられている。しかし、棚田の大半は戦後の植林によって山林化しているため、現在では棚田としての景観は極一部となっている。

現在、青野山の山麓では、ほ場整備が行われた水田で水稲栽培が行われている。南麓の笹山地区では、山麓の肥沃な土壌でサトイモを栽培しており、独特な風味と粘りがあり、特産品となっている。北麓の麓耕・直地地区では、山麓の傾斜地等を利用して茶の生産が行われているとともに、西条柿の栽培が行われている。

海域における漁業との関連

標高が高く特徴的な山容を持つ青野山の存在は、日本海沿岸の漁業において漁師の山印となるものであったという。船の位置、漁場の位置を決定する山見合い法のうち、浜田浦で伝承されていた事例が記録に残されている。それによると、益田市沖の高島を起点とする一つのラインに「青野」(読みは「ああな」) がある。

また、シイラ漁の網を張る地点は、必ず青野山が望める沖まで漕ぎ出ることを目標の条件としていたという。青野山が望める範囲を漁業権があるとした伝承もある。

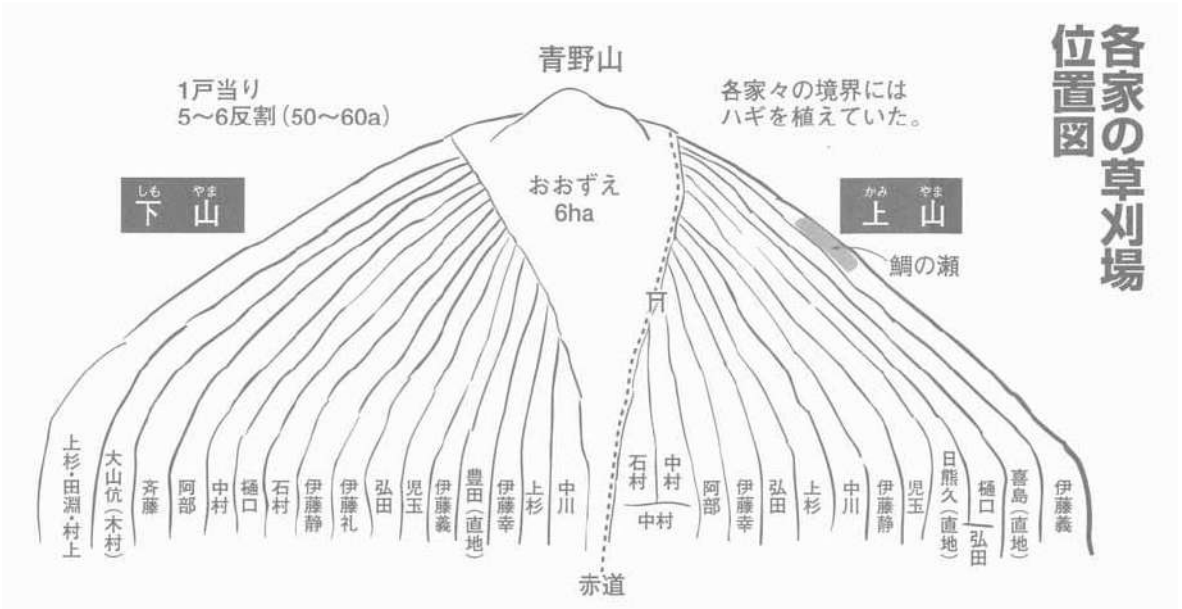

図 3-20　麓耕地区における各家の草刈り場の位置（麓耕自治会 1997）

7　近代以降の活用

近代登山の対象としていつから青野山が意識されるようになったか定かではないが、大正５年(1916)に雪中登山をした際の記念写真が残されており、当時の若者の間で登山が行われていたことが分かる。

青野山には、青野 磧（がわら） と呼ばれる場所にかつてスキー場が存在していた。津和野山岳スキークラブが結成され、ヒュッテや売店もあり盛況であったという。津和野高等女学校ではスキー講習会も行われた。放課後の午後２時頃から午後６時頃まで練習していたという。しかし、降雪量が少なくなり、リフトもなかったため、昭和 40～50 年代には閉鎖された。なお、小青野山の東側には、昭和 59 年(1984)から平成 12 年(2000)頃にかけて青野山東スキー場が開設されていた。

現在では、毎年５月５日の子どもの日に、津和野公民館主催による青野山ハイキングが行われており、津和野町においては伝統あるイベントの一つとなっている。

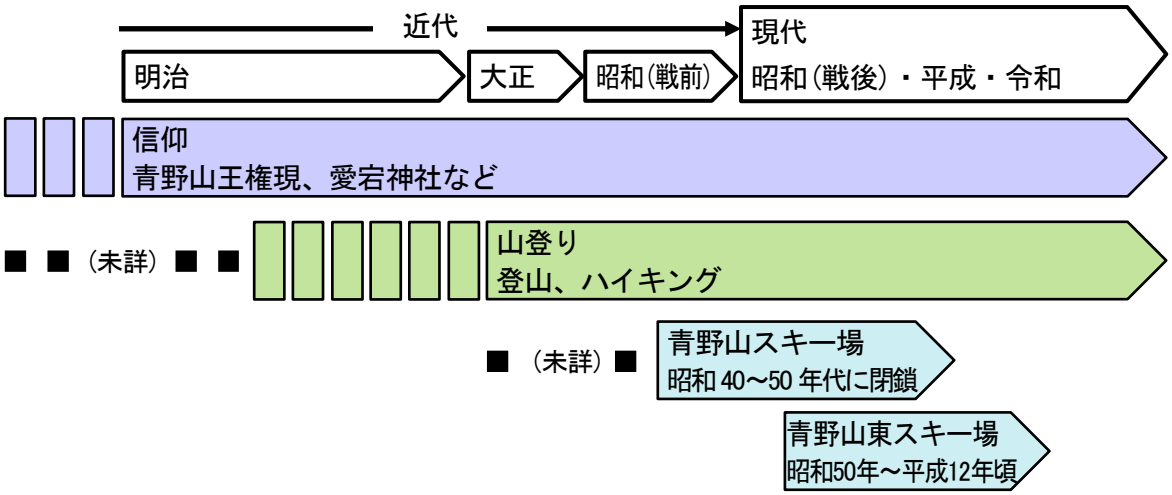

図 3-21　近代以降の活用履歴（生業以外）



写真 3-18　雪中青野山登山記念写真（大正５年）



写真 3-19　青野山スキー場(昭和 10 年)



写真 3-20　津和野高等女学校スキー練習(昭和 10 年)



写真 3-21　青野山東スキー場



写真 3-22　ハイキング風景（平成 25 年５月５日）

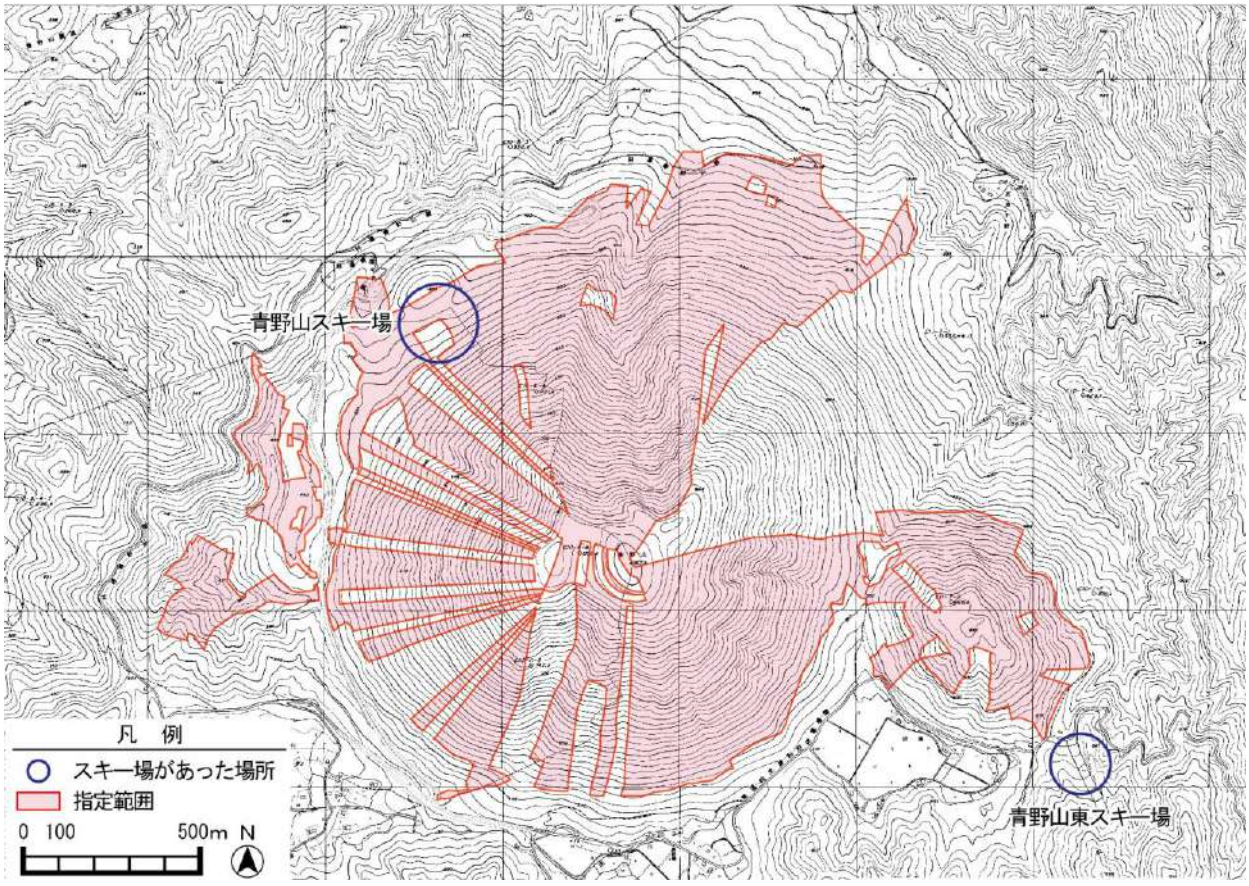

図 3-22　青野山にあったスキー場の位置

第４章　青野山の本質的価値と構成要素

第１節　青野山の天然記念物及び名勝としての本質的価値

天然記念物及び名勝の本質的価値とは、「指定に値する枢要の価値」であり、その全容は指定説明文において明示されている。

天然記念物の保存・活用の原点となるのは、当該天然記念物及び名勝が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。

※出典：「天然記念物等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」平成 27 年(2015)３月　文化庁文化財部記念物課）

したがって、指定説明文に立脚し、青野山の天然記念物及び名勝としての価値（本質的価値）を総括的に再整理・再確認し、次のように明示する。

●日本列島におけるプレートの沈み込みとマグマ活動のプロセスを理解するために重要な「青野山」～海洋プレートそのものが部分融解したアダカイトにより山体が構成～…天然記念物

「青野山」の岩石の化学組成は、日本列島に分布する通常の火山岩に比べてストロンチウムに富み、イットリウムや重希土類元素に乏しい特徴を有し、アダカイトと呼ばれる。アダカイトは、形成間もない熱い海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込んだ際に、海洋プレートそのものの部分溶融で生じたマグマがそのまま地表に達したものと解釈され、まだ熱いフィリピン海プレートが日本列島の地下に沈み込んだことが原因で生じたものと考えられている。

したがって「青野山」は、日本列島におけるプレートの沈み込みとマグマ活動のプロセスを理解するために重要な岩石であるアダカイトにより山体が構成されており、学術的価値が高い。

＜指定説明文に示されている構成要素＞

・青野山火山岩（岩体：アダカイト）が山体を構成）

●特徴的な地形や風穴・湧水等を有する「青野山」…天然記念物及び名勝

「青野山」は、標高 907mの青野山と東側の標高 684mの小青野山で構成される。

青野山の地形をみると、標高 500mから 800mにかけては急峻で、頂部付近は平坦になり、一目で「青野山」と視認できる形状となっている。

山体表層部には「麓耕崩れ」「津和野崩れ」「足谷崩れ」「木野崩れ」「埋除崩れ」と呼ばれている崩壊地形が見られる。北川の裾野には、崩壊土砂が堆積した緩傾斜地に集落が分布する。

山麓に発達する崖錐には、４か所で風穴が確認され、笹山と麓耕地区には豊富な地下水が湧き出している。

＜指定説明文に示されている構成要素＞

・急峻な中腹部（標高 500mから 800mにかけては急峻）、平坦な頂部付近、小青野山
　→　一目で視認できる特徴的な山体（山の形）
・５つの崩谷
・風穴（指定地内は３か所）

●信仰の対象、景勝地としての価値を有する「青野山」…名勝

山頂に祠がある青野山王権現は、中世津和野城主の吉見正頼が天文年間(1532～55)に定めた「津和野七社」の１つに含まれていることから、遅くとも 16 世紀の中頃には信仰の対象になっていたと考えられる。

正保年間(1644～48)の「石見国絵図」や「石見津和野城絵図」では、青野山はなだらかな半円形の山として描かれている。その後寛政 11 年(1799)に刊行された『日本勝地山水奇観』においては、「崩れ」が表現され、天保年間(1830～44)の「津和野城下絵図」でも描写されており、以後の絵図等では「崩れ」の表現が標準となる。幕末の様子が描かれた『津和野百景図』においては、青野山は「妹山の景」と「青野の虹」に２枚で主題となっており、その外にも背景等で９枚にその姿が見える。これらから、江戸時代以降、青野山の形や姿が明確に認識され、その景観が地域を特徴づけるものになっていったことがうかがえる。

近代に入ってもその傾向は変わることなく、和歌や漢詩に詠まれ、また地域の代表的あるいは象徴的な景観として津和野町の町歌や各学校の校歌の歌詞にも登場する。また津和野の市街地に造られた庭園の中には、青野山を借景としているものがいくつかある。

＜指定説明文に示されている構成要素＞

・青野山王権現（信仰の対象）
・なだらかな半円形の山、崩れ→特徴的な山体
・地域の代表的・象徴的な景観
・借景

第２節　構成要素

１　構成要素の特定の考え方

構成要素の特定においては、大きくは「天然記念物及び名勝としての価値（本質的価値）を構成する要素」と「それ以外の諸要素」という、価値に関わる区分が求められる。

また、本計画では第１章「第３節　計画策定の範囲（対象）」で示しているように、指定地と「今後保護すべき範囲」を計画区域とし、さらに、これらの周辺を関連計画区域とするなど、指定地外も考慮することとしている。

したがって、次に示すように、指定地とそれ以外（指定地外）で構成要素の特定の考え方を示す。なお、指定地外については、上記の点を踏まえ、次の３つの区域に分けて構成要素を特定する。

○「今後保護すべき範囲」（追加指定候補地）
○指定地・追加指定候補地の周辺（青野山山麓やその周辺）…関連計画区域
○その他町域

（１）指定地における構成要素特定の考え方

指定地における構成要素は、上記のように「本質的価値を構成する要素」と「それ以外の諸要素」に分けられる。

「それ以外の諸要素」については、本質的価値の形成に関係する要素がある一方で、青野山の保存･活用に関係したり、影響したりする要素が考えられる。

こうした点を踏まえ、指定地を構成する要素を、「それ以外の諸要素」を２つに分けて、

大きく次のＡ～Ｃの３つに区分する。

Ａ：本質的価値を構成する要素

・「天然記念物及び名勝の指定に値する枢要の価値」を構成する要素

Ｂ：本質的価値の形成と関連する要素

・本質的価値そのものではないが、本質的価値の形成の背景や基盤となる要素

Ｃ：その他の要素

・本質的価値の保存や景観の保全・形成、青野山の活用等に関係・影響する要素（本質的価値との関係で、適宜、調整・留意が必要な要素等を含む）

（２）指定地外における構成要素特定の考え方

指定説明文は、指定地について記述されたものであり、それから導かれる本質的価値とは指定地を対象としたものとなるが、追加指定や青野山の保存・活用を考える上では、指定地外の状況も把握しておく必要がある。

このため、指定地外においても、上記（追加指定、保存･活用）に関係する要素を、大きく次のＤ・Ｅの２つに区分する。

Ｄ：本質的価値と同等･価値の背景となる要素

・前記の「本質的価値を構成する要素」（指定地）と実質的に同等の価値を有する要素

・「本質的価値」や「本質的価値と同等」の要素そのものではないが、それらの形成の背景や基盤となる要素…前記の「Ｂ」に準じた要素

Ｅ：保存･活用上関係する要素

・青野山の保存・活用に資する要素

・青野山の保存･活用との関係で調整・留意が必要な要素

２　構成要素

（１）構成要素の全体像（一覧）

指定地とそれ以外に分けて、構成要素を特定･整理すると、次のようになる。

表 4-1 指定地における構成要素の特定

区　分		分　類	構成要素	備　考
A 本質的価値を構成する要素		地質	○青野山火山岩（岩体：アダカイト）	・海洋プレートそのものが部分融解したアダカイト
		地形	○山体地形	・急峻な中腹部 ・平坦な山頂部
			○崩落地形（崩谷）	・麓耕（ろくごう）崩れ ・津和野崩れ ・足谷（あしだに）崩れ ・木野（この）崩れ ・埋除（うめのけ）崩れ
			○風穴	3か所 ・北の耕田地区2 ・西の青野磧1
		景観（名勝）	○景観（視対象：信仰、地域の代表的・象徴的な景観）としての青野山	・『津和野百景図』第八十図「妹山の景」、第八十二図「青野の虹」等 ・いずれも青野山の西面を中心に描写（「津和野崩れ」あり） ・主要な視点場は指定地外を参照
		神社等（名勝）	○青野山王権現 ○遙拝所跡	・信仰の対象としての青野山を示す存在
それ以外の諸要素	B 本質的価値の形成と関連する要素	眺望点	○山頂等の眺望点	・青野山火山群を構成する山、断層を眺望する場
		信仰に関わる昔からの道	○遙拝所跡周辺等の昔からの道	・信仰の対象として青野山（青野山王権現、遙拝所）を人々が利用した証
	C その他の要素	動物	○絶滅危惧種	「改訂しまねレッドデータブック2014 動物編」…指定地を含む区域（メッシュ：東西 11.5 ㎞、南北 9 ㎞） ・オツネントンボ、キイロヤマトンボ、グンバイトンボ、ヤマネ等
			○その他の動物	・哺乳類（イノシシ、ウサギ等）、は虫類、昆虫…有害鳥獣あり
		植物	○樹木･樹林 ○草地：山頂部の一部	・中腹以上はコナラ等の落葉広葉樹が中心 ・山麓付近はスギ、ヒノキ等の針葉樹（植林）が広範囲に広がる。 ※昭和 30 年代頃までは中腹以上は草地、それより下は雑木林が中心
			○絶滅危惧種	「改訂しまねレッドデータブック2013 植物編」…指定地を含む区域 ・キキョウ、キンラン、タイリンアオイ、チョウジソウ等
		人工物	○道路・林道	・町道青野山線 ・林道笹山山入線
			○園路・登山道	・里道、中国自然歩道を含む
			○駐車場･トイレ	・西麓に一体的に整備
			○休憩小屋･避難小屋等	・老朽化
			○標識等（サイン類）	・標識、案内板、説明板、誘導標識、注意札等
			○その他工作物	・電柱・電線

表 4-2　指定地外「今後保護すべき範囲」（追加指定候補地）における構成要素の特定

区　分	分　類	構成要素
D 本質的価値と同等･価値の背景となる要素	地質	○青野山火山岩（岩体：アダカイト）
	地形	○山体地形
		○崩落地形（崩谷） ・麓耕崩れ ・津和野崩れ ・足谷崩れ
		― （風穴）
		― （池･沼、滝、渓谷）
	湧水	―
	景観（視対象としての青野山）	○景観（視対象：信仰、地域の代表的・象徴的な景観）としての青野山 ※指定地と一体となって景観を構成
	景観（視点場）	○山頂等の眺望点（一部、指定地外が存在） ・青野山火山群を構成する山、断層を眺望する場
	神社 行事	○神社 ・愛宕神社
	石材（利用）	―
E 保存･活用上関係する要素	動物	○絶滅危惧種 ・指定地と同様
		○その他の動物 ・指定地と同様
	植物	○樹木･樹林
		○絶滅危惧種 ・指定地と同様
	人工物	○道路・林道 ・町道青野山線 ・指定地内から続く林道笹山山入線 ・里道（一部、津和野廿日市街道）
		○園路・登山道（中国自然歩道）
		○標識等（サイン類） ・案内板、説明板、誘導標識、注意札等
		○その他人工物 ・電柱、電線類

※「－」は構成要素の対象ではあるが、存在しない又は未確認の場合を示す。

表 4-3　指定地外における構成要素の特定（「今後保護すべき範囲」を除く）　(1/2)

区　分	分　類		構成要素	
			指定地等の周辺（青野山山麓・周辺）	その他町域
D 本質的価値と同等･価値の背景となる要素	地質		○青野山火山岩（岩体：アダカイト）	（対象外）
	地形		○青野山火山群 ・鍋山 ・雲井峯　等	（対象外）
			― （崩谷）	（対象外）
			○風穴（１か所） ・木野地区	（対象外）
			○池･沼 ・地倉沼 ○滝 ・鳴滝（西麓・旧城下町東側） ・白糸の滝 ○渓谷 ・南谷渓谷（南谷川）	（対象外）
	湧水		○湧水（３か所） ・麓耕の清水（北麓） ・西麓の湧水 ・笹山の水源池（南麓）及び水源池の碑	（対象外）
	景観（視対象としての青野山・周辺）		○山麓部を含めた視対象としての青野山 ・田園（笹山、麓耕、直地）・棚田（主水畑等）と青野山 ・旧城下町と青野山	（対象外）
	景観（視点場）	百景図	○『津和野百景図』に描かれた青野山の景観（別記、表 4-4）	○『津和野百景図』に描かれた青野山の景観 ・史跡山陰道（徳城峠越）（別記、表 4-4）
		その他視点場	○青野山西山麓の旧城下町一帯 ・史跡津和野城跡(本丸、出丸) ・津和野藩主亀井家墓所(乙雄山墓所、永明寺) ・登録記念物(青野山を借景とする庭園) ・JR 津和野駅、津和野大橋付近 ・道の駅津和野温泉なごみの里付近等 ○青野山北側の麓耕・直地～枕瀬付近(国道9号及びその周辺)…麓耕景観形成地区、青野山眺望景観形成地区(景観計画) ○青野山南山麓の笹山 ○史跡山陰道(野坂峠越)	○旧堀氏庭園付近
	神社 行事		○神社 ・五神社跡 ・笹山荒神社 ・地倉権現 ○伝統行事 ・水源祭等	― （関係する神社）
	石材(利用)		○青野火山岩（石材利用） ・菊芳山石丁場跡 ・笹山の石橋 ・陶ヶ嶽石丁場跡 ・烏帽子岩	― （石材利用）

※「－」は構成要素の対象ではあるが、存在しない又は未確認の場合を示す。

表 4-3　指定地外における構成要素の特定（「今後保護すべき範囲」を除く）　(2/2)

区　分	分　類	構成要素	
		指定地等の周辺（青野山山麓・周辺）	その他町域
E 保存･活用上関係する要素	動物	○絶滅危惧種等 ・ツマグロキチョウ(準絶滅危惧)、モリアオガエル(地倉沼、準絶滅危惧)を含む	(対象外)
		○その他の動物 ・有害鳥獣等	(対象外)
	植物	○樹木･樹林	(対象外)
		○絶滅危惧種等 ・チョウジソウ（地倉沼、準絶滅危惧）を含む	(対象外)
	産業	○野菜・果物 ・カキ、カワラケツメイ、コメ、サトイモ、チャ、ユズ等	(対象外)
	人工物	○青野山の活用に関係する施設、活用が期待される施設 ・津和野町郷土館 ・津和野町日本遺産センター ・津和野町役場津和野庁舎 ・道の駅津和野温泉なごみの里 ・青野山近隣の民間事業者	○青野山の活用に関係する施設、活用が期待される施設 ・津和野町役場本庁舎（枕瀬） ・道の駅シルクウェイにちはら
		○公共交通機関（JR 山口線） ・津和野駅、青野山駅	○公共交通機関（JR 山口線） ・日原駅
		○道路、林道 ・指定地内から続く町道、林道、県道(津和野停車場線)	(対象外)
		○中国自然歩道	○中国自然歩道
		― （青野山に関係する標識等）	― （青野山に関係する標識等）
		○その他人工物 ・建物　・電柱、電線類等	(対象外)

表 4-4　『津和野百景図』に描かれた青野山の景観

図番号	表題	主景	背景	眺望地点
１３	藩候邸前より中島米廩を望むの図		○	津和野高校グラウンド付近から見た青野山
１６	彌榮神社		○	弥栄神社付近から見た青野山
５２	藩候幾久鴨御猟略供		○	杉片河付近から見た青野山
５３	幾久の峠		○	戦のカーブ付近から見た青野山
６５	横堀米廩		○	町田付近から見た青野山
７１	松林山天満宮		○	天神橋付近から見た青野山
７２	天神祭		○	津和野大橋付近から見た青野山
７９	竜法師の塒（ねぐら）		○	県道柿木津和野停車場線の元笹山付近から見た青野山
８０	妹山の景	◎山体		史跡津和野城跡及び津和野城下町周辺から見た青野山
８１	青野の景	○山麓		青野磧（かわら）付近から見た景観
８２	青野の虹	◎山体		史跡津和野城跡及び津和野城下町周辺から見た青野山
８８	徳丈の峠		○	史跡山陰道（徳城峠越）から見た青野山

※『津和野百景図』に描かれた青野山と現在の景観は図 4-1 を参照

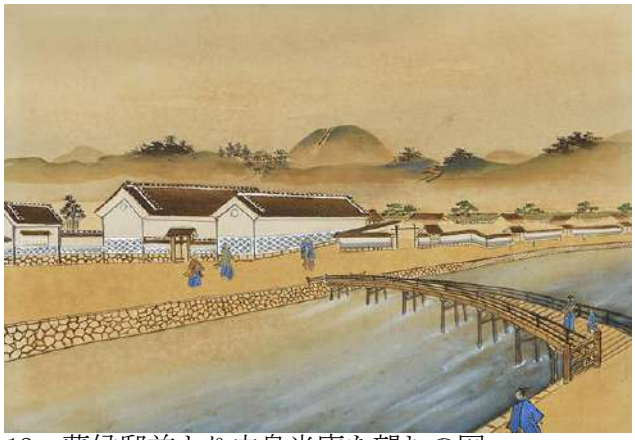



13　藩侯邸前より中島米廩を望むの図





16　彌榮神社





52　藩侯幾久鴨御猟略供





53　幾久の峠

図 4-1　『津和野百景図』に描かれた青野山の景観と現在（1/3）





65　横堀米廩





71　松林山天満宮





72　天神祭

※天神祭の背景には青野山が位置する。





79　竜法師の塒（ねぐら）

図 4-1　『津和野百景図』に描かれた青野山の景観と現在（2/3）





80　妹山の景





81　青野の景





82　青野の虹





88　徳丈の峠

図 4-1　『津和野百景図』に描かれた青野山の景観と現在（3/3）

（２）構成要素の状況

ア　崩谷

青野山の特徴の一つとして山崩れによる崩谷があげられ、比較的大きなものとしては、次の５か所がある（図 4-2）。

１）麓耕（ろくごう）崩れ（別名：耕田（こうだ）崩れ、通称「おおずえ」）

この崩れは、青野山において最大のものであり、山の北北東に位置する。上部は標高 880m付近で、下部は 400m付近である。最も幅が広く深さも大きく標高 500mあたりで、谷幅は 300m近くある。

行く行くは、南方の足谷崩の発達とともに山頂を東西に切断する可能性が大きいと言われている。この崩れの西壁の縁に沿う登山道は、狭く急峻な尾根筋にあることから通称「鯛の背」と呼ばれている。



写真 4-1　麓耕崩れ

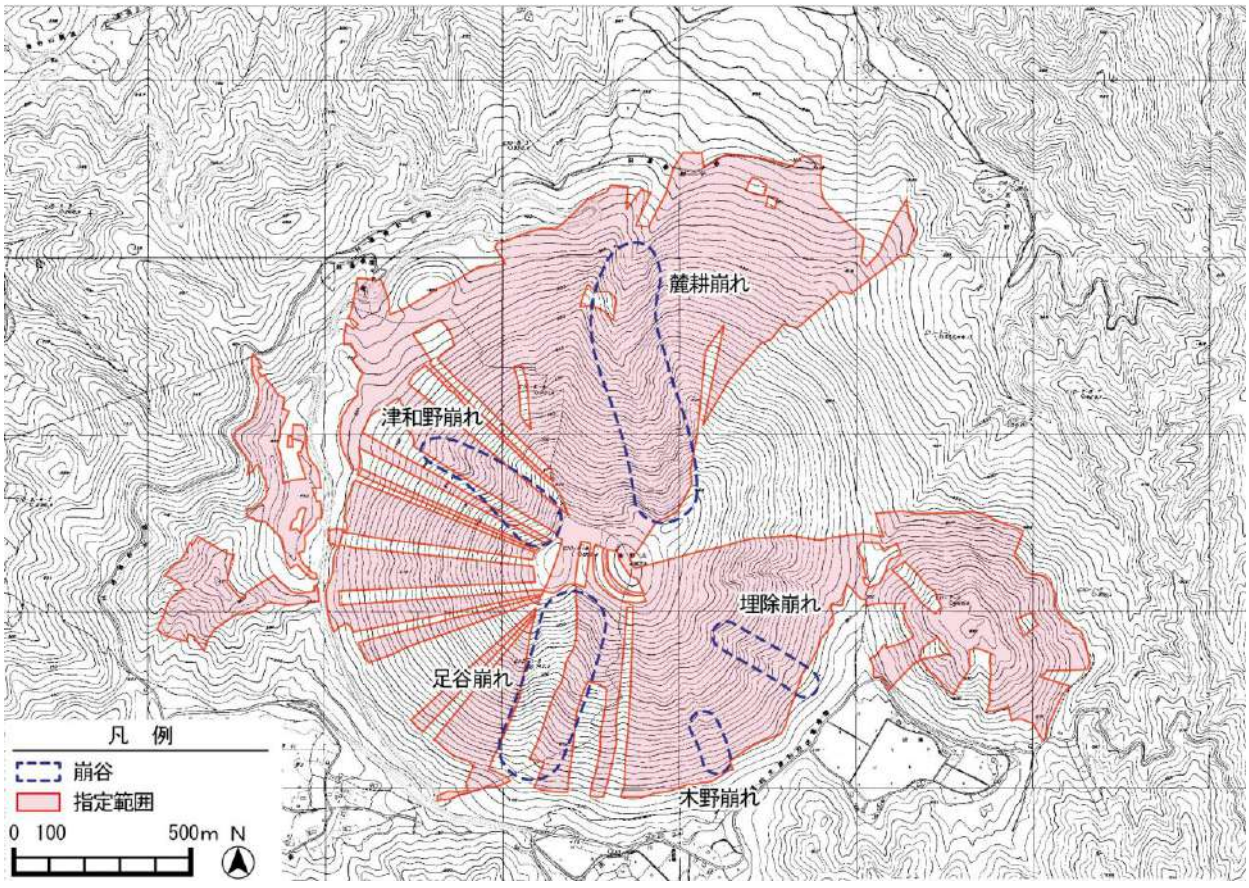

図 4-2　山崩れの位置

２）津和野崩れ（別名：青野ヶ原（あおのがわら）崩れ）

この崩れは、山の北西に位置する。標高 900m近くの頂上の西の盛り上りの端から発して、上部の幅が 200m、下るほど狭くなってその形は杓子状を呈している。下部において三条に分かれており、標高 450mの青野原に及んでいる。この谷頭部は現在も崩壊しつつあると言われているが、近年の植林によって速度は遅くなり、また谷底も埋もれつつある。

３）足谷（あしだに）崩れ

この崩れは、麓耕崩れの南側への延長線上に、反対側の南南西に向う崩れである。谷頭は頂上の東西の低平な峯の中間の浅い谷に食い込んでいるため、北からの麓耕崩れと共同して腹背から山頂を攻撃し、いずれはこれを両断する可能性がある。谷長約 500m、谷幅約 200mを測り、相当規模は大きいが、植生が進んでいるため全貌は明らかではない。

４）木野（この）崩れ

この崩れは、南に位置する。この崩れは小規模なもので、標高 620mの処から山麓まで、約 250mの谷長を測り、幅の狭い崩れである。現在は植林等により外見は明確ではない。

５）埋除（うめのけ）崩れ

この崩れは、東南東に位置する。東側の首山（小青野）との裾合谷の南部に向い稍南に湾曲した形で崩れている。谷頭は標高 740m付近の山頂の東下で、谷長は約 350m、谷幅は数十m程度の小規模のもので、谷尻には大小の火山礫が累積している。

イ　風穴

現在、文献・聞き取り等を含め、青野山で確認することができた風穴は４か所であり、その場所は青野山の周囲に点在しており、標高約 300m～500m付近で、山頂から約 600m～ 400m下がった山麓にある（図 4-3）。

風穴①②は山の北側にあたる耕田地区にある。風穴①は町道青野山線沿いに現存し、入口がコンクリートで囲われており、約１m四方で奥行きは約 1.5mの小さい風穴である。町道整備中に検出されたもので風穴として活用されたものではなく、保存のためにコンクリートで入口を保護してある。

風穴②は町道から約 100m上った所にある。明治 34 年(1901)から青野山の風穴で蚕種貯蔵を始めたとされ、この風穴が該当していると推定される。後には農協によって栗の保管場所としても利用されたという。縦約 13m、横約６m、深さ約 2.3mの規模で、外周には２段の石積みが残る。使用されていた当時は屋根を設けていたようである。

風穴③は、山の南側に位置する木野地区にある。民家のすぐ裏側の山の斜面にある風穴で、現在も日常的に使用されている。

風穴④は、山の西側に位置する青野磧にある。文献および聞き取りのみでの確認であるが、近代の養蚕に用いられたという。

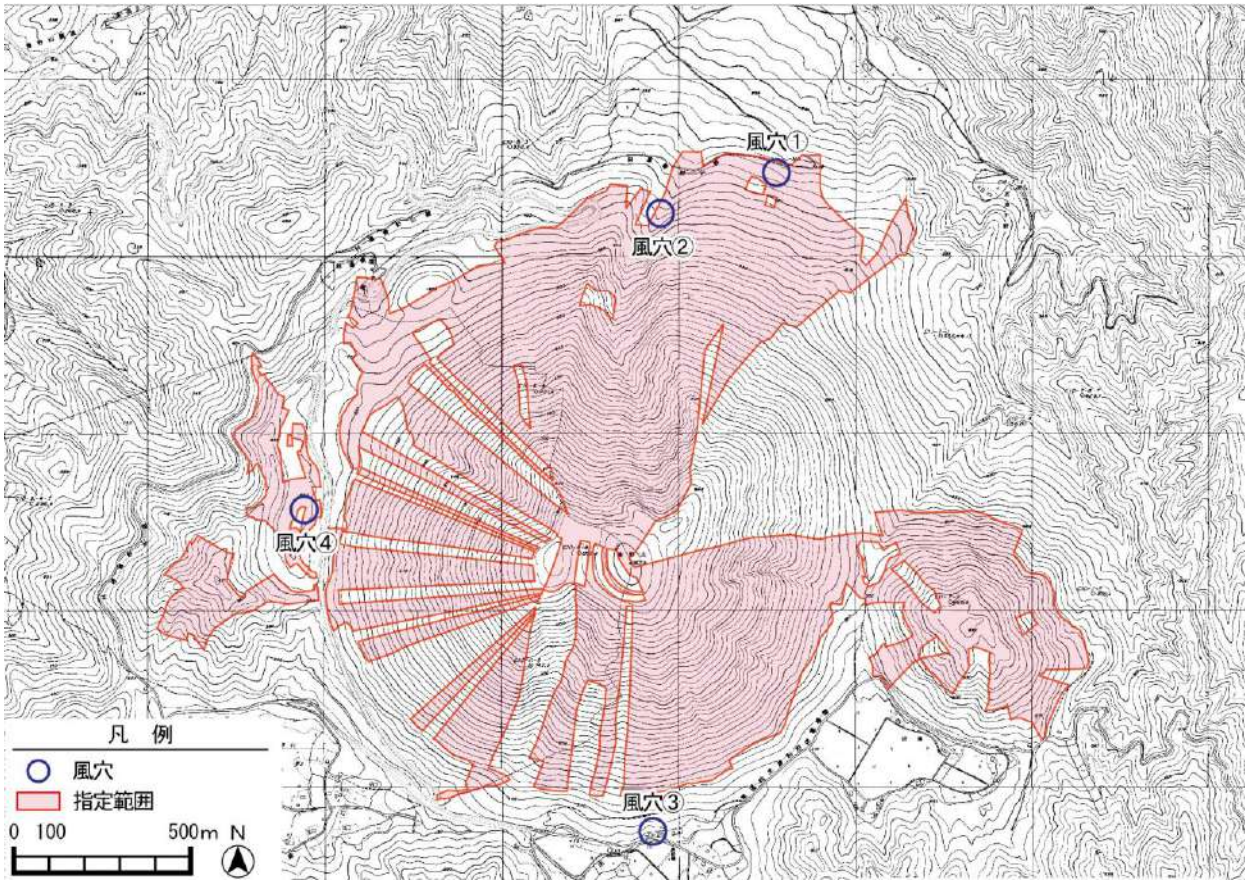

図 4-3　風穴の位置



写真 4-2　風穴①（麓耕：町道沿い）



写真 4-3　風穴②（麓耕：山中）



写真 4-4　風穴③（木野）



写真 4-5　風穴④（西側山麓付近）

ウ　湧水

青野山の山麓には豊富な湧水があり、特に南麓の元笹山地区と、北麓の麓耕地区の湧水が特記される。

南麓の元笹山地区からの湧水は、現在津和野町の上水道の水源池として利用されている。残った湧水は一度ため池に集められた後、常時オーバーフローして流れているほど流量が多い。湧水地の側には、付近にあった石橋の石材を転用して水源池の碑が建てられている。

北麓の麓耕地区には「清水（しみず）」と呼ばれる湧水がある。湧水地は、幅 530 ㎝、奥行 135 ㎝、深さ約 30 ㎝の石組で囲まれており、いつも清らかな水が湛えられている。夏は冷たく、冬は暖かく感じ、一年中水温が変わらない。水田用水の供給源でもある。

なお、西麓の標高 400m付近の谷に湧水があり、津和野市街地東側にある松林山天満宮北側から通称「うぐいす谷」を経て青野山に登る道筋において、飲料水の確保に利用したと伝えられている。

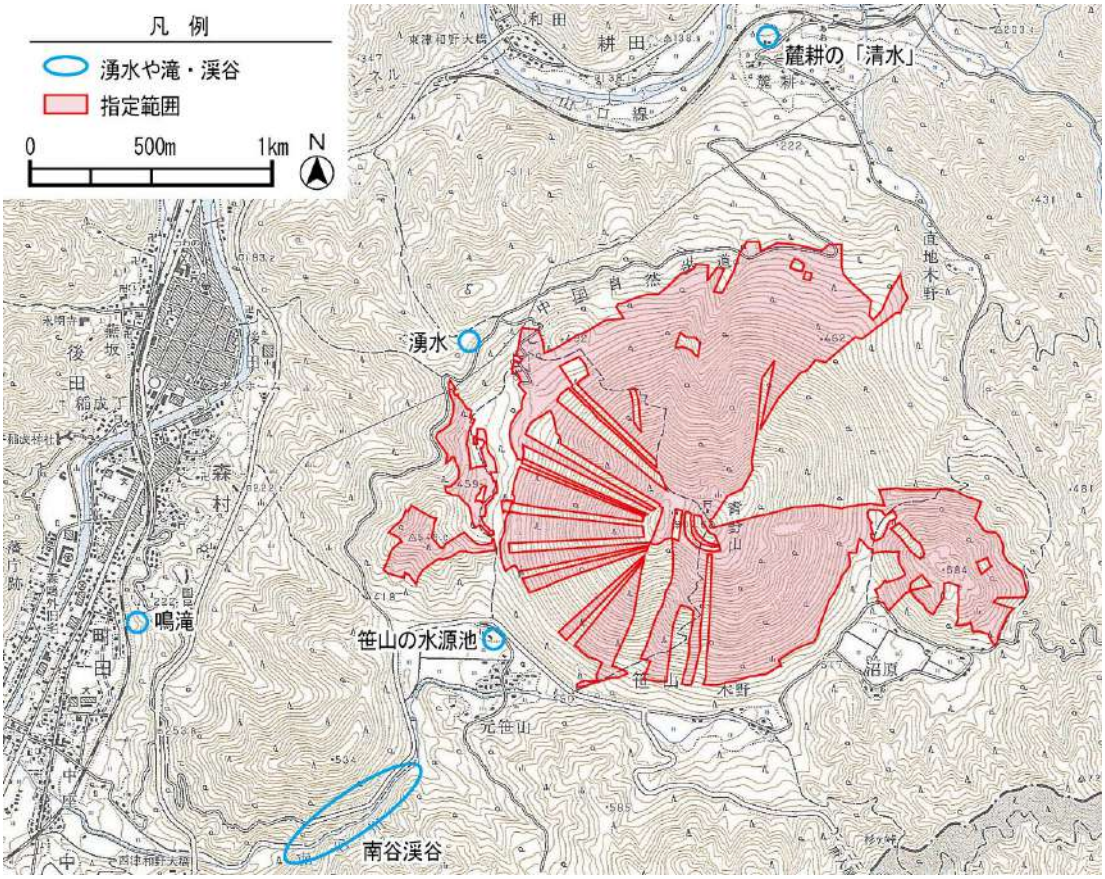

図 4-4　青野山周辺の湧水や滝・渓谷の位置



写真 4-6
笹山の水源池



写真 4-7
麓耕の「清水」

エ　滝・渓谷

青野山を水源とする滝には鳴滝がある。この滝は、青野山の寄生火山丘の菊芳山と竜帽子山間の爆裂火口と称される沢から流れ出る細流が、町田付近で津和野盆地へ落下する石英粗面斑岩の懸崖にかかる滝で高さ約５ｍ余である。水量は比較的多く、樹木に被われた滝壺のそばの洞窟に不動明王が祀られている。古くから地元のよく訪れる処であり、津和野藩政時代の様子を描いた『津和野百景図』にも掲載されている。

また、青野山南麓の笹山地区から西麓の津和野地区には南谷川が流下する。そのうち、標高約 400mの元笹山地区から標高約 200mの中座地区までの間には南谷渓谷があり、青野山からの豊富な水量によって形成された急峻な渓谷は四季を通じて美しい。



写真 4-8　鳴滝



図 4-5　『津和野百景図』第六十七図「鳴滝」

オ　その他自然的要素

青野山は青野火山群の中核となる火山であるが、その周辺には他にも火山地形が多く見られる。青野山の東側に隣接して、標高 686m の小青野山がある。字名は「首山」であり、青野山を体として、小青野山を頭部と見立てたことから呼称された地名であると考えられ、青野山と一体の存在であり、指定の対象となっている。



写真 4-9　沼原地区から見た小青野山

青野山の北東には、特徴的な溶岩ドームである標高 614mの鍋山がある。鍋山の南西側には、地倉山の火山活動によるせき止め湖の跡とされる地倉沼があり、モリアオガエルの大規模な生息地、チョウジソウ（丁字草）の自生地としても知られている。

このほか青野山の西側には、標高 523mの雲井峯がある。江戸時代には「高田山」とも呼ばれた名勝地であった。別名を「鉢窪山」とも言い、その名が示す形のとおり、山頂部に窪地状の地形が見られる。雲井峯の北東麓には「白糸の滝」がある。

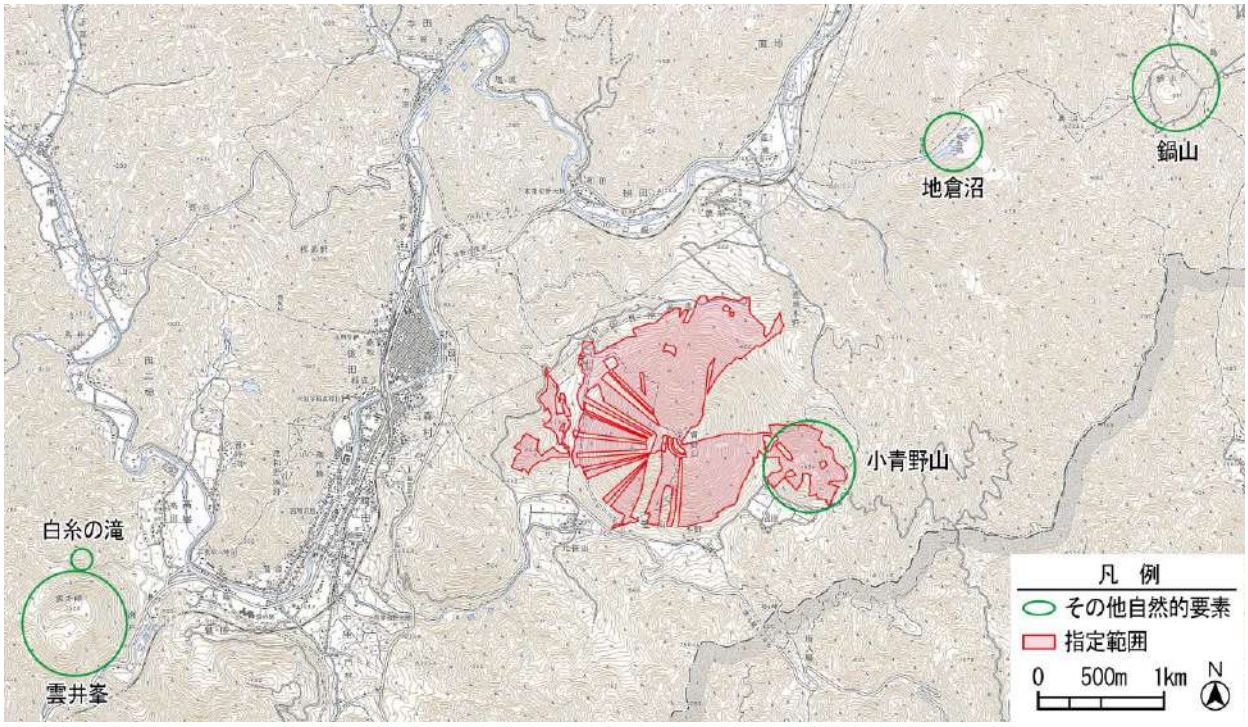

図 4-6　青野山に関係する自然的要素



写真 4-10　地倉沼



写真 4-11　鍋山



写真 4-12　チョウジソウ



写真 4-13　白糸の滝

カ　関係する神社等

宗教的な位置づけは、第３章第２節「４　宗教的な対象としての青野山」で記述しているが、「関係する自然・歴史環境（資源）を構成する要素」である神社等について再整理する。なお、青野山に関係する神社等は指定地内に１か所、指定地外に５か所が存在する。

＜指定地内＞

○青野山王権現

・現在山頂には、青野山王権現の祠がある。

・中世の吉見正頼によって定められたという「津和野七社」のうちの一社である。

・雨乞い・虫よけの神として農民からも崇敬され、毎年土用丑の日に神事が行われている。



写真 4-14　青野山王権現

○遙拝所跡（青野山王権現）

・青野山王権現の参道入口付近には、山頂に登れない人のための遙拝所の跡と伝えられる石垣が残る。



写真 4-15　遙拝所跡

＜指定地外＞

○愛宕神社

・青野山と小青野山の鞍部付近に位置する。

・地元の沼原地区の火伏の神とされる。祠は巨石の中にあり、いわゆる磐座として古くからの信仰の対象であったことが窺える。

○笹山荒神社

・青野山の南麓の元笹山地区に位置する。

・文政４年(1821)の棟札が残っており、荒神社、河内神社、大元社の３社の額が掲げられ、合祀されている。

・本殿内には「水神社、土徳社」（明和８年(1771)）の棟札が保存されており、地区内にある水源池に関する信仰を示すものと考えられる。現在、毎年６月には水源池において水源祭が行われている。

○五神社跡

・青野山の北麓の麓耕地区に位置する。

・青野山神社の遙拝をも兼用してきたが、明治 39 年(1906)に瀧元八幡宮に合併されている。

○地倉権現

・青野火山群に関わる地倉沼の南側河畔に位置する。

・沼に面した岩山にまつられており、毎年５月５日、11 月 30 日に祭りが行われている。

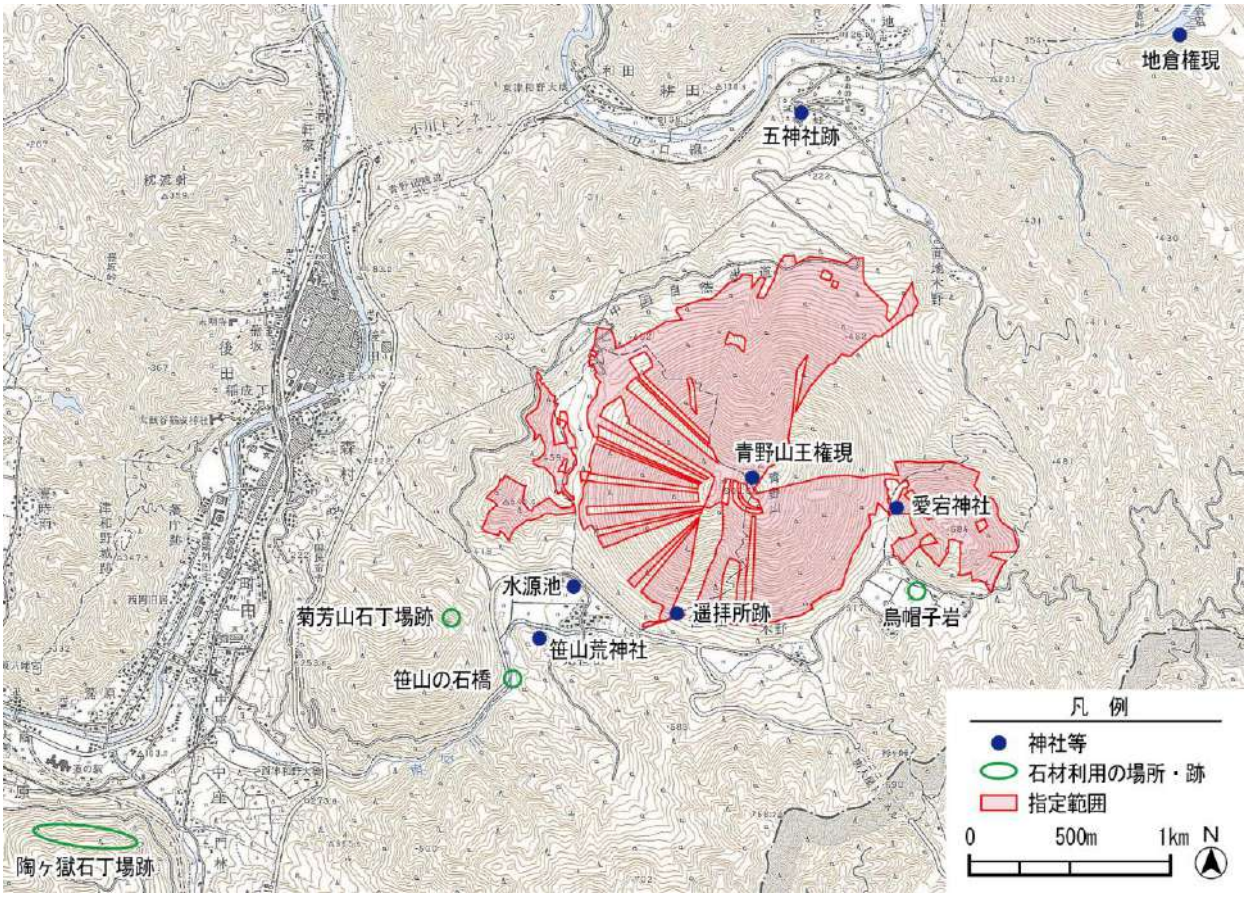

図 4-7　青野山に関係する神社等や青野火山岩の利用の場所



写真 4-16　愛宕神社（沼原地区）



写真 4-17　笹山荒神社（元笹山地区）



写真 4-18　五神社跡（麓耕地区）



写真 4-19　地倉権現の祭り（直地地区）

キ　青野火山岩の利用の場所

青野火山岩の石材については、第３章第２節「５　青野火山岩の石材利用」で記述しているが、「関係する自然・歴史環境（資源）を構成する要素」である青野火山岩の利用の場所について再整理する。なお、関係する主要な石丁場跡等は４か所あり、いずれも指定地外である。

〇菊芳山石丁場跡

・元笹山地区に近い菊芳山の南斜面に位置する。

〇陶ヶ嶽石丁場跡

・青野火山群の一つである大蔭山（陶ヶ嶽）の北側斜面に位置する。

〇笹山の石橋

・津和野藩の参勤交代道であった津和野廿日市街道の石橋である。
・この石橋は、笹山地区を流れる南谷川に架かっており、川幅の狭まったか所の両側に石垣を築いた上に架けられている。
・かつては、２枚の石で構成されていたが、昭和 16 年(1941)・17 年(1942)頃の笹山水害により、１枚が流出したという。

〇烏帽子岩

・小青野山の南側山麓部の沼原地区に存在する。
・長さ約２ｍの巨石であり、小青野山からの転石と考えられている。

石丁場跡は、この他にも存在している可能性がある。

また、青野火山岩である角閃石安山岩は、比較的軟質で加工性が良く、主として中世から近代の石造物に多用されてきた。灯籠や墓石、庭の中の踏み石や池の縁石、山陰道など街道の敷き石や側溝に使われていたり、民家の玄関前の小さな橋としても使われていたりする。



写真 4-20　菊芳山石丁場跡推定地



写真 4-21　石丁場のあった陶ヶ嶽（手前は津和野城跡）



写真 4-22　笹山の石橋



写真 4-23　烏帽子岩（沼原地区）

第５章　青野山の現状・課題

第１節　保存（保存管理）

１　保存（保存管理）の現状

〇天然記念物及び名勝の保存状況及び土地利用の現状

本天然記念物及び名勝の本質的価値は、地形・地質と景観（地形）に関するものであり、現在、それらは毀損することなく良好に保たれている。

歴史的にみると、少なくとも崩れが表現される天保年間(1830-1844)以降においては、道路や登山道、駐車場等の整備はあるものの、青野山の地形に大きな変化はないと考えられる。ただし、植生は大きく変化しており、中腹以上は「大木は生せず」(『故山日記』明治６年）の状況から、昭和前半期頃には二次林（西半分）と二次草地（東半分）に変化し、現在は山全体が二次林化している。さらに近年では、一部で竹の繁茂が進み、竹林が二次林を浸食している状況も見られる。

〇指定地等の保存管理

指定地の面積の 99.1%は民有地であり、その大半は山林・保安林となっている。かつては牛の飼料である「カイバ」刈り、山焼き、スギ・ヒノキの植林等が行われていたが、現在は植林・下刈り・間伐、及び伐採等の森林施業はほとんど行われていない。ただし、植林された人工林の伐採等、林業としての森林施業は行われる可能性がある。

一方、公有地（町有地）は道路、駐車場等として整備しており、津和野町としてこれら施設の維持管理を行っている。

また、青野山の登山道でもある中国自然歩道（青野山モデルコース）が、山麓部と三町をつないでおり、島根県により施設整備や維持管理が行われている。

さらに、青野山の山頂付近や中腹及び山麓付近には、未指定の範囲が存在する。

〇文化財や土地利用等に関する法制度の状況

青野山には文化財保護法、森林法、景観法、都市計画法、島根県立自然公園条例等の法制度がかかっている。

〇現状変更等の状況

天然記念物及び名勝の指定（令和元年 10 月）から間がないが、現在までに大学研究者による岩石試料採取の現状変更の許可申請が提出されている。

今後、人工林の伐採等の森林施業、眺望確保のための部分的な樹木伐採、登山道の改修、標識や境界標、説明板の設置等、現状変更等に関わる行為が想定される。

〇調査研究

青野山の調査については、文化財としての保存・活用に向けて、津和野町教育委員会が平成 24 年度(2012)・25 年度(2013)に、国・県の支援、学識経験者の指導、及び地元自治会、関係機関等の協力を得て、自然的調査、人文的調査を実施し、『青野山調査報告書』を平成 26 年(2014) ３月に刊行している。

２　保存（保存管理）の課題

青野山の保存に関する現状等を踏まえ、今後の天然記念物及び名勝の保存のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。こうした保存の課題は相互に関わり合うとともに、活用や整備、運営・体制とも関連する。

■「青野山の活用・整備と併せた保存対策」の検討

○青野山の活用に向けた登山道や案内・解説施設、便益施設等の整備（修繕・更新・新設等）を行う場合には、地形・地質の保存に十分留意し、範囲や手法等を検討する必要がある。

■「森林等の適切な管理」の検討→「整備」の「森林等の適切な整備・管理」と連動

○土地所有者等や住民・地域団体等と連携し、青野山の森林（山林）等のあり方や適切な管理について検討する必要がある。

■「計画的な調査研究」の検討

○青野山の調査研究に関して、未解明な部分や課題を整理し、調査研究のあり方や方法等を検討する必要がある。

○希少な動植物の確認（調査）を行い、確認された場合には、その保護対策を検討する必要がある。

■「追加指定及び公有化」の検討

○「今後保護すべき範囲」を踏まえ、地元自治会・土地所有者等の協力を得ながら、追加指定に取り組む必要がある。

○現状では大半が民有地であり、保存・整備と関連づけながら、土地の公有化について検討する必要がある。

■「現状変更等への対応」の検討

○青野山（指定地）で可能性のある行為を想定し、現状変更等の取扱基準等を明らかにし、的確に対応する必要がある。

○現状変更等の手続きの弾力化について検討する必要がある。

■「法制度への対応と景観づくり」の検討

○青野山一帯には、文化財保護法に加え、森林法、景観法、島根県立自然公園条例等の法制度が係っており、それらの周知と適切な運用に取り組む必要がある。

○これらのうち景観法に関しては、津和野町景観計画の策定及び同条例の制定を行い、各種景観形成地区を指定しており（一部、本天然記念物及び名勝の指定地を含む）、各地区における景観づくりを促進し、青野山の価値を守り、高める必要がある。

第２節　活用

１　活用の現状

青野山は津和野町のシンボルとなる山であり、天然記念物及び名勝への指定以前から、学校教育・社会教育、町内外の人々のハイキング、自然探勝をはじめ多様な形で活用されてきた。

〇幼児・学校教育

津和野町では０歳児からのひとづくり事業を推進しており、青野山の北側にある直地保育園では、いつも身近な存在として見ている青野山の絵を描くなど、芸術活動に青野山が生かされている。

津和野小学校では、かつては年１回親子で青野山に登る行事を行っていた。現在ではこの行事は実施されていないものの、青野山登山道には平成６年(1994)に児童が作成した距離表示板が残っている。

〇社会教育・文化振興

現在では、毎年５月５日の子どもの日に、津和野公民館主催による青野山ハイキングが行われている。令和４年(2022)は第 62 回の開催となり、津和野町においては伝統あるイベントの一つとなっている。

また、本町出身の画家・安野光雅（1926-2020）は、生涯に数多くの青野山を描いており、津和野町立安野光雅美術館では、そうした作品や絵本等を多数展示している。

〇ハイキング、自然探勝等（中国自然歩道の活用）

中国自然歩道（青野山モデルコース）が青野山山頂と南側の青野山登山口（笹山登山口）、北西側の青野山登山口（青野河原ルート入口）をつなぎ、笹山登山口付近には県道 226 号（柿木津和野停車場線）の駐車スペースが、青野河原ルート入口付近には青野河原駐車場がある。中国自然歩道は笹山登山口からは旧城下町方面へ、青野河原ルート入口からは JR 山口線青野山駅を経由して地倉沼方面に伸びている。

こうした中国自然歩道（主として登山道）を利用し、ハイキング、自然探勝等で町内外の人々が訪れている。ただし、令和２年(2020)からは新型コロナウイルス感染症が拡大を繰り返しており、本町への入込観光客が減少している。

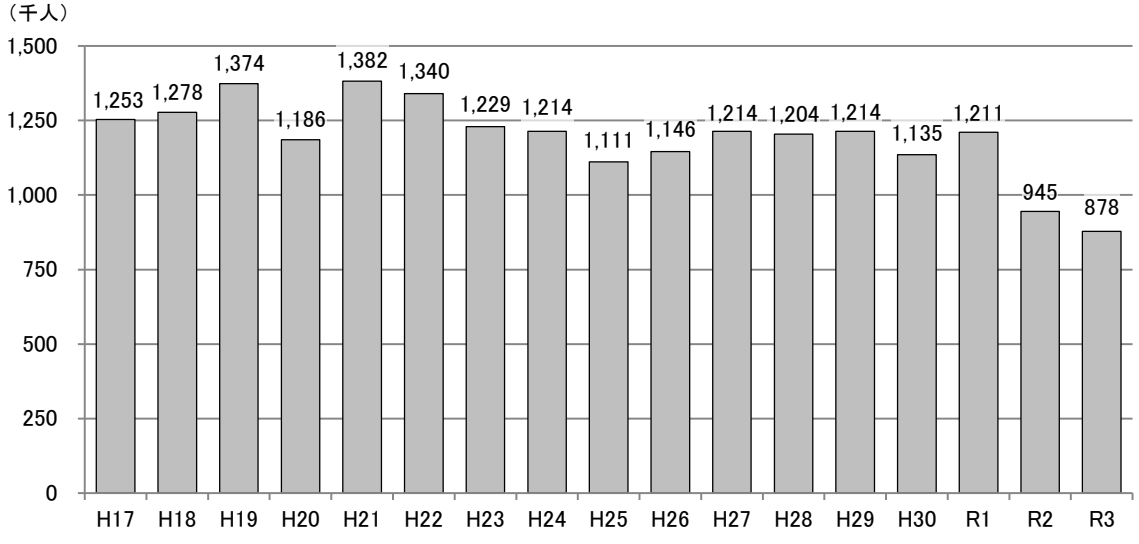

資料：島根県観光動態調査結果

図 5-1　津和野町の入込観光客数の推移

また、最近では、Yu-na 推進協議会（事務局：津和野町観光協会）により、青野山サイクリングアドベンチャーツアー等、津和野の自然と食を体験するツアーが提供されており、津和野町内で体験型の観光が進められている。

〇青野山を生かしたまちづくり・地域活性化

青野山の北側山麓部の麓耕では、青野山を背景として「麓耕つつじの里」づくりが行われ、特に５月頃にはツツジや鯉のぼりが集落や青野山を彩り、特徴的な景観を形づくっている。

近年、青野山周辺の地区（笹山、麓耕、直地）がある小川地区では、天然記念物及び名勝指定をまちづくり・地域活性化に生かす期待や機運が高まっている。

小川地区まちづくり委員会においては、これまでに青野山山麓の林道沿いに桜の植樹を実施しており、最近では「未来へつなごう！ふるさとの山　青野山トータルアクティビティ」と題する多角的な地域提案型事業の企画が進められている。

地元の小川公民館の主催にて青野山周辺のトレッキングツアーも開催されている。

また、青野山を望む直地地区においては、青野山説明板の設置や野外ステージの整備、イベント開催等の民間による事業が行われている。

最近では青野山の活用を推進する民間団体である青野山活用推進委員会やＢＭＡ（ブルーマウンテンアクティブ）も発足して活動がはじまった。



写真 5-1　茶園に整備されたステージと説明板（直地）、青野

〇青野山に関わる商用利用

青野山の山麓で生産される里芋、お茶のほか、青野山山麓の水源の水を利用した酒類等、青野山に関わる商品がいくつか民間事業者で販売されている。それらの商品の中には、青野山（別名：妹山）等の名称を利用したものもあり、青野山のＰＲにつながっている。

〇その他

青野山一帯には、湧水や滝、南谷渓谷、地倉沼等の天然記念物に関わる資源、さらには旧城下町に代表される観光資源も立地している。

現状では、青野山を含めたこれらの複合的な利用は限定的と推定される。また、青野山等の情報提供・発信も限定的である。

２　活用の課題

青野山の活用に関する現状等を踏まえ、今後の天然記念物及び名勝の活用のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

■「青野山のＰＲ・情報発信」の検討

〇青野山の価値と特色を広く伝え、理解や関心を高めるため、パンフレットの作成、ＩＣＴ（情報通信技術）やＳＮＳの活用等のＰＲ・情報発信を進める必要がある。

■「青野山をはじめ文化財を生かした社会教育・学校教育の充実」の検討

〇青野山をはじめとした文化財を、子供から高齢者までが学び・体感し、文化財や地域への親しみと誇りを醸成していけるよう、学校教育や社会教育において文化財や歴史文化を生かした取組をより充実させる必要がある。

■「青野山等を生かした周遊ルートの設定と利用促進」の検討

○青野山一帯の文化財、自然等の地域資源を生かし、時間・興味等を考慮した複数の周遊ルートを設定するとともに、必要な情報提供やサインの整備等を検討する必要がある。

■「周辺の文化財等とのネットワークづくり」の検討

○津和野町文化財保存活用地域計画では、青野山を含んだ関連文化財群「森林文化と信仰」及び歴史文化保存活用区域「青野山一帯の自然と農と暮らしの文化」を設定しており、住民・地域団体等（自治会等）と連携し、具体化に取り組む必要がある。

■「青野山をはじめ歴史文化を生かしたまちづくり・地域活性化」の検討

○津和野町文化財保存活用地域計画では、「青野山保存・整備・活用プロジェクト」を設定しており、地域住民や地域団体等の主体性を尊重しながら、まちづくり・地域活性化の視点を踏まえて、具体化を目指す必要がある。

○文化財は多様な役割や可能性を有しており、観光・交流の資源としても生かし、地域の魅力づくりと活性化に努める必要がある。

■「来訪者の受け入れ・サービスの充実」の検討

○来訪者に対しても文化財への理解やマナーの周知等に努めながら、関係団体（津和野町観光協会等）や地域団体等と連携し、外国人を含め来訪者の受け入れ・サービスの充実を検討する必要がある。

※新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策については、「第４節　運営・体制の整備」で検討

第３節　整備

１　整備の現状

青野山の利用に関しては、島根県により中国自然歩道（青野山モデルコース）が設定され、登山道等が整備され、青野山頂上と北西側山麓（青野河原ルート入口）と南側山麓（笹山登山口）をつないでいる。

北西側の青野山登山口付近には青野河原駐車場があり、トイレ、青野山県立自然公園の説明板も整備されている。

南側の登山口（笹山登山口）付近には県立自然公園の標識、誘導標識、ベンチが整備されている。また、老朽化した青野山と青野山王権現に関する説明板もあり、県道 226 号（柿木津和野停車場線）には駐車スペースが確保されている。

この付近から山裾を東に向けて里道が通り、その一部は津和野廿日市街道である。

その他、登山道の途中には、頂上までの距離等の表示板が、山頂には標高を記した標識があり、登山道やその近接地には絶好の眺望点がある。

標識、誘導標識等の案内表示板（サイン類）は一部を除き老朽化が進んでいる。



写真 5-2　青野河原駐車場のトイレ



写真 5-3　笹山登山口付近の案内表示板の集積とベンチ。右手向けては里道（一部、津和野廿日市街道）が通る。

なお、天然記念物及び名勝指定から間がないこともあり、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される標識、説明板、境界標等は未整備である。

また、指定地外であるが直地地区にある民間の茶園において、日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」の構成文化財である青野山の説明板が設置されている。説明板に隣接してイベント用の木製ステージが設けられており、新茶の季節には青野山を背景にしたイベントが行われるなど、民間でも青野山を生かした整備が行われている。

２　整備の課題

青野山の整備に関する現状等を踏まえ、今後の天然記念物及び名勝の整備のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。なお、整備については、保存のための整備と活用のための整備に大別できることから、この２つに分けて整理する。

（１）主として保存のための整備の課題

■「保存施設の整備」の検討

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定されている標識、説明板、境界標等の設置を図る必要がある。

■「管理運営のための施設の整備」の検討

○本天然記念物及び名勝を適切に維持管理・運営していくため、その体制と併せて、維持管理等に必要な用具・備品の倉庫等の整備、又はそれらの保管場所を確保する必要がある。

■「天然記念物及び名勝が毀損した場合の復旧等への対応」の検討

○災害等で天然記念物及び名勝が毀損した場合は、応急的な対策を含め適切に対応する必要がある。

○青野山を定期的に点検し、毀損が生じる可能性がある場合は、その防止対策を検討する必要がある。

■「森林等の適切な整備・管理」の検討

○防災性の確保や自然環境の保全に留意しながら、眺望確保に向けた樹林整備（一部区域での間伐等）を検討する必要がある。

○土地所有者等や住民・地域団体と連携し、青野山の森林（山林）等のあり方や適切な管理について検討する必要がある。（再掲）

（2）主として活用のための整備の課題

■「登山道等（中国自然歩道等）の修繕・整備」の検討

○登山道等（中国自然歩道等）を定期的に点検しながら、必要に応じて県と協議し修繕等に取り組む必要がある。

○登山道やその近接地にある主要な眺望点の維持・確保、及び一部が津和野廿日市街道である里道の修繕等にも努める必要がある。

■「便益施設（休憩施設等）の整備・充実」の検討

○老朽化したベンチの更新、登山道沿いへの休憩の場の確保等、青野山の利用を高める便益施設の整備・充実を検討する必要がある。

■「青野山周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備」の検討

○指定地だけでなく周辺を含めて、関係する文化財等を周遊するルートの設定とともに、案内板・説明板、誘導標識等の案内表示板（サイン類）の整備・充実を図る必要がある。

○民間が設置する案内表示板（説明板、距離の表示板等）のあり方や取扱いについて検討する必要がある。

■「ガイダンス機能の確保・整備」の検討

○来訪者や町内外の人々に青野山に関する情報提供、案内・説明を行うため、津和野町郷土館や道の駅等の既存施設及びＩＣＴ（情報通信技術）の活用を含め、多様な手段・媒体を通じてガイダンス機能の確保・整備について検討する必要がある。

■「来訪者に配慮した環境整備」の検討

○外国人観光客を含め、来訪者に配慮したサインの整備やピクトグラムの活用、パンフレットの作成、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用等の環境整備を進める必要がある。

■「ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備」の検討

○関係団体、民間事業者等と連携しながら、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信や説明・体験等の機能の整備を検討する必要がある。

第４節　運営・体制の整備

１　運営・体制の現状

本天然記念物及び名勝の管理団体は津和野町であり、津和野町教育委員会（文化財担当）がその事務事業を担っている。

青野山の保存（保存管理）や活用は、住民・地域団体等の協力と参加が不可欠であり、その前提となる住民・地域団体等との情報共有や意見交換については、指定以前から取り組んでいるが、全体的な体制の構築は検討段階である。

人口減少や少子高齢化が進む中、青野山の保存・活用においても行政と土地所有者等、地域（笹山、麓耕、直地）との連携とともに、地域を超えた人々の協力・参加も求められる。

また、青野山は、天然記念物及び名勝に加え、県立自然公園や一部は保安林に指定され、さらに中国自然歩道が重要なルートとなっていることから、国・県及び庁内の関係課との連絡調整や協議が必要となるが、現状は案件ごとに個別的に対応している。

２　運営・体制の課題

青野山の運営・体制の整備に関する現状等を踏まえ、今後の天然記念物及び名勝の運営・体制の整備のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

■「住民・地域団体等の協力や参加、協働の取組」の検討

○将来にわたり天然記念物及び名勝の保存・活用を確実かつ効果的に行うためには、行政や土地所有者等の取組に加え、笹山・麓耕・直地を中心に住民・地域団体等の協力や参加、協働の取組を進める必要がある。

■「町内外の人々・団体等とのネットワークづくり」の検討

○天然記念物の保存・活用においては、前記の土地所有者等や住民・地域団体に加え、幅広い協力・支援、参加が推進力になることから、町内外の人々・団体等とのネットワークづくりに努める必要がある。

■「情報の提供（共有化）・発信及び相談の体制づくり」の検討

○前記の協力や参加、協働、ネットワークづくりを進めるための基礎的な取組として、情報の提供と共有化が重要となり、分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制づくりに取り組む必要がある。

○青野山は文化財保護法以外にも森林法、景観法、島根県立自然公園条例等の法令が係っており、関係課、関係機関が連携するとともに、的確に住民等への情報提供や相談に対応できる体制の確立が求められている。

■「管理団体としての体制づくり（人材の育成等）」の検討

○本天然記念物及び名勝の管理団体は津和野町であり、その責務を遂行するためには、人材の育成等の体制づくりが必要である。

■「庁内の連携体制の強化」の検討

○本天然記念物及び名勝の保存・活用においては、文化財行政を担う教育委員会だけでなく、商工観光課等も関係することから、庁内の連携体制を充実させる必要がある。

■「国・県その他関係機関等との連携の強化」の検討

○天然記念物及び名勝の現状変更や整備等においては、国・県との連絡・調整や支援が不可欠であるとともに、調査・研究においては、研究機関や学識経験者等の協力が求められることになり、こうした関係機関等との連携を図る必要がある。

○青野山は文化財保護法だけでなく、森林法、島根県立自然公園条例等もかかっていることから、国・県をはじめ関係機関及び庁内の連携を充実させる必要がある。

■「来訪者の受け入れ体制の充実」の検討

○関係団体等と連携し、観光客等の受け入れ体制の充実を図る必要がある。

○前記の「来訪者に配慮した環境整備」（本章第３節）と併せて、全町的な体制の中で文化財の活用を含めた外国人の受け入れを検討する必要がある。

○文化財の活用の面からも、国・県と連携し新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策への対応を図る必要がある。

■「地域社会総がかりの体制づくり」の検討

○青野山が位置する笹山・麓耕・直地を中心に、天然記念物及び名勝をはじめとした文化財の保存・活用に取り組む地域社会総がかりの体制づくりを進める必要がある。

○文化財の保存・活用を支える全町的な体制を構築する中で、青野山を含め個々の文化財や関連文化財群等の取組を位置づけ、計画的に津和野町の歴史文化を生かしたまちづくりを進める必要がある。

第６章　青野山の保存・活用の理念と基本方針

第１節　天然記念物及び名勝の保存・活用の理念

本天然記念物及び名勝の価値を確実に保存して未来に継承し、その価値を顕在化し、有効に活用するためには、青野山の保存・活用・整備及び運営・体制に関して、計画的かつ実効性のある取組を行う必要がある。

その基盤となるのが地域社会総がかりの体制であり、土地所有者等、住民・地域団体等とともに、町内外の人々・団体等の協力・支援や参加も重要となる。同時に、青野山の調査や整備には、国・県の支援、及び学識経験者や専門家等の参加も必要である。

したがって、本天然記念物及び名勝の保存・活用には、多くの主体の関わりが重要であり、その前提として、青野山の特徴と取組の方向性を表す基本理念を、できるだけ簡潔かつ端的に示し、共有できるフレーズとしての役割を担うことが求められる。

加えて、島根県文化財保存活用大綱では、基本理念として「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」が掲げられている。

津和野町文化財保存活用地域計画では、基本理念を「“野・山・街”と共存する津和野の「歴史文化」とその反映の結果である「歴史文化遺産」を、みんなで共有し、引き継ぎ、生かす」としている。

こうしたことを踏まえ、青野山に関わる多くの主体が共有する保存・活用の基本理念を、本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。さらに、本計画の基本理念から３つのキーワード「みんなの力、引き継ぎ、生かす」を引き出し、基本理念の達成を目指す目標（姿）を設定する。

なお、「保存・活用の基本理念」における「保存・活用」は、整備や運営・体制、及び調査研究を含むものである。

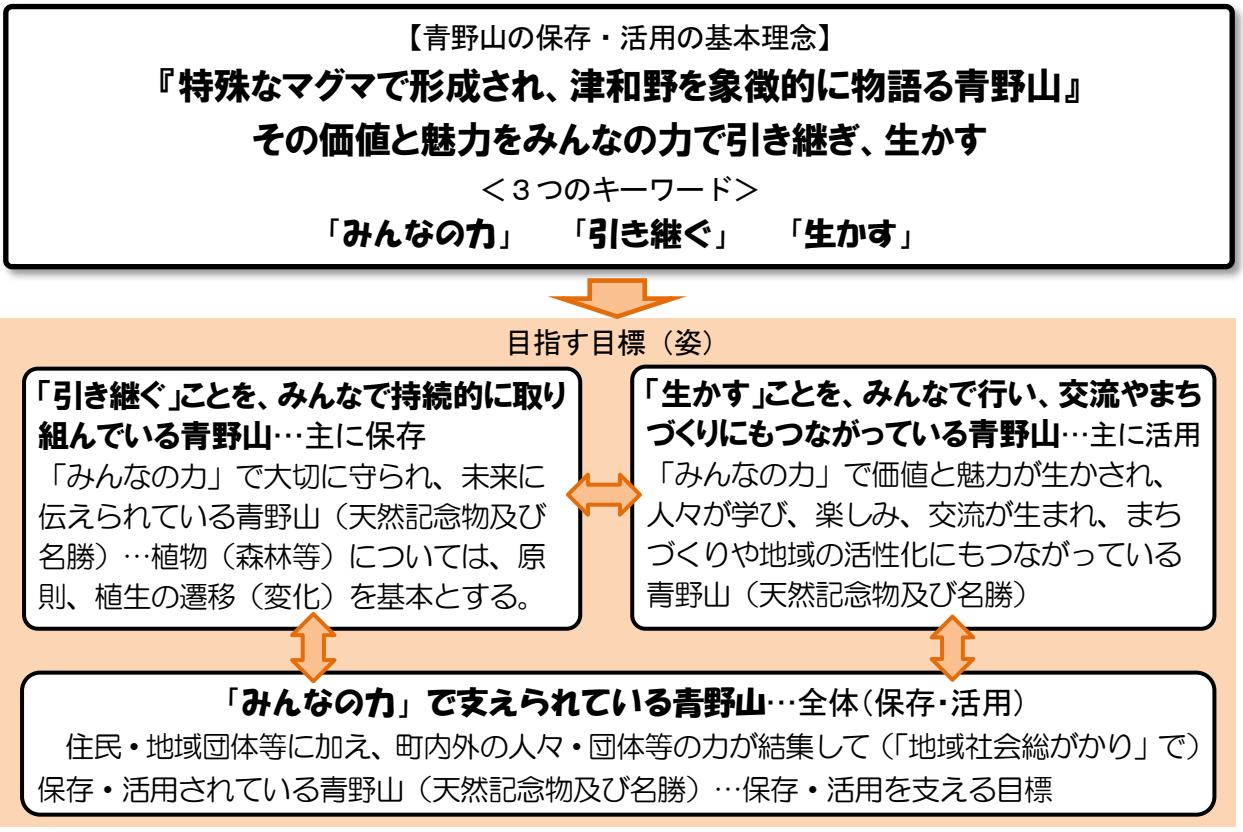

第２節　取組の基本方針

本天然記念物及び名勝の本質的価値及び現状・課題を踏まえ、前記の基本理念の具体化を目指し、部門（保存、活用、整備、運営・体制）ごとに基本方針を設定する。

１　保存（保存管理）の基本方針

（１）調査研究【引き継ぐ】　※【みんなの力】は全体に関係

青野山に関するこれまでの及び今後の調査研究の成果等を体系的に整理し、さらなる調査研究に役立てるとともに、これらの情報を適切に公開する。

また、土地所有者等や住民・地域団体の協力を得ながら、大学等研究機関、専門家と連携し、調査研究を進める。

＜対応する課題＞

・「計画的な調査研究」の検討

（２）保存管理【引き継ぐ】

住民・地域団体等、更には幅広い参加のもとに、本天然記念物及び名勝の定期的な点検や維持管理、安全管理等に取り組むとともに、災害等で毀損した場合には復旧に対応する。

また、土地所有者等や地域団体の協力を得ながら、土地の公有化や追加指定を検討する。

＜対応する課題＞

・「青野山の活用・整備と併せた保存対策」の検討
・「森林等の適切な管理」の検討
・「追加指定及び公有化」の検討
・「現状変更等への対応」の検討
・「法制度への対応と景観づくり」の検討

２　活用の基本方針【生かす】

学校教育において、青野山の体験学習及び地域の歴史文化等を学ぶ機会の確保・充実を図り、子供たちの地域の遺産への関心や理解を高める。

社会教育や健康づくり等の面からも、青野山及び周辺の関連する文化財の学習・体験、ウォーキングの機会等の確保・充実を図る。

天然記念物及び名勝の保存を前提に、住民・地域団体等による青野山、その他歴史文化を生かした観光交流やまちづくり、地域の魅力づくり・活性化の取組を促進する。

また、住民・地域団体、関係団代等と連携し、来訪者の受け入れ・サービスの充実に努めるとともに、様々な機会において、青野山のＰＲ・情報発信を多様な手段を通じて行う。

さらに、青野山と関連する文化財、その他の地域資源をめぐるルートの設定と活用を進める。

＜対応する課題＞

・「青野山のＰＲ・情報発信」の検討
・「青野山をはじめ文化財を生かした社会教育・学校教育の充実」の検討

・「青野山等を生かした周遊ルートの設定と利用促進」の検討
・「周辺の文化財等とのネットワークづくり」の検討
・「青野山をはじめ歴史文化を生かしたまちづくり・地域活性化」の検討
・「来訪者の受入れ・サービスの充実」の検討

３　整備の基本方針

（１）主として保存のための整備【引き継ぐ】

天然記念物及び名勝としての周知や環境を守るため、標識（標柱）、説明板、注意標識、境界標等の整備に努める。

災害等により天然記念物及び名勝に影響が生じた場合又はその恐れがある場合には、迅速に応急措置、復旧の対策が講じられるようにしておく。

＜対応する課題＞

・「保存施設の整備」の検討
・「管理運営のための施設の整備」の検討
・「天然記念物及び名勝が毀損した場合の復旧等への対応」の検討
・「森林等の適切な整備・管理」の検討

（２）主として活用のための整備【生かす】

指定地だけでなく周辺（笹山・麓耕・直地及び旧城下町等）を含めて、中国自然歩道の充実、周遊ルートの設定や案内板・説明板、誘導標識の整備・充実、眺望の場の確保・整備に取り組む。

津和野町郷土館や道の駅等の既存施設、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用を含め、ガイダンス（案内・解説等）機能の確保・整備を検討する。

＜対応する課題＞

・「登山道等（中国自然歩道等）の修繕・整備」の検討
・「便益施設（休憩施設等）の整備・充実」の検討
・「青野山周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備」の検討
・「ガイダンス機能の確保・整備」の検討
・「来訪者に配慮した環境整備」の検討
・「ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備」の検討

４　運営・体制の整備の基本方針【みんなの力】

将来にわたり天然記念物及び名勝の保存・活用を確実かつ効果的に行うため、住民・地域団体等、更には町内外の人々・団体の協力や参加、ネットワークづくり及び協働の取組を進める。

笹山・麓耕・直地を中心に、青野山を中心に文化財の保存・活用に関する地域社会総がかりの体制づくりを進めるとともに、全町的な体制の構築に取り組む。

＜対応する課題＞

・「住民・地域団体等の協力や参加、協働の取組」の検討
・「町内外の人々・団体等とのネットワークづくり」の検討
・「情報の提供（共有化）・発信の体制づくり」の検討
・「管理団体としての体制づくり（人材の育成等）」の検討

・「庁内の連携体制の強化」の検討
・「国・県その他関係機関等との連携の強化」の検討
・「来訪者の受け入れ体制の充実」の検討
・「地域社会総がかりの体制づくり」の検討

第７章　青野山の保存（保存管理）

第１節　保存（保存管理）の方向性

本質的価値を構成する諸要素を確実に保護し、次世代に継承するために、天然記念物及び名勝青野山の管理団体である津和野町が保存管理に責任を持ち、住民や地域団体等と連携し、地域ぐるみ（地域社会総がかり）で保存に取り組む。

指定地の大半（99.1%）は民有地であり、天然記念物及び名勝としての保存管理に関しては、土地所有者等と協議･調整が不可欠である。とりわけ、追加指定候補地（今後保護すべき範囲）も広大な面積を占め、土地所有者も多人数であることから、相続等も考慮しながら、土地所有の状況を的確に把握する。

園路･登山道、周辺の樹林の状況等の把握･点検、維持管理･安全管理等は、津和野町だけでは対応できないことから、地域団体等との連携を図ることとする。

加えて、青野山の保存（保存管理）・活用においては、青野山県立自然公園や中国自然歩道を管理する島根県、及び国との連携が求められる。

こうしたことを踏まえ、関連する法令を遵守して、保存管理に関わる調査・研究、維持管理、安全管理を持続的に行うとともに、現状変更等※1の取扱の方針や基準を明確にし、手続きの弾力化を含め適切に対処する。また、今後保護すべき範囲が指定地に隣接して広がることから、追加指定を目指すとともに、公共的な利用が行われる民有地（登山者等が利用する場所）については公有化を検討する。

なお、天然記念物に関わる本質的価値の保存の基本的な考え方、及び名勝としての景観のあり方については、次のような基本的な考え方を示し、保存（保存管理）の方法を検討する前提とする。これらは、現状変更等や整備に関係することにもなる。

■天然記念物に関わる本質的価値の保存について

＜基本的な考え方＞

〇青野山火山岩（岩体：アダカイト）の保存と景観への配慮

青野山の天然記念物に関しての本質的価値を構成する要素は、地質・地形であり、これらが人為的に毀損されないことが、保存（保存管理）の基本となる。

このうち地質としては青野山火山岩（岩体：アダカイト）である。表土に交じっているような礫状のものは、極力現状の保存に努めこととするが、登山道をはじめ青野山の保存・活用に関わる整備、土地所有者等により森林施業においては、岩体に影響を及ぼさないことを原則として、現状変更等に対応することとする。

また、地形についても、上記を基本とし、例えば、森林施業等で作業道を整備する場合は、青野山火山岩（岩体：アダカイト）の保存を前提に切土・盛土で対応し、かつ、周辺からの景観に配慮することとする。

※1　現状変更等

現状変更等とは、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（法 125 条第１項）のことである。

■青野山の景観について

＜目指す基本的な景観（姿）＞

植生（林相）は経年的に変化していくものであるが、青野山においては、「自然に任せる」ことを原則に、次のような基本的な景観（植生）の維持・確保に努めることとする。

なお、これまで青野山は、人為的な取組（山焼き、「カイバ」刈り、植林等）を伴いながら、植生が維持・変化してきた里山であり、基本的な景観の維持・確保に向けては、可能な人為的行為に努めることとする。

土地所有者等の理解と協力のもとに

〇中腹より上は落葉広葉樹の広がる現状の維持

〇山麓部付近は針葉樹（植林）の拡大抑制　を目指す。

＜目指す基本的な景観（姿）の背景と方向性＞

青野山は、江戸時代の絵図や『津和野百景図』、昭和 30 年頃までの写真、及び生業の記録（山焼き、カイバ取り等）によると、崩谷が確認できるなど、中腹部（概ね標高 500m以上）より上は草地又は中高木はほとんどなかったと推定される。

こうした状況は、山焼きが行われなくなったこと、スギ･ヒノキの植林が行われたこと等から、昭和 30 年代ごろから変化し、現在は山体全体が樹木で覆われた状態となっている。

現在の植生は、概ね標高 600m以上はコナラ群落（落葉樹）を中心にアカマツ群落等が入り込み、それより下の集落地近くまでの間は、コナラ群落、アカマツ群落、スギ･ヒノキ植林が混在した状況にある。

したがって、青野山の上部は春の新緑、秋の紅葉等、四季を通じた景観の変化があり、下部は針葉樹等により、通年で緑（深緑）の基盤が形づくられた景観を呈している。

これらのことや、山に関わる生業の衰退を考えると、昭和 30 年頃までの草地を中心とした青野山の景観を取り戻すことは困難である。

このため、土地所有者等の理解と協力のもとに、中腹から上は、主として落葉広葉樹が広がる現状（アカマツ等も混在）の維持、山麓部一帯においては針葉樹（植林）の拡大抑制等を目指し、山体の景観の保全・形成に努める。

第２節　保存（保存管理）の方法

１　調査研究

〇大学等研究機関と連携し、これまでの調査成果を踏まえながら、中長期的な視点で周辺地域を含めた青野山に関する地質･地形、動植物、景観、歴史文化等の各種調査の実施に努める。

〇各種の調査研究で得られた成果、資料等を体系的に整理し、多様な手段・媒体を通じて適切に公開するとともに、青野山の保存・活用に生かしていく。

２　青野山の価値の周知と景観の維持・保全

（１）青野山の本質的価値や魅力の周知

〇天然記念物及び名勝としての青野山を守っていくための前提として、その本質的価値や魅力、歴史的変遷や現状等を、住民をはじめ広く情報発信する。

○地域団体等と連携し、四季を通じた学習・体験機会の確保に努める。
○指定地及びその周辺における標識、案内板・説明板、注意札等の整備・充実、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用等により、天然記念物及び名勝であることの周知を図り、青野山の本質的価値の保存と環境・景観の保全につなぐ。
○青野山の体験・学習機会においても、活用と併せて、本質的価値の保存と環境・景観の保全についても周知していく。

（２）土地所有者等と連携した青野山の景観の維持・保全と形成

○青野山の上部に落葉広葉樹が広がる現状を維持するため、スギ・ヒノキ等の針葉樹の植林は行わないよう、青野山の歴史的な景観や文化財的価値、現状等の説明と併せて土地所有者等に働きかける。
○中腹から山麓部にかけて見られる植林されたスギ・ヒノキ等の針葉樹に関しては、針葉樹の植林による区域拡大は行わないよう、前記（歴史的な景観、文化財的価値等）のような説明と併せて土地所有者等に働きかける。
○植林したスギ・ヒノキ等を伐採した後の樹種（植生）については、学識経験者の意見を把握しつつ、そのあり方を検討し、土地所有者等と協議する。
○こうした景観保全の方針や取組は、指定地だけでなく「今後保護すべき範囲」も対象とし、土地所有者等の理解と協力が得られるよう、情報提供等に努める。

（３）津和野町景観計画の普及・運用

○青野山周辺については、津和野町景観計画（景観法）に基づき、青野山及び周辺の景観（主水畑等）の保全及び青野山の眺望の維持・確保等に努める。
○景観行政の担当課と連携しながら、津和野町景観計画における青野山の位置づけや関係する基準等を分かりやすく整理し、その周知・普及に努める。

（４）歴史的な視点場の保全

○百景図に描かれている青野山の眺望に関する視点場及びその現状を確認し、現在においても青野山が眺望できている場所については、住民等に眺望景観の価値を周知し、その保全に努める。現在は青野山が眺望できなくなった場所（視点場）については、眺望できなくなっている要因を確認し、眺望の可能性について検討する。
○津和野町津和野伝統的建造物群保存地区においては、その保存計画（保存活用計画）に青野山の眺望景観の保全・確保及び活用に関する内容を取り入れる方向で調整し、眺望景観の価値やその保全等についても関係者等への周知を図る。

３　定期的な点検や維持管理

○青野山の本質的価値を構成する要素、動植物、登山道、保存施設（説明板等）、便益施設等の状況を確認する体制を確立し（第 10 章を参照）、定期的な点検・パトロールを行い、適正な維持管理につなげる。
○定期的な点検・パトロールに加え、大雨時・大雪時等の後における点検にも努める。
○住民・地域団体等、更には地域を超えた協力と参加のもとに、駐車場や登山道、登山道沿いの樹林の定期的な点検・パトロールと併せて、草刈り、清掃美化等の維持管理を行う。

※「点検等」については、第 10 章第２節２「（２）青野山の点検・パトロール及び危機管理の体制づくり」を参照

○青野山の本質的価値に関わる毀損が確認された場合は、その状況や原因を調査し、復旧について検討し適切に対応する。

４　安全管理

○青野山は集落地等から離れていること等を考慮し、事故及び自然災害等の緊急事態、非常事態に備えて危機管理体制を充実・強化する。

○住民や来訪者が安全に青野山を体験できるよう、急斜面の登山道、落石・倒木、有害鳥獣等に関する注意札や注意事項を併記した説明板、パンフレットの作成・配布、緊急時の連絡や対応等、ＳＮＳでの情報の受発信を含めた安全対策を講じる。

○特に、急斜面の登山道、登山道周辺の危険木等に関しては、整備と併せて安全対策（情報提供、注意喚起）に取り組む。

○ＳＮＳ等の活用を含め登山届を取り入れることを検討するとともに、地域住民の場合は家族・知人等に連絡して登山することを周知する。

５　現状変更等への適切な対処

○青野山の特性や保存・活用の状況を踏まえ、現状変更等の方針や条件、取扱基準を明確にし、適切に対処する。

○現状変更等の手続きの弾力化に向け、事後届の行為の内容、目的、行為者、実施時期等及び手続きの内容や流れを明らかにする。

※具体的な内容等については、本章「第３節　現状変更等の取扱」を参照

６　追加指定への対応

○青野山の指定地は、目指す天然記念物及び名勝の範囲の一部であることから、指定地と同等の価値があると認められた「今後保護すべき範囲」については、土地所有者等の協力・同意を得て、追加指定を目指すこととする。

７　土地の公有化の検討

○指定地の大半は民有地であることから、公共的な利用が行われる民有地（登山者等が利用する場所）については、土地所有者等の理解と協力のもとに、公有化を検討する。

８　その他関係法令への対応

○青野山においては文化財保護法に加え、森林法（保安林）、景観法（景観計画）、都市計画法（西側山麓部）及び島根県立自然公園条例（青野山県立自然公園）が関係しており、これら法令の周知と適正な運用を図る。

○指定地及び追加指定候補地の近くには、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等）がかかっており、青野山の保存・活用においても留意する。

○こうした関連法令を踏まえ、庁内の関係課、島根県等の関係機関と連携を図るとともに、青野山に関する相談・手続きに関する体制の明確化を図る。

※体制については、第 10 章・第２節「１　管理団体としての体制の整備・充実」を参照

第３節　現状変更等の取扱

１　現状変更等の考え方

指定地における現状変更等の考え方を明らかにし、現状変更等の取扱基準等につなぐこととする。

なお、「今後保護すべき範囲」（指定地外）が追加指定された場合にも適用する。

■本質的価値の保存を前提にした現状変更等への対応

○本質的価値を構成する地質・地形等の保存、及び景観の保全・形成を前提とする。

＜考慮事項＞

・「維持の措置、非常災害のために必要な応急措置、保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの」（法 125 条第１項ただし書き）を除く。

・景観の形成とは、針葉樹の広葉樹への転換、指定地からの眺望確保のための樹林の部分的な整備（枝打ち等）を指す。

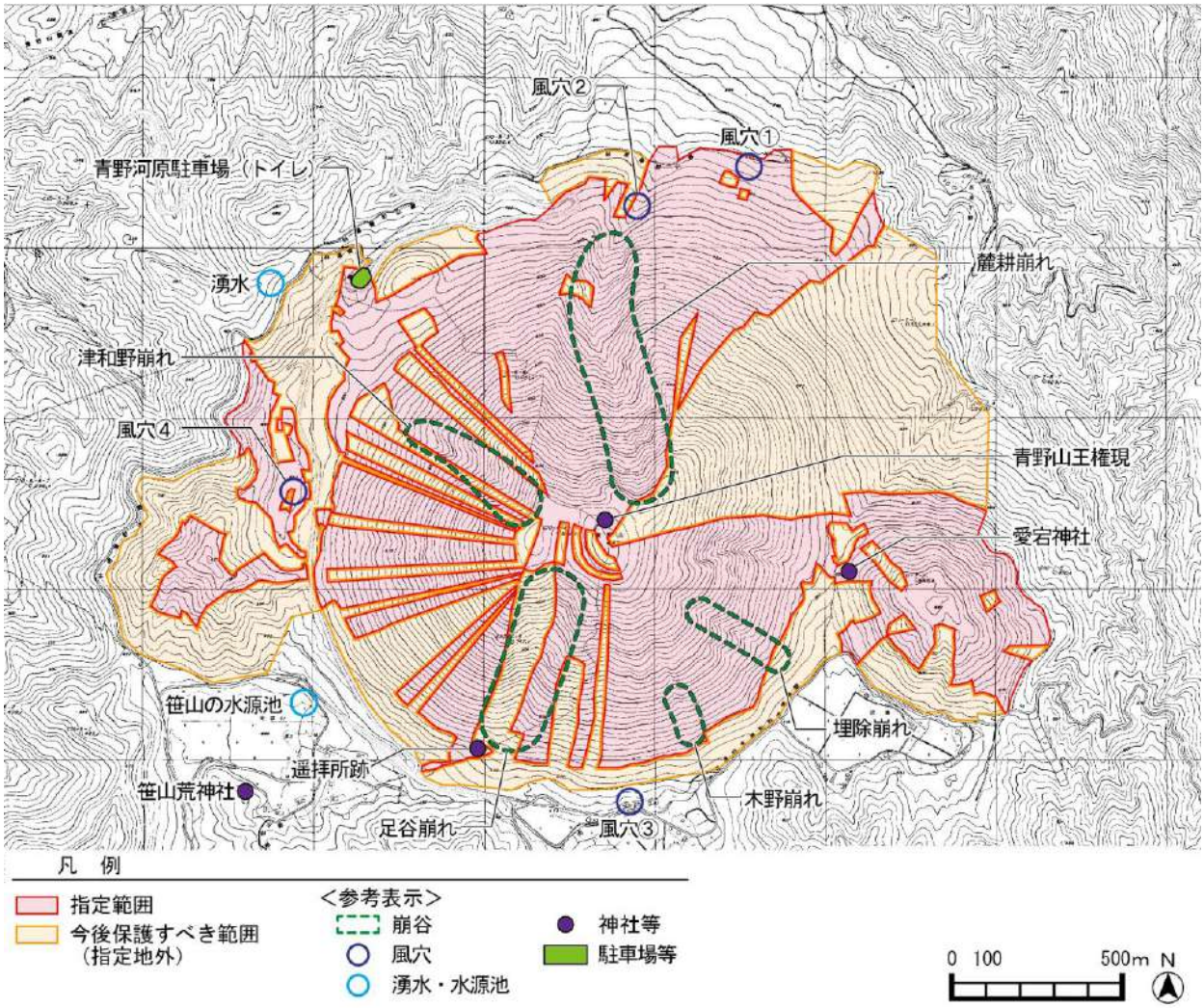

図 7-1　現状変更等の検討の基礎資料（現況）

2　現状変更等の区分と対象

（1）現状変更等の許可申請の区分

文化財保護法第 125 条第１項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と規定されている。

「現状を変更する行為」とは、物理的な変更を伴う一切の行為、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に変更を行わないが将来にわたり天然記念物に支障をきたす行為をいう。

また、同第１項には「ただし書き」があり、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」とある。

さらに、文化財保護法第 184 条の規定により、重大な現状変更等の行為以外の事務処理等については都道府県又は市の教育委員会に委譲されており、津和野町の場合は島根県教育委員会（教育庁）がその事務を担うことになる。なお、その範囲は、文化財保護法施行令第５条第４項第１号に規定されている。

こうした現状変更等の許可の権限者等を整理すると表 7-1 のようになる。

表 7-1　現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する許可等

現状変更等		
○現状変更等 （ただし、法 184 条→施行令第５条第４項第１号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等を除く）…右記	○都道府県又は市の教育委員会が処理する事務（政令で定める現状変更等：重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）…法 184 条 ○政令：文化財保護法施行令第５条第４項第１号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等 ・小規模建物、工作物、電柱・電線・水管、建築物等の除却、木竹の伐採等に関して規定 ※表 7-2 を参照	○維持の措置 （現状変更等の許可申請等に関する規則第４条） ○非常災害のために必要な応急措置 ○保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの ※表 7-3 を参照
⇩	⇩	⇩
文化庁長官による許可 ※法第 125 条第１項	島根県教育委員会（教育庁）による許可 ※法第 184 条 同法施行令第５条第４項第１号	教育委員会に相談し、法令に適合すれば許可不要 ※法 125 条第１項ただし書→文部科学省令（現状変更等の許可申請等に関する規則） ※津和野町教育委員会で判断できない場合は、県・国と協議

表 7-2　現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの（届出先）	根拠法令と行為の内容（抄）
文化庁長官	■文化財保護法第 125 条第１項 　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。 →下記の表 7-3「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第４条」
島根県教育委員会（教育庁） ※都道府県の教育委員会が処理する事務（文化財保護法施行令第５条）	■文化財保護法施行令第５条第４項 ○小規模建築物（階数が２以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下）で２年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの） ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等） ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

表 7-3　現状変更等の許可を必要としない行為

区　分	根拠法令と行為の内容（抜粋、要約）
維持の措置	■文部科学省令：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第４条 　文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 ○史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ○史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
非常災害のために必要な応急措置	■文化財保護法第 125 条第１項ただし書 「ただし書き」のとおり
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	■文化財保護法第 125 条第１項ただし書 「ただし書き」のとおり

（２）青野山における現状変更等の行為の対象

文化財保護法第 125 条第１項に基づく、青野山に関する現状変更等の対象行為は次のようになる。

ア　現状変更に関する行為

現状変更に関する行為とは、青野山の地質・地形、景観等に対して何らかの物理的な影響を及ぼす次の行為があげられる。なお、影響の軽微である場合はこの限りではない。

○建築物の新築、増築、修繕、改築、撤去
○工作物（建築物を除く）の設置、改修、撤去
○土地の造成・掘削、土砂の採取
○植栽
○木竹の伐採
○天然記念物及び名勝の保存のために必要な試験材料の採取
○その他：現時点では想定しないが、今後、上記以外で影響を及ぼす行為が現実化した場合

イ　保存に影響を及ぼす行為

青野山における保存に影響を及ぼす行為とは、地質・地形等に対して物理的な変更を行わないが、将来にわたり支障をきたす行為をいう。

例えば、指定地外における土地の掘削等により、指定地内の地形や水脈（湧水）への影響が考えられる。

ウ　現状変更等の許可を要しない行為

文化財保護法第 125 条第１項ただし書において、「現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合」は現状変更等の許可が不要な行為とされている。（表 7-3 を参照）

「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第４条に基づき、次のいずれかに該当する場合とする。

○史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
○史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
○史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

３　現状変更等の取扱基準

指定地に関係する現状変更等の許可を必要とする行為について、取扱基準（取扱方針及び許可基準）を定め、適切に対応する。なお、「保存に影響を及ぼす行為」については、指定地の隣接地等を含めて対処する。

現状変更等の許可が必要かどうかについては、行為を行う者が津和野町教育委員会に相談し、確認することを基本とする。ただし、判断が難しい案件等については、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。（相談・事前協議）

さらに、届出者に対して、文化財保護法及びその他関係する法令等（森林法、関係する法令及び条例等）に関して周知を図り、許可された行為については、関係する法令の遵守及び許可基準等の周知徹底を図ることとする。

こうしたことを踏まえ、青野山（指定地）における現状変更等の取扱方針及び許可基準は次の表のとおりとする。

表 7-4　青野山（指定地等）における現状変更等の取扱方針及び許可基準

区　分	許可基準等
現状変更等の考え方	本質的価値を構成する地質・地形等の保存、及び景観の保全・形成を前提とする。 **＜考慮事項（ただし書き）＞** ・「維持の措置、非常災害のために必要な応急措置、保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの」（法 125 条第１項ただし書き）を除く。
現状変更等の取扱方針	本天然記念物及び名勝の本質的価値を守るため、現状変更等を原則、認めない。ただし、下記の許可基準を満たす場合はこの限りでない。
許可基準	1）地質・地形に与える影響が軽微であること。 ・青野山火山岩（岩体）に影響がない、又は軽微であること。 ・原則、表土および崩積土の範囲内で対応すること。 2）建築物・工作物は、本天然記念物及び名勝の保存・活用に関係するもの、及び生業や生活（防災を含む）に不可欠なものとし、前記の地質・地形と併せ、景観への影響が軽微であること。 ・建築物は原則、平屋建て、必要最小限の規模とし、整備する場所に留意する。 ・工作物（建築物以外）は、周辺からの眺望景観において、変化を感じない、又は変化が軽微であり、近い将来において周囲が樹林等により覆われ、視覚的な存在が緩和されることが確実な場合（例：森林施業における作業道）。 ・建造物・工作物の形態・意匠、色彩、素材等は、津和野町景観計画の「行為の制限に関する事項」に基づき、青野山の景観との調和又は違和感を与えないよう配慮する。 3）既存の施設の撤去は、本質的価値の保存に留意して行うこと。 4）生業（森林施業）における樹木の伐採・植林は、前記の地形・地質と併せて、景観に配慮すること。 ・現在、落葉広葉樹が広がっている青野山の中腹より上部においては、針葉樹の植林を極力避けることとする。 ・中腹部より下部で樹木を伐採する場合は、伐採後における植林で、針葉樹林の従前よりの範囲拡大は極力避けることとする。
	＜その他＞ ○上記以外に関する現状変更等の許可申請が行われた場合には、国・県等と協議し判断する。 ○指定地外（隣接地等）で行われる、指定地内の本質的価値の「保存に影響を及ぼす行為」については、影響が軽微である場合に限る。

4　届出手続きの弾力化（事後届出とする行為）

指定地に関係する現状変更等については、その都度、文化庁長官の許可が必要であるが、文化財保護法第 129 条の４では、国の認定を受けた保存活用計画に記載された行為は、許可を事後の届出とするなど、手続きを弾力化することができると定められている。

本計画が国により認定された場合、この特例を適用し、下表に示す現状変更等については、その都度の許可申請を不要とし、事後の届出で現状変更等を可能とする。

該当する行為は、調査研究や保存（保存管理）、森林管理といった従来から行われている行為又は必要な行為で、かつ、本質的価値に与える影響が軽微なものとし、行為者が特定されている場合に限る。

なお、指定地には文化財保護法関係以外にも、森林法（保安林）、島根県立自然公園条例（青野山県立自然公園）等が関係しており、別途、対応することになる。

表 7-5　事後届出とする行為（行為を行う場合）　※期間は認定日～令和 16（2034）年3月 31 日まで

対象	行為の内容・規模	実施の目的	場所	行為者	実施時期	頻度
調査研究	試料（岩石、動植物）の採取 ※動物・植物（樹木は下記）の採取は地面に影響がある場合	調査研究で必要な資料	全域	管理団体（津和野町） 管理団体が委託又は共同で実施する者	通年	年数回程度
森林・樹木	樹木の伐採・撤去	安全確保	全域	土地所有者等	通年	数年に１回程度
	除伐等	眺望確保 利用環境の向上	青野山王権現付近主要な眺望点等	地域団体 土地所有者等	通年	年又は数年に１回程度
	森林施業（樹木の伐採、間伐等）	経済活動 防災（保安林等）	中腹部より下部（山麓部付近等で植林されている範囲）	土地所有者等	通年	数年に１回程度
	森林施業（伐採後の植林）	経済活動 防災（保安林等）	中腹部より下部（山麓部付近等で植林されている範囲）	土地所有者等	通年	数年に１回程度
	森林施業（許可基準に基づく作業道の整備）	経済活動	中腹部より下部	土地所有者等	通年	数年に１回程度
園路・登山道及び標識等	中国自然歩道の改良	安全確保 利用環境の向上	中国自然歩道	島根県又は津和野町	通年	数年（事業）
	中国自然歩道関係の標識等の更新	利用環境の向上 ガイダンス機能の充実	中国自然歩道及びその周辺	島根県又は津和野町	通年	１年又は数年（事業）
	その他青野山関係の標識等の更新	利用環境の向上 ガイダンス機能の充実	中国自然歩道及びその周辺 便益施設ゾーン	津和野町	通年	１年又は数年（事業）
建造物	既存建造物（トイレ）の修繕	利用環境の向上	青野河原駐車場	津和野町		計画期間に１年程度
	休憩所･避難小屋等の撤去（老朽化）	安全確保 景観の向上	中国自然歩道沿い（西側山麓部付近）	島根県又は津和野町	通年	計画期間に１年程度

※申請者（事業者等）は事前に、津和野町教育委員会（文化財担当）に相談し、協議を行う。

※保安林（森林法）、青野山県立自然公園（島根県立自然公園条例）に関しては、別途、担当課、関係機関との協議及び必要に応じて許可申請を行うことになる。

５　現状変更等の手続き

現状変更等については、許可を必要とする行為に対して所定の手続きを行うことになり、申請者（事業者等）は次のような手続き・対応を行うことになる。

〇相談・事前協議

〇許可申請書の作成・提出

〇許可後の対応

〇終了報告書の作成・提出

なお、事後届出となる行為又は想定される行為についても、申請者（事業者等）は事前に、津和野町教育委員会（文化財担当）に相談し、協議を行うこととする。

（１）相談・事前協議

現状変更等の行為に関しては、実施する行為が許可を必要とするか又は必要としないか判断するため、まずは津和野町教育委員会に相談するものとする。許可が必要な場合は申請者が許可申請書を作成する。

また、実施する行為に際して、地域・関係団体に情報共有、協議等が必要となる場合は、申請者が許可申請書を提出する前に調整して行うこととする。

行為の内容により、許可手続きに時間がかかる場合があるため、早めに相談する。

（２）許可申請書の作成・提出

許可が必要な行為である場合は、事業者は許可申請書を作成し、津和野町教育委員会に提出する。また、許可申請書には次のような添付書類が必要となる。

＜添付書類＞

・位置図

・現状変更等の設計仕様書及び設計図

・現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

・現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

・現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

・所有者の承諾書

・占有者の承諾書

・管理団体の意見書等

許可申請書の部数は、許可権限者が文化庁長官の場合は３部（原本１部、写し２部)、島根県教育委員会（教育庁）の場合は２部（原本１部、写し１部）となる。

現状変更等の許可申請の提出期限は、申請書類の不備、修正等にかかる時間を考慮して、着手予定月の３か月前までには申請書を提出することが望ましい。また、許可手続きの期間は、文化庁長官の許可の場合、文化審議会や文化財分科会に諮問・答申を経て許可されることから、申請書提出後、２～３か月の期間が必要となる。

（３）許可後の対応

許可を受けた現状変更等が複数年にわたる場合、必要に応じて年度ごとに着手の連絡及び経過についての報告を求めることがある。

また、現状変更等の許可後に期間を延長する必要が生じた場合は、事前に変更事由等を記載した期間変更届又は計画変更書を提出して、承諾等を受ける必要があるため、許

可期間終了前に津和野町教育委員会に相談することとする。

（４）終了報告書の作成・提出

許可を受けて実施した現状変更等が終了したときは、許可権限者に対し、遅滞なく現状変更等終了報告書を提出しなければならない。なお、現状変更等の結果を示す写真、その他参考となる資料を添付することとする。

提出部数は、許可権限者が文化庁長官の場合は３部（原本１部、写し２部)、島根県教育委員会（教育庁）の場合は２部（原本１部、写し１部）とし、津和野町教育委員会に提出することとする。

（５）事後届出の場合

相談・事前協議により事後届出に該当する行為の場合は、手続きを弾力化することができ、許可を事後の届出とすることができる。

この場合、行為の完了後、原則２週間以内に事後届出書を津和野町教育委員会に提出する。

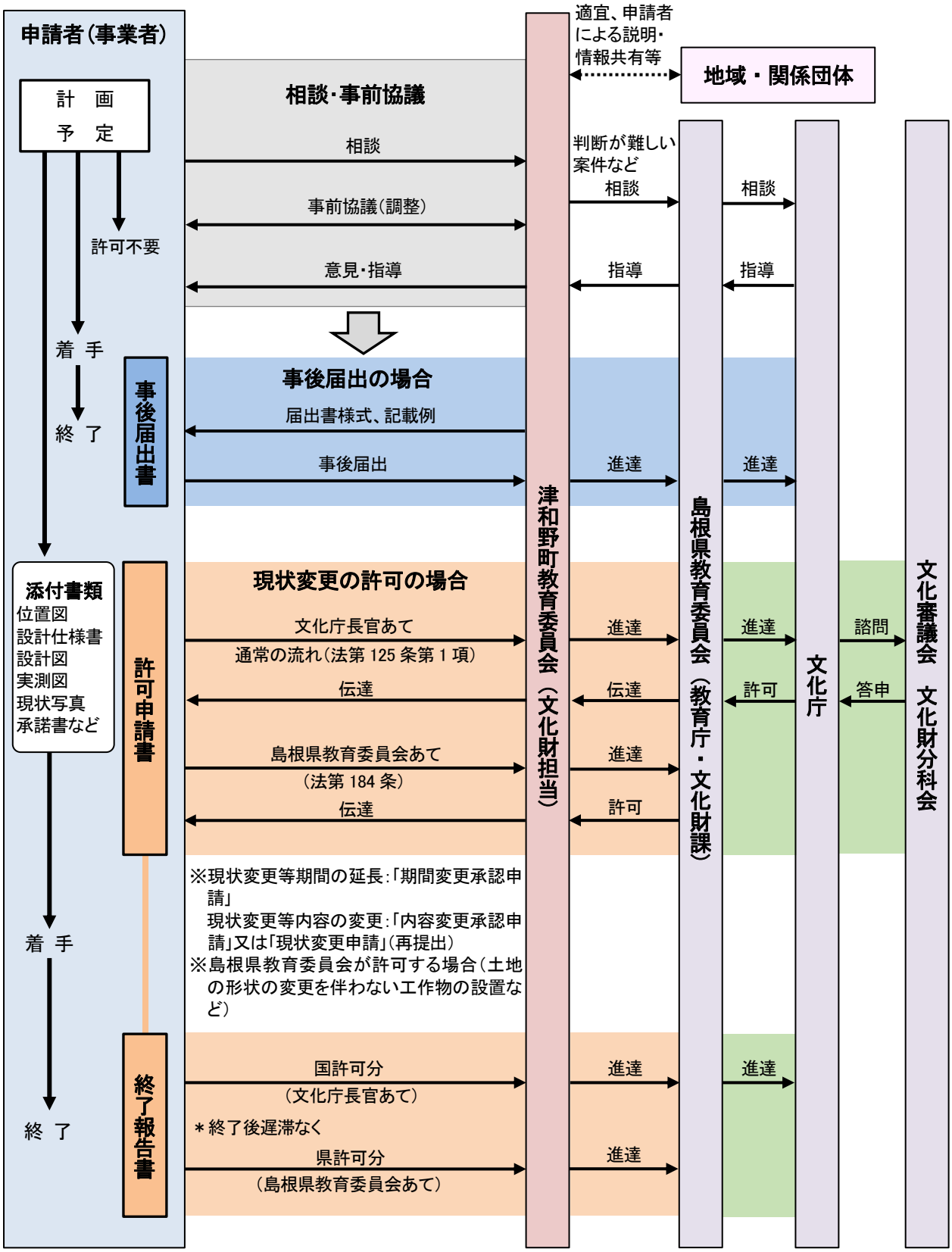

図 7-2　文化財保護法に係る現状変更等の手続きと許可等の流れ

第８章　青野山の活用

第１節　活用の方向性

青野山の主な活用は、地域住民による生業や信仰の対象としての利用、観光客等による登山やレクリエーション等があり、第５章第２節において活用の現状と課題を整理している。

こうした利用状況や課題及び基本理念と方針を踏まえ、地域住民の意識・意向の尊重しながら、青野山の活用の方向性を次のように設定する。

１　大学等と連携しながら、調査研究の対象としても青野山の活用を進め、その成果を保存・活用に生かす。
→調査研究における青野山の活用

２　青野山を生かした学校教育・社会教育を充実させる。
→教育における青野山の活用

３　青野山を生かした周遊ルートづくりを進めつつ、健康づくりやレクリエーション、自然観察等の場として、青野山の活用を促進する。
→登山・健康づくり、自然観察等の場としての青野山の利用促進

４　青野山を中心として地域資源のネットワーク的な活用を目指す。
→地域資源活用のネットワークづくり

５　青野山に関する情報の発信及びガイダンス機能の充実に取り組む。
→青野山に関する情報発信及びガイダンス機能の充実

６　青野山を生かした観光交流や周辺における地域づくりを進め、観光客をはじめとした来訪者の案内、来訪者との交流機会の確保等に努める。
→青野山を生かした観光交流や地域づくり

第２節　活用の方法

青野山の活用の方向性のもとに、保存、整備及び運営・体制を考慮しながら、活用の方法を設定する。

なお、活用における安全確保については、危機管理体制の充実・強化、注意を要するか所や事項（有害鳥獣等）の情報提供、緊急時の的確な対応等に取り組む。※第７章第２節「４　安全管理」、第10章第２節２「（２）青野山の点検・パトロール及び危機管理の体制づくり」を参照

１　調査研究における青野山の活用

調査研究については「第７章　保存（保存管理）」において、調査項目や届出の手続きの弾力化、及び調査研究の実施について明らかにしているが、ここでは調査研究の対象として青野山の活用を促進する観点から、その方法を設定する。

（１）調査研究における大学・研究機関等との連携・交流

○天然記念物及び名勝としての青野山、及び青野山一帯の動植物に関する大学等の定期的・継続的な調査研究を支援する。

○地域の歴史文化やコミュニティ、観光交流、景観と青野山の関わり等、多面的な視点

からの調査研究を促進する。

○青野山を通じて、関係する大学・研究機関等との連携・交流を図り、様々な調査研究の成果等の把握に努めながら、複眼的・総合的な視点からも青野山の価値や魅力、保存・活用の課題等を見いだし整理し、今後に生かす。

○青野山に関する講演等の開催、調査研究の情報提供等を通じ、青野山に関わる大学・研究機関等の交流や連携を促進しつつ、調査研究のネットワークの拡充に努める。

○青野山に関わる調査研究の実施状況（主体、時期・期間、方法・概要等）や成果を整理するとともに、これらのデータベース化を含め体系的な蓄積とその活用に努める。

（２）調査研究の成果の公開と活用

○調査研究の成果は、実施した大学・研究機関等との連携のもと、適切に情報公開するとともに、学校教育や社会教育、観光や地域づくり等での活用に努める。

２　教育における青野山の活用

青野山の活用は、学校教育や公民館活動を中心に行ってきているが、さらに、天然記念物及び名勝としての価値や魅力を伝える観点を加えながら、学校教育・社会教育における青野山の活用方法を設定する。

（１）学校教育における青野山の活用

○小学校・中学校において、副読本に掲載してある青野山および青野山火山岩に関する学習や、その他青野山に関わる体験学習（サトイモ栽培等）の機会の確保・充実に取り組む。

○教職員等を対象に、青野山の文化財としての価値等に関する資料の提供及び研修機会の確保・充実を図る。

○青野山に関するパンフレットの作成を検討する。

（２）社会教育における青野山の活用

○青野山や地域の歴史文化等に関する講演会や講座等の開催に取り組む。

○公民館等と連携し、青野山一帯を対象とした各種フィールドワーク等、体験機会の確保・充実に努める。

○関係する自治体と連携し、青野山系をつないだ体験機会の確保・充実に努める。

３　登山・健康づくり、自然観察等の場としての青野山の利用促進

青野山は、信仰の山として、また、登山やレクリエーションの場として利用されており、さらに健康づくり等を含め、利用を促進するための活用方法を設定する。

（１）登山・レクリエーションの場としての青野山の活用

○青野山の価値や魅力、登山・レクリエーションの場としての利用方法や注意事項等を広く情報提供・発信しながら、町内外の人々の適切な利用を促進する。

○青野山の本質的価値の保存を前提として、地域団体や関係団体が行う様々な青野山の活用の取組を促進する。

（２）健康づくり等の場としての青野山の活用

○健康増進の観点も持ちながら、青野山やその周辺環境を生かした定期的・日常的な登山・ウォーキングを促進する。

○ヘルスツーリズム※1の観点から、青野山や町域にある自然、歴史文化、温泉、食文化等を連携させた活用を検討する。

（３）自然観察の場としての青野山の活用

○絶滅危惧種の保全に配慮しつつ、青野山の動植物に関する公表できる内容の適正な情報発信や体験・学習機会の確保等に努める。

○説明板や解説付き名称表示板（プレート）の設置・更新を検討する。

※第９章・第２節２「（２）青野山周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備」を参照

４　地域資源活用のネットワークづくり

青野山は火山群の中心となる山であるとともに、周辺には地倉沼、旧城下町、麓耕や直地、笹山の関連する文化財や農村風景、農産物等の資源、さらに町域には多種多様な地域資源があり、これらをつないだ活用方法を設定する。

（１）青野山一帯の周遊ルートの設定と活用促進

○青野山と小青野山、旧城下町、麓耕や直地、笹山、地倉沼等をつなぐ周遊ルートを設定し、青野山一帯の様々な価値や魅力の体験等を促進する。

（２）青野山等を生かした町域・広域的なネットワークづくり

○青野山一帯に加え、津和野地域、更には町域の地域資源をつないだ周遊ルートを、テーマや目的、時間、体力等を考慮し、複数設定する。

○関係する自治体と連携し、青野山山系の見学・体験に関する環境整備や情報提供等を検討する。

（３）青野山を生かしたイベント等の開催促進と連携

○笹山・麓耕・直地等における青野山を生かした行事・イベント等の開催とともに、それらの持続的な取組を支援する。

○前記の登山・レクリエーションの場としての青野山を活用した取組の連携を促進する。

※1 ヘルスツーリズム

旅行という非日常的な楽しみの中で、旅行中のトラブルを回避したり、健康回復や健康増進を図ったりするもの。さらに、旅をきっかけとして、旅行後も健康的な行動を持続することにより、豊かな日常生活を過ごせるようになること（参考：NPO 法人日本ヘルスツーリズム振興機構の定義）。

島根県内では大田市、飯南町が取り組んでいる。

５　青野山に関する情報発信及びガイダンス機能の充実

青野山の価値や魅力を体感し、学び、理解を深め、また、魅力を感じ、楽しんでもらうためには、より多くの人々に関係する情報を分かりやすく提供・発信する必要がある。

このため、様々な媒体（技術）による情報の提供・発信と現地におけるガイダンス機能（設備等）の充実を図る。

（１）様々な媒体による情報の提供・発信の充実

○案内板・説明板等の配置や内容、デザイン、耐久性等を考慮しながら、計画的な設置・更新を図るとともに、ＱＲコードの活用等により、情報提供の充実や多言語化を検討する。

○青野山に関するパンフレット等の作成を検討する。

○情報提供・発信においては、ＳＮＳを含めＩＣＴ（情報通信技術）の活用を進める。

（２）現地及び津和野町郷土館等におけるガイダンス機能の充実

○現地（指定地内・指定地外）において、前記の説明板等の設置・更新等を通じ、ガイダンス機能の充実を図る。

○青野山近隣の民間事業者にパンフレットの配布を依頼するなどガイダンス機能（情報提供等）の充実を図る。

○津和野町郷土館において、青野山の価値や魅力、青野山へのアクセス、その他関係する資源・施設等に関する情報提供の充実を図る。

○青野山に関するガイドブック・テキスト等の作成に努めるとともに、状況に応じて更新・充実させる。そのための人材の育成に取り組む。

○ＡＲ（拡張現実）・ＶＲ（仮想現実）、ドローン等のＩＣＴ（情報通信技術）の活用について検討する。

○道の駅「津和野温泉なごみの里」や「シルクウェイにちはら」における青野山に関する情報提供を図る。

○津和野駅等における青野山に関する情報提供（ガイダンス）機能の充実・強化を促進する。

○大学等外部機関と連携し、学生等の協力・参加を含め、情報発信等のガイダンス機能の整備・充実に努める。

６　青野山を生かした観光交流や地域づくり

青野山は天然記念物及び名勝であるとともに、北側山麓の麓耕・直地地区、南側山麓の笹山地区、更には西側の旧城下町等においては日常生活の中に青野山が存在し、地域の活性化に向けた活用方法を設定する。

（１）地域づくりの資源としての活用

○青野山や様々な地域情報の提供・発信を広く行いながら、青野山の環境美化や伝統的な行事やまちづくり活動等に、町内外から参加したり、支援・協力したりする人材・団体の確保に努める。

○住民・地域団体、関係団体と連携し、青野山の保存・活用の担い手の確保・育成に努

める。

○ふるさと納税やクラウドファンディング（インターネットを通して、取組・活動を応援したいと思う人から資金を募る仕組み）の活用等、青野山における様々な取組に対する資金確保の手法等を検討する。

○これら人材や資金の確保の支援、及び観光交流との連携に努めながら、青野山を生かした地域づくり・地域の活性化を促進する。

（２）観光交流の資源としての活用

○前述の「地域資源活用のネットワークづくり」や「情報の発信及びガイダンス機能の充実」等においては、観光交流の観点からも取組を進める。

（３）来訪者の受け入れや交流機会の充実

○青野山を含めた地域資源等の案内やガイド、おもてなしの充実等、観光客をはじめとした来訪者の受け入れについて、住民・地域団体、関係団体と一体となって検討する。

○青野山等を通じた来訪者と地域住民等の交流機会の確保・充実を促進する。

第９章　青野山の整備

第１節　整備の方向性

青野山の保存・活用に関係する取組（整備）としては、中国自然歩道をはじめとした登山道、林道笹山山入線や青野河原駐車場、案内板等の整備（修繕を含む）を行ってきている。また、地域団体等によって、登山道やその沿道の草刈り、主要な眺望点の確保、青野山王権現の維持管理等が行われている。

なお、これまでに整備を行った説明板や誘導標識、休憩施設等においては、老朽化しているものもある。また、樹木の解説付き名称表示板（樹名板：プレート）には、一部、内容に誤りがあるとの指摘がある。

一方、天然記念物及び名勝の指定から間がないこともあり、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される標識、説明板、境界標等、及び維持管理の資機材の倉庫等は未整備である。

こうしたこれまでの整備の状況や、課題及び基本理念と方針を踏まえ、青野山の整備の方向性を次のように設定する。

１　青野山の本質的価値の保存（保存管理）に向け、指定地やその周辺の点検と併せて、必要に応じて適正な整備に取り組むとともに、景観の保全に努める。

→保存のための整備

２　青野山の適正な活用を進めるため、青野河原駐車場（トイレ等を含む）の維持管理、登山道等の歩行者動線の整備・充実、案内板・誘導標識等の整備（更新、新設）、ガイダンス機能の整備、及び主要な眺望点の維持・確保等に取り組むとともに、小青野山を含めた活用を図るための整備について検討する。

→活用のための整備

なお、島根県立自然公園条例に基づく公園計画の変更や許可申請、また、県有施設の撤去等の諸手続きが必要となるケースも想定されることから、適宜、島根県（自然環境課）との協議・連携を図ることとする。

第２節　整備の方法

青野山の整備の方向性のもとに、保存・活用及び運営・体制を考慮しながら、整備の方法を設定する。

１　保存のための整備

青野山の本質的価値を保存するため、国・県と連携しながら、施設・設備等の整備の面からも適切に対応する。

（１）保存施設の整備

○青野山の説明板の計画的な設置や必要に応じた修繕・更新を図る。

○利用のマナーや禁止事項、危険か所、緊急時の対応等を記した注意標識の設置又は案内板・説明板への表示（併記）を行う。

○説明内容の伝達においては、ＱＲコードをはじめＩＣＴ（情報通信技術）を活用した説明・情報提供を検討する。

○追加指定を勘案しながら、境界標の設置について検討する。

（２）管理運営・安全確保のための施設の整備

○青野山を適切に維持管理・運営していくため、その体制と併せて、維持管理等に必要な用具･備品の確保、それらを保管する倉庫等の整備、又は保管場所の確保について、周囲との景観的な調和を前提に検討する。

○老朽化し、使用されていない休憩小屋、ベンチ等の撤去を図る。

○安全確保のため、避雷針や避難場所の設置を検討する。

○転落や鳥獣被害の防止等、来訪者の安全の確保に向け、転落防止柵や注意喚起の表示板の設置等の対策を講じる。

※危険木等については、下記の「（５）森林等の適切な整備・管理」を参照

（３）毀損した場合の復旧又はその恐れがある場合への対応

○青野山を定期的に点検し、毀損が生じる可能性がある場合は、その防止対策や安全対策を検討し、適切に対応する。

○災害や鳥獣被害等で天然記念物及び名勝の本質的価値を構成する要素、登山道等が毀損した場合は、必要に応じて進入禁止やルート変更等の安全対策を講じるとともに、応急的な対策を含め復旧に適切に対応する。

（４）青野山王権現・遙拝所跡の復旧等への対応

○山頂部に位置する青野山王権現（本質的価値）は、老朽化や毀損の状況を確認し、必要に応じて地域団体等による保存修理及び周辺の環境整備を支援する。

○遙拝所跡（本質的価値）は、石垣や鳥居等の状況を確認するとともに、今後の活用を検討し、必要に応じ地域団体等と連携して保存修理や周辺の環境整備及び公開・活用に努める。

（５）森林等の適切な整備・管理

○防災性の確保や自然環境の保全に留意しながら、眺望確保に向けた樹林整備（一部区域での間伐、枝打ち）を検討し、適切に対応する。

○登山道周辺等において、危険木の存在や落石の危険性等を調査・確認し、適切な安全対策を検討して実施する。

○土地所有者等や住民・地域団体等と連携し、「現状維持を基本とした山体の景観の保全・形成」のもとに、青野山の森林（山林）等のあり方や適切な管理について検討する。

○土地所有者等（委託する事業者を含む）が森林施業を実施する場合には、文化財の本質的価値の保存に留意して、森林の適切な整備・管理を行うこととする。

２　活用のための整備

本質的価値の保存を前提に、青野山を有効に活用するため、施設・設備の整備（修繕や更新、新設）を効果的・計画的に進める。

（１）整備基本計画の策定及び設計への対応

○整備に向けては、活用のための整備に加え、前述の保存のための整備、及び公開・活用、管理・運営等を含めた整備基本計画を策定する。

○整備基本計画に基づき、基本設計・実施設計を行い、整備の事業化を図る。

○設計を円滑に行うため、関係する区域の測量図（縮尺は 1/100～1/1,000 を基本に、対象によって検討）の作成を行う。

○整備基本計画の策定に際しても、他の部署と調整しながら、指定地及びその周辺の測量図（原則 1/2,500～1/5,000）の作成に努める。

（２）風穴の活用に向けた整備

○指定地内に所在する風穴（３か所）の活用に向け、それぞれの立地条件や特性を考慮し、風穴の保存整備とともに、アクセス（遊歩道等）、説明板・誘導標識、周辺環境の整備及び安全対策を検討し、具体化に努める。

（３）登山道等（中国自然歩道等）の修繕・整備

○登山道（中国自然歩道等）を定期的に点検しながら、必要に応じて県と協議・調整し、登山道等の修繕等に取り組む。

○青野山から小青野山へのルート等、新たな又は以前存在していた登山道等の整備を検討する。

○登山道等の整備においては、説明板や誘導標識の整備・更新、及び危険木等の安全対策を図る。

○登山道やその近接地には、旧城下町や北の国道９号方向、周辺の山並みを眺望する絶好の場所（眺望点）があり、それらの維持・確保に向け、自然環境の保全や防災に留意しつつ、枝打ち等の樹林の管理に努める。

○南側の登山口（笹山登山口）付近から、東に向け山裾を通る里道（一部、津和野廿日市街道）の修繕・整備を図る。

（４）青野山周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備

○前記の新たに整備・復活させた場合のルート（青野山～小青野山）、及び指定地周辺を含めて、関係する文化財等を周遊するルートを中国自然歩道を軸に設定し、案内板・説明板、誘導標識等の案内表示板（サイン類）の整備・充実を図る。

○案内表示板の整備（新設、更新、修繕）にあたっては、島根県（中国自然歩道）と配置や表示内容、統一的なデザイン等について調整する。

○青野山を動植物の自然観察の場としても活用するため、絶滅危惧種の保全に留意しつつ、動植物に関する説明板、植物の解説付き名称表示板（樹名板：プレート）の適切な設置に努めるとともに、内容に誤りが指摘されているものは更新する。

○民間が設置する案内表示板（説明板、距離の表示板等）のあり方や取扱い、及び設置の支援について検討する。

（５）便益施設等（休憩施設、その他）の整備・充実

○老朽化したベンチの更新、登山道沿いへの休憩の場の確保・充実、説明板の更新等、青野山の利用を高める便益施設等の整備・充実を検討する。

○青野山北西山麓付近の老朽化した休憩施設（休憩小屋）等については、必要に応じて撤去を検討する。（再掲）

（６）小青野山の活用に向けた整備

○小青野山の活用を進めるため、登山道等の道、山麓部付近への駐車場、トイレ等の便益施設の整備を検討する。

○小青野山に関わる登山道等については、西側の青野山及び南側の沼原、北側の直地方面からのルートを検討し、事業費や整備効果、維持管理等を勘案し、優先順位を設定して具体化を目指す。

（７）ガイダンス機能の確保・整備

○津和野町郷土館において、青野山に関する説明や岩石の展示等、ガイダンス機能を充実させる。

○青野河原駐車場において、空きスペースやトイレの壁面の活用を含め、説明板等の整備・充実を検討する。

○青野山近隣の民間事業者にパンフレットの配布を依頼するなどガイダンス機能（情報提供等）を充実させる。

○新たに駐車場等を整備する場合には、説明板等の設置を図る。

○津和野大橋周辺や道の駅等、青野山が眺望できる既存施設において、青野山に関するガイダンス機能（情報提供等）の確保について検討する。

○ＩＣＴ（情報通信技術）の活用を含め、多様な手段・媒体を通じてガイダンス機能の確保・整備について検討する。

※「（９）ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備」を参照

（８）来訪者に配慮した環境整備

○外国人観光客を含め、来訪者に配慮した案内表示板の整備やピクトグラムの活用、パンフレットの作成、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用等の環境整備を進める。

○関係団体等と連携し、時間や関心（テーマ）、体力等に応じた青野山を含む複数の周遊ルートを設定するとともに、これに関する上記の情報提供機能の整備・充実にも努め、来訪者の利用を促進する。

（９）ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備

○関係団体、民間事業者等と連携しながら、ＡＲ・ＶＲを含めＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信や説明・体験等の機能の整備を検討する。

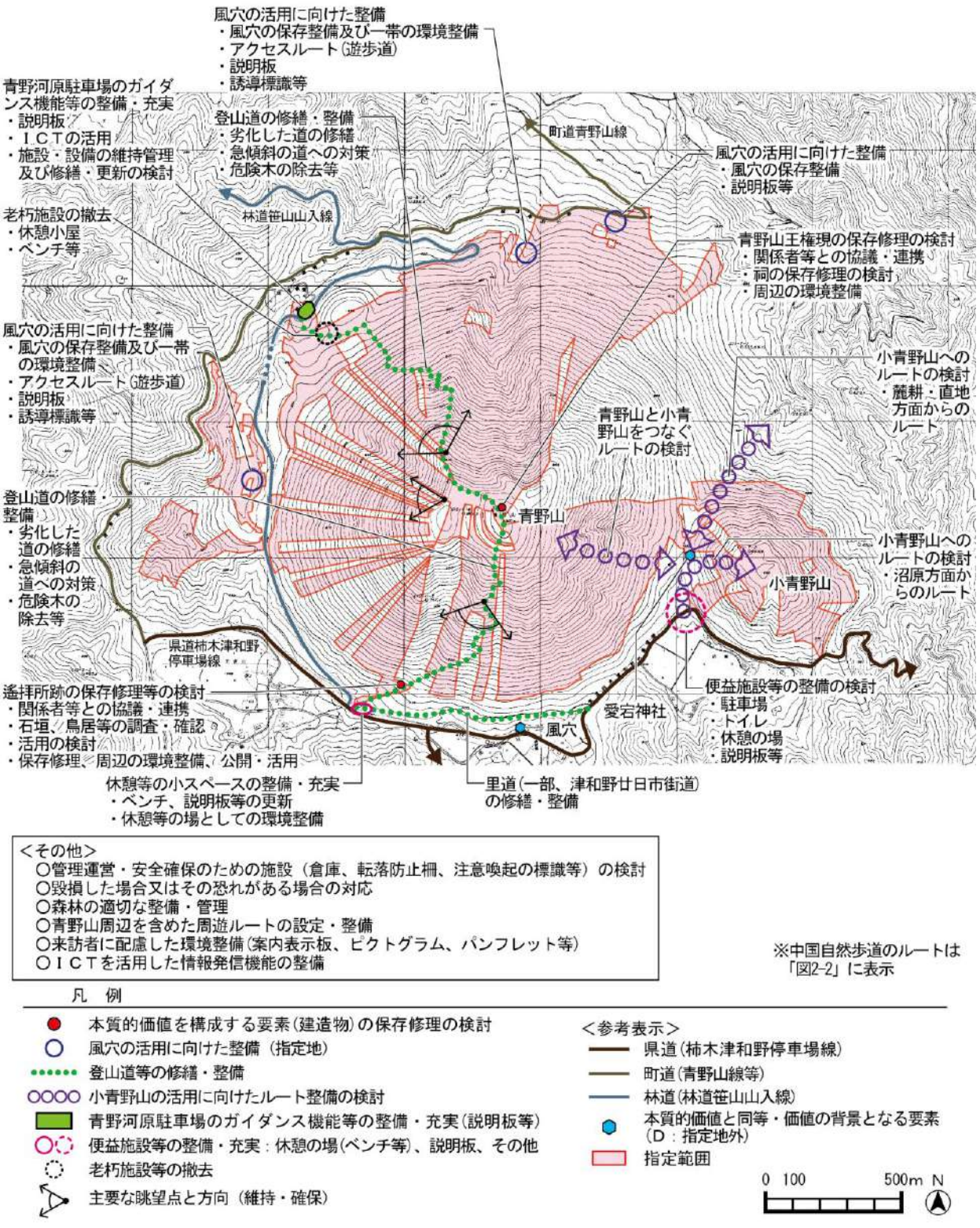

図 9-1　青野山の整備に関する基本メニュー図

第 10 章　青野山の運営・体制の整備

第１節　運営・体制の整備の方向性

青野山の確実な保存及び適切な活用のため、管理団体である津和野町として、運営・体制の充実・強化を図る。

また、調査や保存・活用への助言・指導を得たり、連携して調査等を進めたりするため、青野山保存活用計画策定委員会委員の任期終了後も引き続き協力・支援を得るとともに、その他の学識経験者等との連携・協力体制の充実・強化を図る。

青野山の維持管理や活用等については、行政と住民・地域団体等や関係団体（津和野町観光協会等）が連携した地域社会総がかりで取り組む体制づくりを図る。

さらに、青野山や周辺におけるまちづくり等に関心のある人々・団体のネットワークづくりに取り組み、幅広い協力や支援・連携の体制の構築に努める。

第２節　運営・体制の整備の方法

前記の方向性のもとに、保存・活用及び整備を考慮しながら、運営・体制の整備の方法を設定する。

１　管理団体としての体制の整備・充実

（１）管理団体としての職員の資質の向上

○本天然記念物及び名勝の管理団体は津和野町であり、その責務を遂行するため、担当する教育委員会、及び関係課において、職員の資質の向上に取り組む。

○教育委員会や関係課だけでなく、その他町職員の青野山や文化財の保護に関する知識・意識を高める情報提供や研修等に努める。

（２）青野山に関する相談体制の充実

○青野山の現状変更や活用等について、住民等の相談や情報提供に的確に対応できる相談体制を確立・充実させる。

○相談体制においては、文化財保護法だけでなく、関連する法令についても、関係する部署・機関の窓口紹介の対応等ができるよう努める。

（３）庁内の連携体制の強化

○青野山の保存・活用においては、文化財行政を担う教育委員会だけでなく、商工観光課、農林課、建設課等も関係することから、庁内の連携体制を充実させる。

（４）国・県その他関係機関等との連携の充実・強化

○青野山や文化財の保存・活用に関して、国・県との相談・協議及び的確な支援が得られるよう、これら関係機関との連携を図る。

○青野山は文化財保護法だけでなく、森林法、島根県立自然公園条例等もかかっていることから、国・県等の関係機関との連携を図る。

○天然記念物及び名勝である青野山は、今後とも多分野での調査研究が必要であることから、大学等研究機関や学識経験者、専門家との連携・協力体制を確保・充実させる。

○安全面に関しては、警察（津和野警察署）、消防（益田広域消防本部　津和野分遣所）との連携を図る。

２　幅広い連携・協力と地域社会総がかりの体制づくり

（１）住民・地域団体等の協力や参加、協働の取組

○将来にわたり青野山の保存・活用を確実かつ効果的に行うため、行政や土地所有者等の取組に加え、笹山・麓耕・直地を中心に住民・地域団体等の協力や参加、協働の取組を進める。

○住民・地域団体等が主体となった、青野山の保存・活用を含むまちづくり活動の支援に努める。

○地域団体等の活動の状況やニーズに応じて、法人化（ＮＰＯ法人等）の支援に努める。

（２）青野山の点検・パトロール及び危機管理の体制づくり

○上記の「住民・地域団体等の協力や参加、協働の取組」と連動させるとともに、地質や動植物の専門家、関係機関等の協力も得ながら、青野山の地形・地質や動植物、登山道や保存施設（説明板等）、便益施設等の定期的な点検・パトロールができる体制づくりに取り組む。

○管理団体である津和野町が中心となり、地域団体等と連携しながら、事故及び自然災害等の緊急事態、非常事態に備えて危機管理体制を充実・強化する。

○登山者等からの毀損か所や有害鳥獣等に関する情報提供を受ける体制を確保する。

○岩石や動植物が無断で持ち去られないよう、啓発やパトロールの体制を確保する。

（３）町内外の人々・団体等とのネットワークづくり

○青野山の保存・活用においては、前記の土地所有者等や住民・地域団体等に加え、町内外の人々・団体等とのネットワークづくりに努め、幅広い協力・支援、参加を促進する。

（４）情報の提供（共有化）・発信の体制づくり

○行政として、青野山の現状変更や保存管理、活用等に関する情報を一元的に提供・発信できる体制を確立させ、住民・地域団体、事業者及び来訪者等への適切な情報の提供・発信を図る。

○青野山は観光やまちづくり等にも重要な資源であり、行政と地域団体、関係団体等が連携し、多彩な情報を共有・発信できる体制を充実させる。

（５）来訪者の受け入れ体制の充実

○関係団体等と連携し、外国人を含めた観光客等の受け入れ体制の充実に努める。

○新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえながら、文化財の保存・活用の面においても、国・県と連携し感染症対策への対応を図る。

（６）地域社会総がかりの体制づくり

○笹山・麓耕・直地及び旧城下町を中心に、行政と住民・地域団体、関係団体の連携、

更には町内外の多様な協力・支援、参加を得ながら、青野山をはじめとした文化財の保存・活用に取り組む地域社会総がかりの体制づくりを進める。…下図を参照

○青野山をはじめ計画的に津和野町の歴史文化を生かしたまちづくりを進めるため、上記の体制を充実させる。

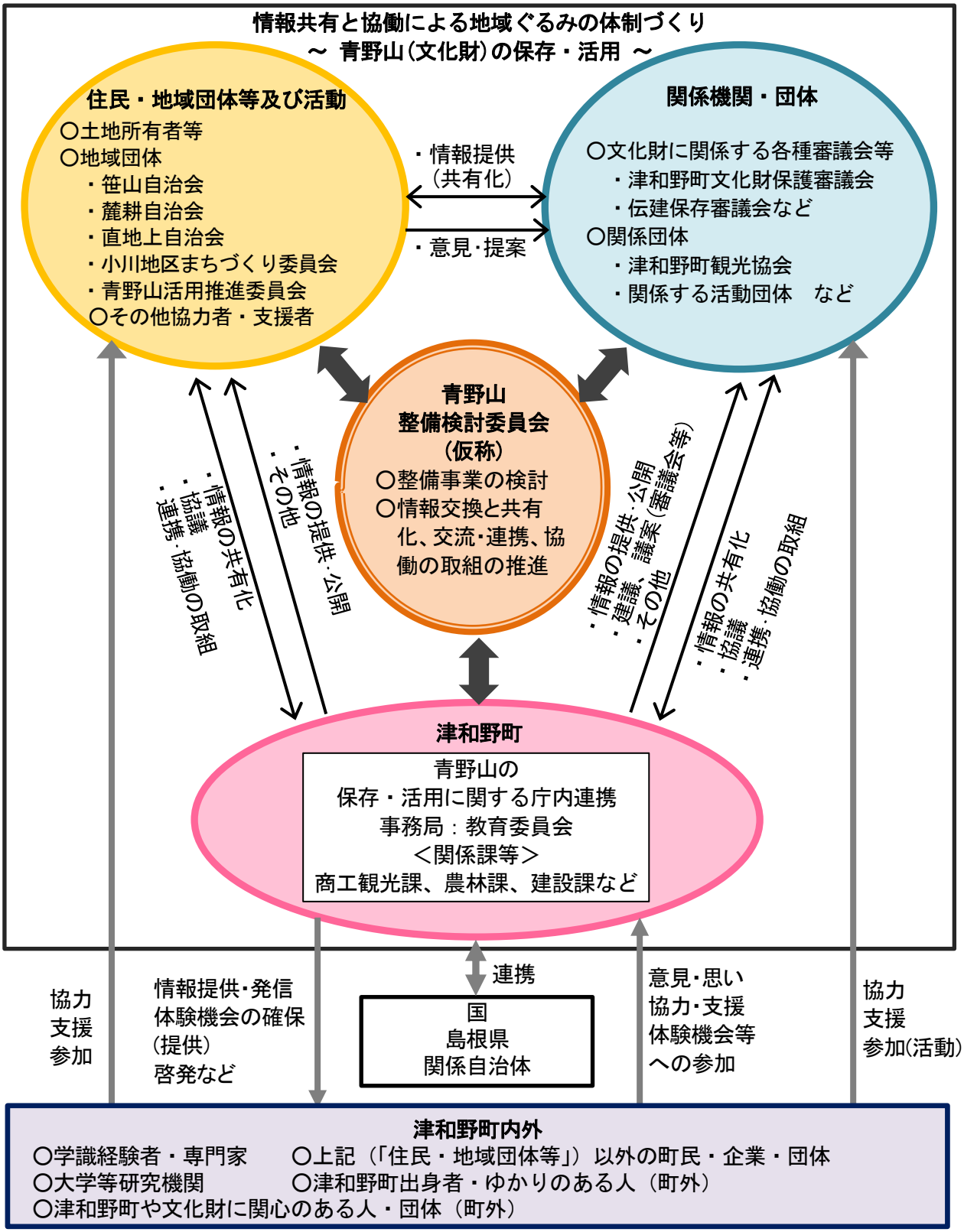

図 10-1　青野山（文化財）の保存・活用に関する地域ぐるみの体制づくり

第 11 章　施策の実施計画

第１節　実施計画の策定

１　実施計画の計画期間

第７章（保存）から第 10 章（運営・体制の整備）において明記している施策（事業）を具体化するためには、まずは、いつ（いつごろ）実施するかを方向づけ、それに向けて体制や予算を確保する必要がある。

このため本節では、計画期間における各施策の実施時期を明らかにする。

本計画の計画期間は令和６年度(2024)から令和 15 年度(2033)の 10 か年であり、この期間を前期（短期）、中期、後期の３段階に分けて、施策（事業）の実施時期を設定する。

〇前期（３か年）：令和６年度(2024)～令和８年度(2026)

・短期で取り組むことを目指す施策（事業）を位置づける。

・第２次津和野町総合振興計画の最終年度である令和８年度(2026)と合わせるとともに、改定において本計画の反映に努める。

〇中期（３か年）：令和９年度(2027)～令和 11 年度(2029)

・現行計画の改定による第３次津和野町総合振興計画のスタートの年度を想定し、上位計画と連動して本計画の施策（事業）の具体化に取り組む。

・前期の施策の実施状況や成果・課題を踏まえ、施策（事業）の見直しに柔軟に対応する。

〇後期（４か年）：令和 12 年度(2030)年度～令和 15 年度(2033)

・本計画の後半の４年間であり、長期計画としての性格を有する。

・前期・中期の施策の実施状況や成果・課題を踏まえ、施策（事業）の見直しに柔軟に対応する。

２　施策のプログラム

施策（事業）の分野（保存、活用、整備、運営・体制）のもとに、本名勝・天然記念物に関する施策（事業）を、前期、中期、後期の３段階で次の表に示す。

これら施策の中には、予定している期間が変更・延長する場合も想定される。こうした点を考慮しつつ、実効性のある施策の推進と柔軟かつ的確な対応を図ることとする。

また、位置づけた施策・事業の主体等を明らかにし、土地所有者等及び住民・地域団体等の取組を促進する。

なお、施策・事業は行政として取り組むべきことであるが、維持管理や活用をはじめ実際に取り組むのは土地所有者及び住民・地域団体等（観光協会等の関係団体を含む。次頁から表では「地域」を称す。）である場合があることから、こうした点も考慮して「取組の主体等」を設定する。

加えて、施策・事業の多くは、土地所有者等及び住民・地域団体等の理解と協力が必要となる。

表 11-1　施策・事業等のプログラム～総括表～　　(1/3)

区分	施策・事業		取組の主体等 ◎:主体 ○:支援・協力		実施時期:R6(2024)～R15(2033)		
			地域	行政	前期（R6～8）	中期（R9～11）	後期（R12～15）
保存（保存管理）	調査研究		○	◎			
	青野山の価値の周知と景観の維持・保全	青野山の本質的価値や魅力の周知	○	◎			
		土地所有者等と連携した青野山の景観の維持・保全と形成	◎	◎			
		津和野町景観計画の普及・運用	○	◎			
		歴史的な視点場の保全	○	◎			
	定期的な点検や維持管理		◎	◎			
	安全管理		◎	◎			
	現状変更等への適切な対処		◎申請	◎			
	追加指定への対応		○	◎			
	土地の公有化の検討		○	◎			
	その他の関係法令への対応		○	◎			
活用	調査研究における青野山の活用	調査研究における大学・研究機関等との連携・交流	○	◎			
		調査研究の成果の公開と活用	○利用	◎			
	教育における青野山の活用	学校教育における青野山の活用	○	◎	安全対策	安全対策 整備との調整	安全対策 整備との調整
		社会教育における青野山の活用	○	◎	同上	同上	同上
	登山・健康づくり、自然観察等の場としての青野山の利用促進	登山・レクリエーションの場としての青野山の活用	◎	○（◎）	安全対策	安全対策 整備との調整	安全対策 整備との調整
		健康づくり等の場としての青野山の活用	◎	○（◎）	同上	同上	同上
		自然観察の場としての青野山の活用	◎	○（◎）	同上	同上	同上
	地域資源活用のネットワークづくり	青野山一帯の周遊ルートの設定と活用促進	○	◎			
		青野山等を生かした町域・広域的なネットワークづくり	○	◎			関係自治体等との連携
		青野山を生かしたイベント等の開催促進と連携	○	◎			

（◎）支援措置、体験機会等の町としての取組を講じた場合（以下同様）

※取組の主体等

地域：土地所有者、住民・地域団体等（観光協会等の関係団体を含む。）

行政：津和野町・津和野町教育委員、島根県

※実施時期

実線（黒）：実施

実線（灰色）：態勢確保（要請・案件が発生した場合に適宜対応）

破線：実施を検討、前倒し又は延長等への対応（可能性）

表 11-1　施策・事業等のプログラム～総括表～　　(2/3)

区分	施策・事業		取組の主体等 ◎:主体 ○:支援・協力		実施時期:R6(2024)～R15(2033)		
			地域	行政	前期 (R6～8)	中期 (R9～11)	後期 (R12～15)
活用（つづき）	青野山に関する情報発信及びガイダンス機能の充実	様々な媒体による情報の提供・発信の充実	○	◎	━━	━━	━━
		現地及び津和野町郷土館等におけるガイダンス機能の充実	○	◎	━━	━━	┅┅
	青野山を生かした観光交流や地域づくり	地域づくりの資源としての活用	◎	○ (◎)	━━	━━	━━
		観光交流の資源としての活用	◎	◎	━━	━━	━━
		来訪者の受け入れや交流機会の充実	○	◎	┅┅	━━	━━
整備	保存のための整備	保存施設の整備	○	◎		━━	━━
		管理運営・安全確保のための施設の整備	○	◎		━━ 安全対策 倉庫等の検討	┅┅
		毀損した場合の復旧又はその恐れがある場合への対応	○	◎	━━	━━	━━
		青野山王権現・遥拝所跡の復旧等への対応	◎	◎		━━	━━
		森林等の適切な整備・管理	◎	◎	━━	━━	━━
	活用のための整備	整備基本計画の策定及び設計への対応 ※設計:基本設計・実施設計	○	◎	━┅ 計画 ━┅ 設計:基本・実施	┅	
		風穴の活用に向けた整備	○	◎		━━	┅┅
		登山道等(中国自然歩道等)の修繕・整備	○	◎		━━	┅┅
		青野山周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備	○	◎		━━	━━
		便益施設等(休憩施設、その他)の整備・充実	○	◎		┅┅	━━
		小青野山の活用に向けた整備	○	◎		┅┅	━━
		ガイダンス機能の確保・整備	○	◎		━━	━━
		来訪者に配慮した環境整備	○	◎		┅┅	━━
		ICT(情報通信技術)を活用した情報発信機能の整備	○	◎		━━	━━

表 11-1　施策・事業等のプログラム～総括表～　　(3/3)

区分	施策・事業		取組の主体等 ◎:主体 ○:支援・協力		実施時期:R6(2024)～R15(2033)		
			地域	行政	前期 (R6～8)	中期 (R9～11)	後期 (R12～15)
運営・体制	管理団体としての体制の整備・充実	管理団体としての職員の資質の向上		◎	━━	━━	━━
		青野山に関する相談体制の充実		◎	━━	━━	━━
		庁内の連携体制の強化		◎	━━	━━	━━
		国・県その他関係機関等との連携の充実・強化	○	◎	━━	━━	━━
	幅広い連携・協力と地域社会総がかりの体制づくり	住民・地域団体等の協力や参加、協働の取組	◎	◎	━━	━━	━━
		青野山の点検・パトロール及び危機管理の体制づくり	◎	◎	┅┅	━━	━━
		町内外の人々・団体等とのネットワークづくり	○	◎	┅┅	━━	━━
		情報の提供(共有化)・発信の体制づくり	○	◎	━━	━━	━━
		来訪者の受け入れ体制の充実	◎	◎	━━	━━	━━
		地域社会総がかりの体制づくり	◎	◎		━━	━━

第２節　施策・事業の実施への対応

本天然記念物及び名勝の保存･活用（調査や整備を含む）を計画的に進めるためには、前述の施策のプログラム（実施時期）と合わせて、必要な資金（予算）の確保、実施体制の確保、土地所有者等及び住民・地域団体等との連携等が求められる。

このため、限られた予算と人員の活用、及び地域社会総がかり（地域ぐるみ）の観点を持ちながら、次のような施策（事業）の実施のための課題に対応することが求められる。

■必要な予算の確保

本天然記念物及び名勝の保存・活用を計画的に進めるためには、国・県との緊密な連携のもとに、必要な財源の確保に努める必要がある。

このため、施策（事業）の必要性やねらい、効果等を明確にし、計画的･効率的な事業計画等を作成し、教育委員会及び町全体での認知を得て、事業費の確保を図る。

■優先順位の設定と効果的な事業実施

本天然記念物及び名勝の保存・活用に関わる施策（事業）は、多岐にわたっており、これらの中には相互に関係したり、順序立てて実施したりする必要のあるものも多い。

このため、前記の「第 11 章　施策の実施計画」を踏まえ、施策（事業）相互の関係や優先順位を精査し、年度別の実施計画を作成し、効率的かつ効果的に施策･事業の実施を図る。

■土地所有者等及び住民・地域団体等との連携

本天然記念物及び名勝の指定地の大部分（99.1％）は民有地であり、施策（事業）を進めるにあたっては、土地所有者等の理解と協力が不可欠である。また、山地部を中心とした立地で、広大な面積でもあることから、維持管理等は行政だけでは困難といえる。

このため、本天然記念物及び名勝に関わる施策（事業）、とりわけ維持管理や活用においては、土地所有者等及び住民・地域団体等の理解と協力、参加が重要であり、地域社会総がかり（地域ぐるみ）の体制を構築し、取り組むこととする。

⇒第 10 章を参照

■計画・事業の進行管理

本計画に位置づけた施策・事業を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

この点に関しては、「第 12 章　経過観察」のもとに取り組むこととする。

第 12 章　経過観察

第 1 節　経過観察の方向性

本天然記念物及び名勝を確実に保存し、有効に活用するためには、土地所有者等及び住民・地域団体等の協力と参加を得ながら、将来にわたり持続的に保存（保存管理）に取り組む必要がある。

また、本天然記念物及び名勝の保存・活用、とりわけ活用は文化財担当（教育委員会）だけではなく庁内関係課、及び住民・地域団体等の様々な主体が関係することとなり、そのための連携体制の充実も求められる。

さらに、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、保存（保存管理）や整備・活用等の取組の実効性を高めていくことが重要である。

このため、施策（事業）の定期的な経過観察を行うことで、施策（事業）の進捗状況や問題点・課題を把握・分析し、改善していくことが求められる。

この経過観察は、関係部署と連携しながら、文化財担当が中心となって実施する。また、本天然記念物及び名勝の保存・活用（整備を含む）に関わる施策（事業）の多くは文化財担当が実施の主体となるが、他の部署の担当もあり、経過観察を関係する部署が責任を持って行い、文化財担当が事務局機能を担い、結果等の整理・共有化及び協議を行うこととする。

加えて、土地所有者等及び住民・地域団体等が主体となったり、参加したりする取組（活動）については、原則として文化財担当が、その取組内容や進捗状況、成果等を把握し、経過観察として整理する。

こうした経過観察の結果は、ＰＤＣＡサイクルの考え方を参考としながら、計画及び施策（事業）の実施、見直し（修正・改善等）の基礎的資料・判断材料としていく。

第２節　経過観察の方法

１　経過観察の基本的な内容と手順

経過観察は、文化財担当（教育委員会）が事務局となり、庁内連携体制のもとに、施策（事業）の担当課等（主として文化財担当）が責任を持って、大きくは次の３段階で取り組む。

■第１段階：現状把握及び施策（事業）の実現状況の確認

・本天然記念物及び名勝の現状（毀損の有無、施設の維持管理状況、樹木の状況等）の把握

・施策・事業の実現状況の把握、実施していない施策・事業の確認

・実施の有無だけでなく、状況・内容も把握（第２段階につなぐ：効果等の判断材料）

■第２段階：実施した施策（事業）の妥当性・効果の確認及び評価

・実施した施策・事業は円滑・適正に進められているか、効果はどうかの確認・評価

■第３段階：実施した施策（事業）の理念への寄与と改善点・課題の把握

・保存・活用の理念への寄与と改善点・課題の把握

・中期、後期の最終年度等で検討

また、評価に関しては、委員会や関係者へのヒアリング、住民等へのアンケート調査等、行政以外での評価（外部評価）を検討する（第２段階・第３段階の評価等）。

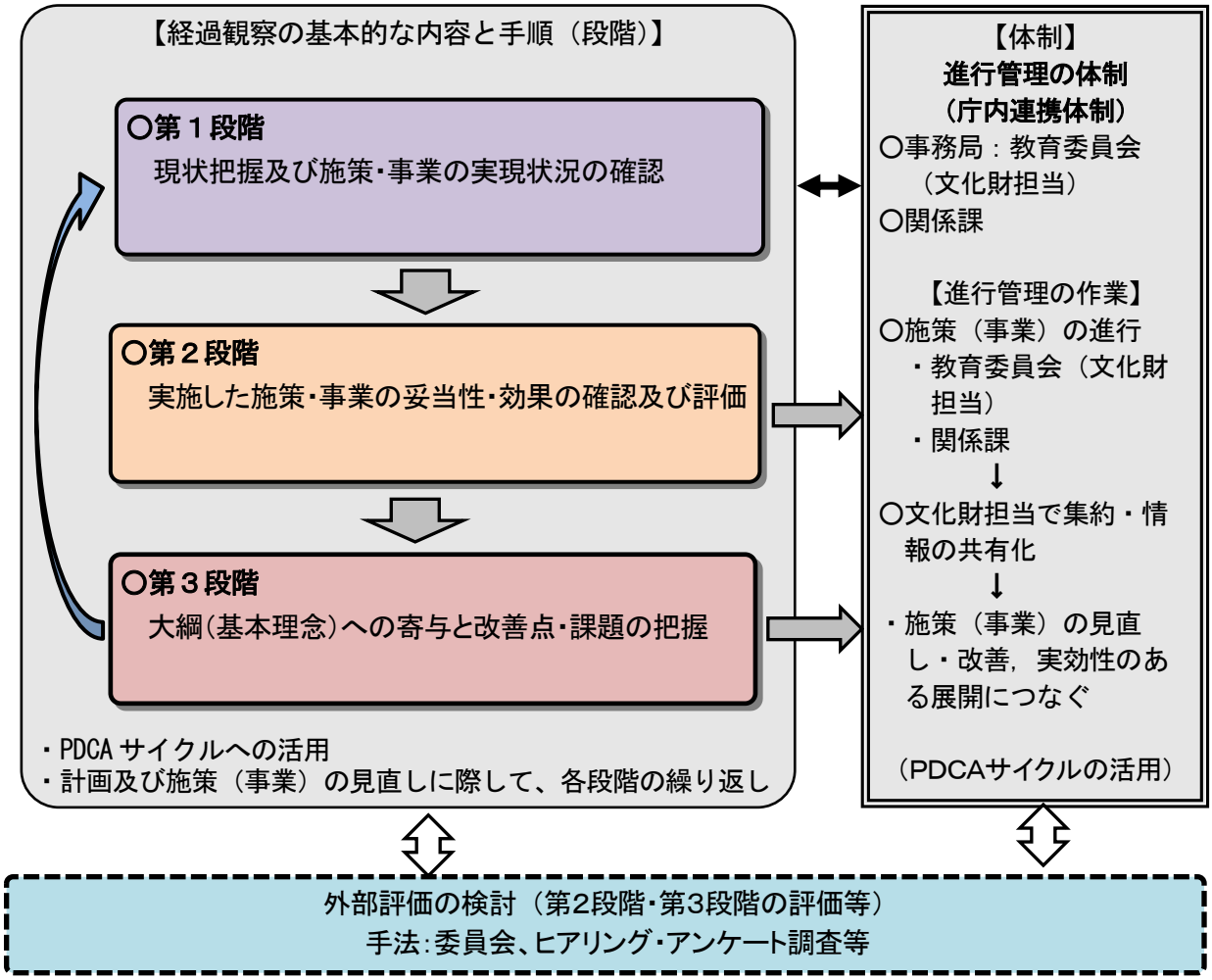

図 12-1　経過観察の基本的な内容と手順（段階）

２　経過観察の内容

（１）第１段階：現状把握及び施策・事業の実現状況の確認

指定地及び必要に応じて取り巻く環境（周辺地域）の現状を把握する。また、青野山における施策・事業の実施の有無、今後実施が必要な事項の確認等を行う。

基本的な点検指標や点検・確認の方法等については、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年(2015)文化庁）に掲載されている自己点検表を参考に、経過観察点検表を作成し、管理団体である津和野町（教育委員会文化財担当）が主体となって、原則、各年度末又は年度の初め（前年度の事業を対象）に自己点検を実施する。

実際に経過観察を行うに際しては、今後の施策・事業の展開や青野山を取り巻く環境等を踏まえ、必要に応じて項目の見直しを行い、より実情に応じた経過観察点検表を作成する。

表 12-1　施策の実施計画に基づく自己採点表（案）…第１段階　　(1/3)

天然記念物及び名勝　青野山　自己点検表（案）						
作成年月日	令和　　年（　　）　　月　　日					
作成	課　　作成者：					
項目	施策・事業		取組状況			
			未取組	計画中	取組中	備考 （現状、目的、成果等を記入）
調査	調査研究 ・地質・地形 ・動植物 ・景観 ・歴史文化等					
保存	青野山の価値の周知と景観の維持・保全	青野山の本質的価値や魅力の周知				
		土地所有者等と連携した青野山の景観の維持・保全と形成				
		津和野町景観計画の普及・運用				
		歴史的な視点場の保全				
	定期的な点検や維持管理					
	安全管理					
	現状変更等への適切な対処					
	追加指定への対応					
	土地の公有化の検討					
	その他関係法令への対応					
活用	調査研究における青野山の活用	調査研究における大学・研究機関等との連携・交流				
		調査研究の成果の公開と活用				
	教育における青野山の活用	学校教育における青野山の活用				
		社会教育における青野山の活用				

表 12-1　施策の実施計画に基づく自己採点表（案）…第１段階　　(2/3)

項目	施策・事業		取組状況			
			未取組	計画中	取組中	備考 （現状、目的、成果等を記入）
活用	登山・健康づくり、自然観察等の場としての青野山の利用促進	登山･レクリエーションの場としての青野山の活用				
		健康づくり等の場としての青野山の活用				
		自然観察の場としての青野山の活用				
	地域資源活用のネットワークづくり	青野山一帯の周遊ルートの設定と活用促進				
		青野山等を生かした町域･広域的なネットワークづくり				
		青野山を生かしたイベント等の開催促進と連携				
	青野山に関する情報発信及びガイダンス機能の充実	様々な媒体による情報の提供・発信の充実				
		現地及び津和野町郷土館等におけるガイダンス機能の充実				
	青野山を生かした観光交流や地域づくり	地域づくりの資源としての活用				
		観光交流の資源としての活用				
		来訪者の受け入れや交流機会の充実				
整備	保存のための整備	保存施設の整備				
		管理運営・安全確保のための施設の整備				
		毀損した場合の復旧又はその恐れがある場合への対応				
		青野山王権現・遙拝所跡の復旧等への対応				
		森林等の適切な整備・管理				
	活用のための整備	整備基本計画の策定及び設計への対応				
		風穴の活用に向けた整備				
		登山道等（中国自然歩道等）の修繕・整備				
		青野山周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備				
		便益施設等（休憩施設、その他）の整備・充実				
		小青野山の活用に向けた整備				

表 12-1　施策の実施計画に基づく自己採点表（案）…第１段階　　(3/3)

項目	施策・事業		取組状況			
			未取組	計画中	取組中	備考 （現状、目的、成果等を記入）
整備	活用のための整備	ガイダンス機能の確保・整備				
		来訪者に配慮した環境整備				
		ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備				
運営・体制	管理団体としての体制の整備・充実	管理団体としての職員の資質の向上				
		青野山に関する相談体制の充実				
		庁内の連携体制の強化				
		国・県その他関係機関等との連携の充実・強化				
	幅広い連携・協力と地域社会総がかりの体制づくり	住民・地域団体等の協力や参加、協働の取組				
		青野山の点検・パトロール及び危機管理の体制づくり				
		町内外の人々・団体等とのネットワークづくり				
		情報の提供（共有化）・発信の体制づくり				
		来訪者の受け入れ体制の充実				
		地域社会総がかりの体制づくり				

※参考資料：『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年3月　文化庁文化財部記念物課）

（２）第２段階：実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価

実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価を、次に示す事項について確認及び評価を行う。

なお、関係する委員会、住民・地域団体、関係団体等の意見を把握し、確認・評価に反映することを検討する。

■保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

【確認・評価の方法等】

○津和野町教育委員会（文化財担当課）による確認・評価

○原則、前期・中期・後期の最終年度に、施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

■活用に関わる施策・事業の妥当性・効果

【点検・確認の方法等】

○津和野町教育委員会（文化財担当課）及び関係部署による確認・評価（文化財担当課による集約・整理）

○原則、前期・中期・後期の最終年度に、施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

■整備及び運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

【点検・確認の方法等】

※「活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

（３）第３段階：基本理念への寄与と改善点・課題の把握

実施した施策・事業は、

基本理念である『特殊なマグマで形成され、津和野を象徴的に物語る青野山』～その価値　と魅力をみんなの力で引き継ぎ、生かす～」

に、どの程度寄与しているかの評価を行う。

その方法としては、第１段階、第２段階の結果を踏まえながら、津和野町教育委員会（文化財担当課）が中心となって、関係部署による協議（ブレーンストーミング等）を行い総合的に評価・判断する。

また、関係する委員会、住民・地域団体、関係団体等の評価や改善点等に関する意見の把握について検討する。

なお、基本理念への寄与は、施策・事業を実施し、すぐに結果が現れるとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策・事業の積み重ねで効果が顕在化する場合が想定されることから、中期、後期の最終年度又は終了直後等、一定期間を空けて評価・判断する。

また、後期の最終年度等においては、計画全体の視点からも施策・事業や計画そのものの見直し、及び次期計画のあり方を検討する。

さらに、中期の最終年度等においても、積み残した課題、新たな課題を把握し、ＰＤＣＡサイクルを活用し、施策・事業の改善等に反映させるとともに、必要に応じて本計画の見直しを図る。

天然記念物及び名勝
青野山保存活用計画

令和６年(2024)３月

発行・編集　津和野町教育委員会
〒 699-5605
島根県鹿足郡津和野町後田ロ 64 番地 6
Tel: 0856-72-1854
Fax: 0856-72-1650
E-mail:kyouiku@town.tsuwano.lg.jp